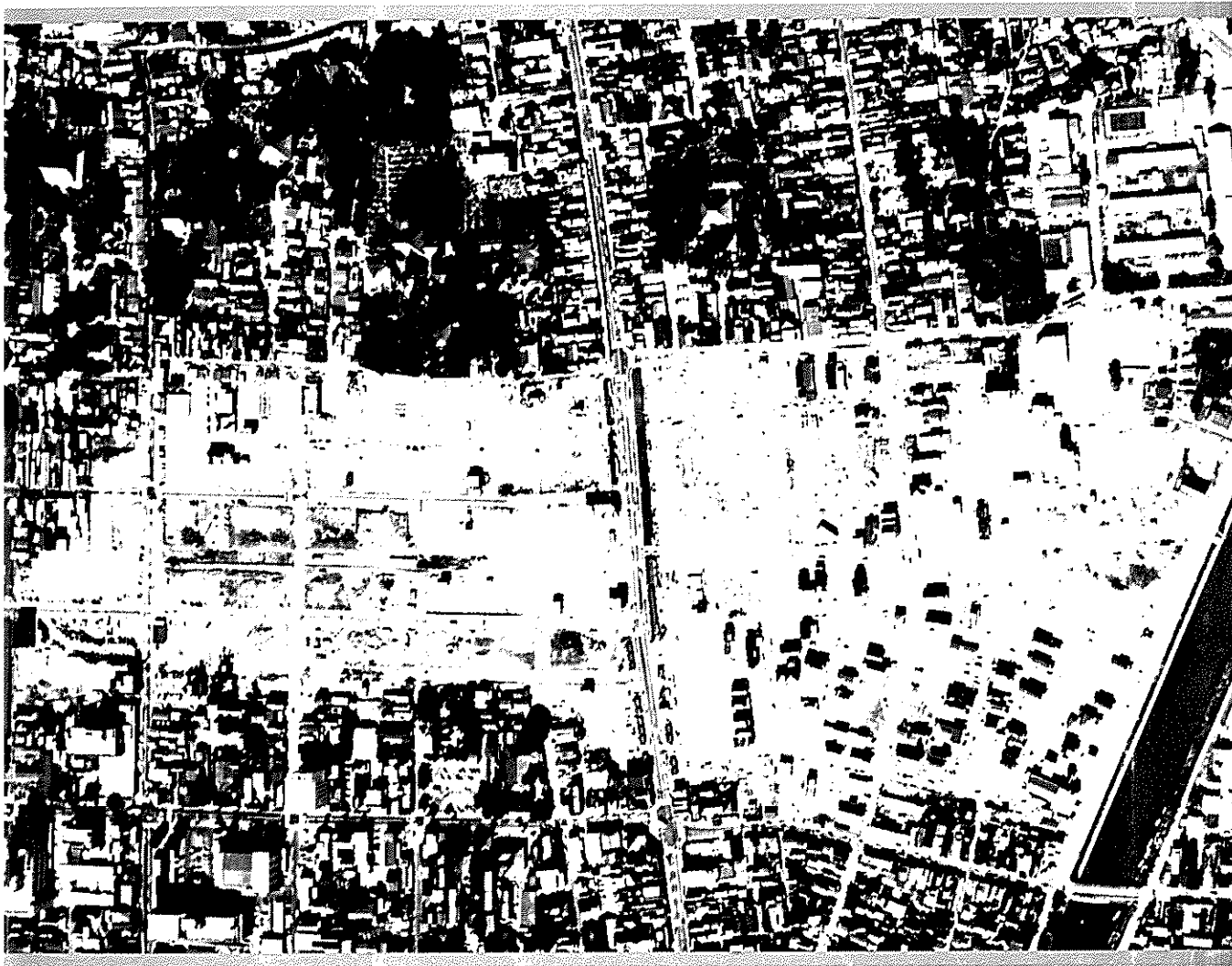


山形県建築士会誌

No. 67

酒田大火災害特集



1978. 2

社団法人 山形県建築士会

信用と技術



総合建設業 東南建設株式会社

建設大臣許可〔特般—52〕第3520号

山形市十日町二丁目5番3号

TEL (代) (0236) 41-3553

代表取締役 鈴木政助

秋田出張所

秋田市楯山愛宕下西町118番地

TEL (0188) 34-3480

米沢出張所

米沢市東一丁目14番8号

TEL (0238) 21-5214

新庄出張所

新庄市大字松本字一本柳296の4

TEL (02332) 2-0472

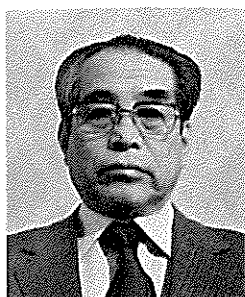
半郷作業所

山形市蔵王半郷字藤木434の1

TEL (0236) 88-2216



猛火は浜町通りを突破火の海となった市街地〔朝日新聞社提供〕 昭和51年10月30日午前1時 駅前東急イン屋上より撮影



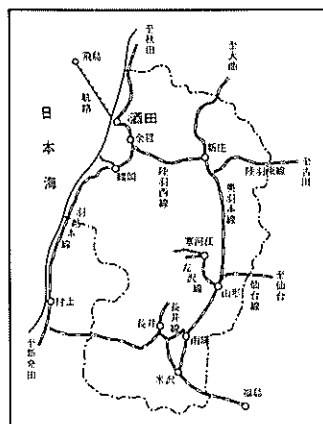
防災都市づくりの指針

会長 平吹 武

昭和51年10月29日、17時40分頃、突如として発生した酒田大火は、正に晴天のへきれきであり、翌30日にかけて千七百余棟を焼失し、物心両面に亘る大被害を受けた被災者に対し、衷心より御同情申し上げます。又大火直後から本会酒田支部においても関係機関に協力し、救援活動や復興活動に活躍されたことに深く敬意を表すると共に、建築士会連合会をはじめ、各方面の御見舞と心からの激励に対し厚く御礼申し上げます。

鎮火と同時に県・市当局においては、被災者の援護措置と併行して、「防災都市づくり」として復興するため、国の御指導を得て、極めて短い期間で基本計画を決定し、直ちに事業を進め、着々とその実をあげつつあることは、誠に喜しいことと存じますが、それにもまして、あらゆる困苦にじっと耐えながら、防災都市づくりに協力された被災者の不屈の努力とねばりに敬服するところです。

この酒田大火の記録と復興のあゆみは、本特集号に記述されておりますので、ここでは省略しますが、私共建築士として学ぶべきこと、又反省することが極めて多いと存じます。本誌に集録された貴重な資料は、将来にわたり建築士の教訓と指針になれば幸いと存じます。



酒田市大火災

発火	昭和51年10月29日 17時40分頃
鎮火	昭和51年10月30日 5時
風速	9.0~12.4M 瞬間最大 26.7M
焼失家屋	1,774棟 1,023世帯
罹災人員	3,300人
焼失面積	22.5ha
被害額	405億円



一夜明けた大火現場……

も く じ

防災都市づくりの指針……………	会長 平 吹 武
〔1〕 焦 土 に 立 つ……………	1
夜空に猛火が走る・大火の残した爪跡・焼失区域 被害概要・その日の気象条件・耐火建築物の被害状況	
〔2〕 応 急 対 策……………	29
諸法令の適用・救助活動・応急仮設住宅 仮設店舗・災害公営住宅	
〔3〕 防災都市づくりの復興計画……………	35
廃墟の中で原案づくり・ゆとりある緑と道路の町づくり り・準防火地域のみなおし・防火地域の新設・用途地域 の変更・区画整理事業の概要・住民対策	
〔4〕 建築物整備計画と復興状況……………	48
基本計画・住宅街の復興・商店街の近代化事業・市街地 再開発事業・耐震構造の課題	
〔5〕 酒田大火における県の対応	大 竹 昭 平 ……70
〔6〕 仮設店舗の建設にあたって	水 口 慶 市 ……73
〔7〕 大火の爪跡と教訓	建築士会酒田支部座談会 ……75
〔8〕 酒田大火の歴史……………	86
〔9〕 あ と が き……………	87

〈表紙写真説明〉

仮換地の指定が完了し、大火復興は東の新井田町より開始された。(52年9月24日撮影)
 東端が新井田川、左端と中央部道路添いの青い屋根は仮設店舗、北東部の浜田小グランドに応急仮設住宅も見える。〔酒田市都市計画課提供〕



一夜明けた被災地 1976年10月30日午前10時20分撮影

【1】焦土に立つ

(1) 夜空に猛火が走る

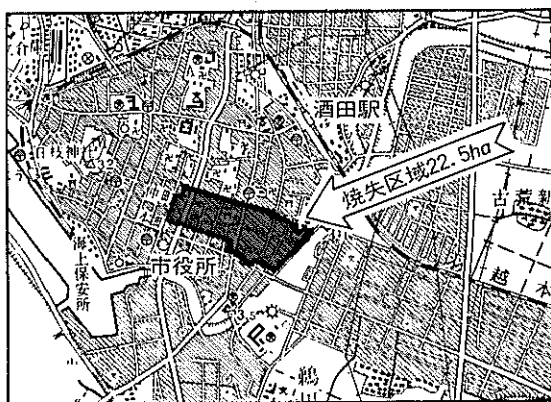
昭和51年10月29日、朝から台風並みの強い風が吹く木枯しの寒い日であった。

この日17時40分頃、上映中の映画館グリーンハウス（中町二丁目）から出火した火災は、折から吹きまくる26.7M（瞬間最大風速）の強風にあおられ、17時53分消防車が現地に到着したが、火元の木造建物の屋根から火煙が噴き出して放水もままならず、水柱は霧散して、火は隣家の大沼デパート脇の木造家屋より密集した商店繁華街に飛火した。18時30分頃、鉄筋コンクリート造りで地下2階、地上6階の大沼デパートに引火同ビル5階の

窓から火焰放射器のように吐き出す焰は、その北側のト一屋、てぶくろなどの大型店に移り大火の様相を呈してきた。

〔図-1〕

酒田大火焼失区域位置平面図 S=1:50,000



懸命の消火も効を奏せず焼け落ちるグリーンハウス

19時58分、酒田市は災害対策本部を設置し非常配備に入る。中町地区の商店街には避難命令が発令され、巾狭い道路は家財道具を手にして火煙と火の粉の中を逃げまどう市民の群でごった返し、さながら戦時中の大空襲を思わせた。出火当時北東に流れていた火勢はやや東に変ったが、この地区は酒田市の中心商店街で、大沼デパート、てぶくろ、スーパーマルイチ、協同店舗等の防火建築があり、延焼拡大を防止すること約2時間に及んだが、木造建築に包囲されたこれ等のビルも猛火には抵抗し切れず、炎は中町アーケードの上から下へと紅蓮の柱となって走り抜け東へ東へと扇状に広がり、何とも言えないような恐怖と共に重大な事態の発生を感じさせてきた。

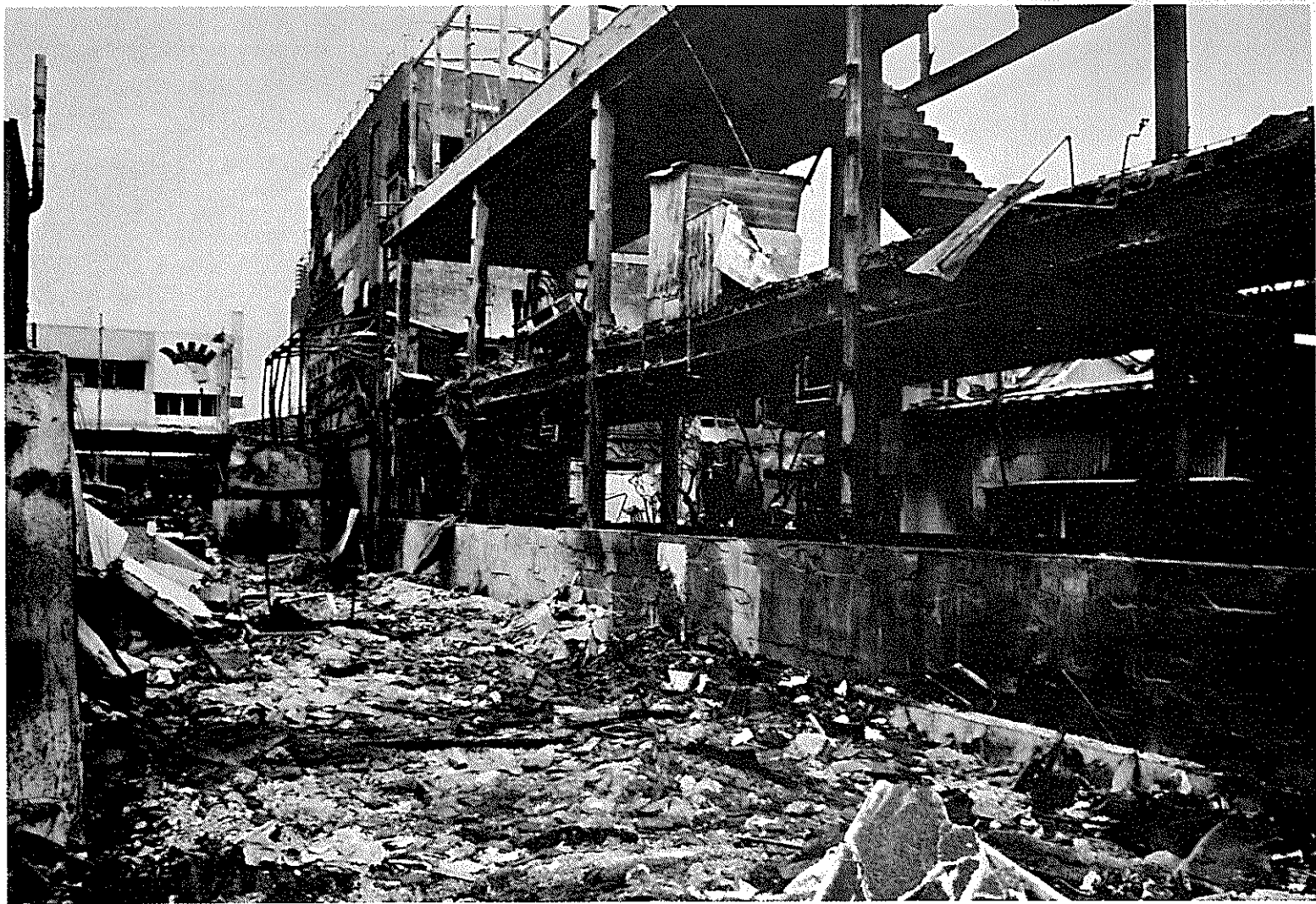
20時30分、対策本部は自衛隊の出動を要請各所より応援にかけつけた 100台以上の消防車の活動にもかかわらず、猛火は二番町に移る。この頃、火勢を浜町通りの巾員15M 道路で喰い止めようと10数台のブルドーザーを風下に待機させ、その道路の手前で破壊消防することも検討されたが、既に荒れ狂った火勢は延焼時間を短縮しながら 100～200M 先に火の玉となって一番町方面に飛火しているため、破壊作戦を断念し、火勢を新井田川に追いつめながら、火勢の巾を少しでも縮少することに全力を集中した。

しかし、一番町以东には古い土蔵の外には耐火建物も数少なく、22時30分、自衛隊の先発が到着する頃には、100棟以上の建物が次から次へと焼失し、応援にきている間に自宅が焼け出すなどの悲劇も続出した。延焼状況を把握するにも車が使用できず、烈風と時折叩きつけるような雨の中に市職員は自転車と足で走りまくった。しかし、夜空



真赤な火炎が夜空を焦がす





商店街の惨状

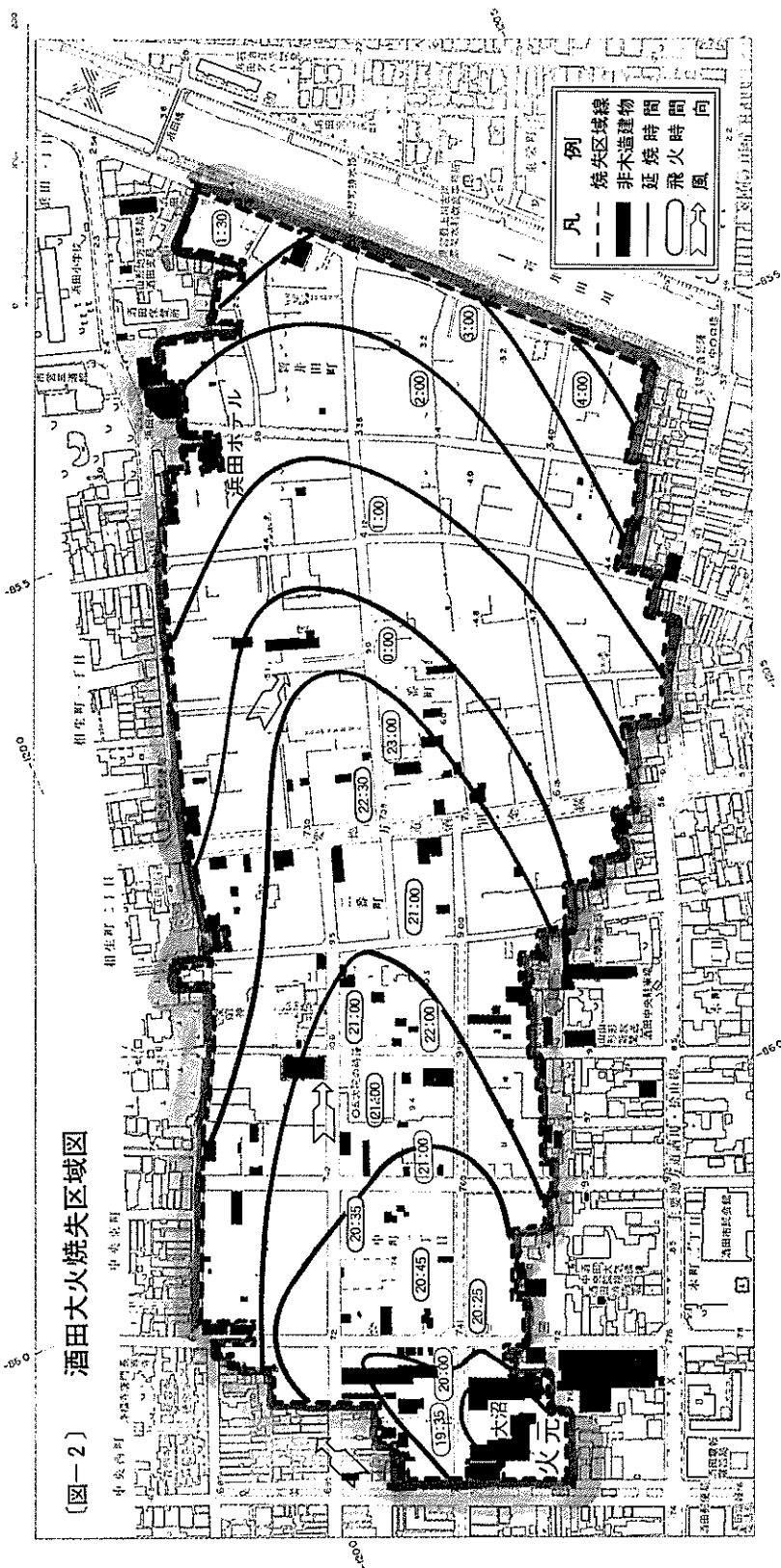


焼失前の全景(白線部分が焼失区域22.5ha)



①発火場所 ②焼失商店街 ③酒田市役所 ④電報電話局 ⑤本間家本邸 ⑥新井田川 ⑦浜田小学校 ⑧天真学園

一面の焼野原



を焦がして走りまくるその巾300Mの猛火と焼煙、そして降り注ぐような火の粉に吞まれて活動は思うままにならず、現場待機のアマ無線の協力報告で、延焼速度が急に早くなっていることを知る。

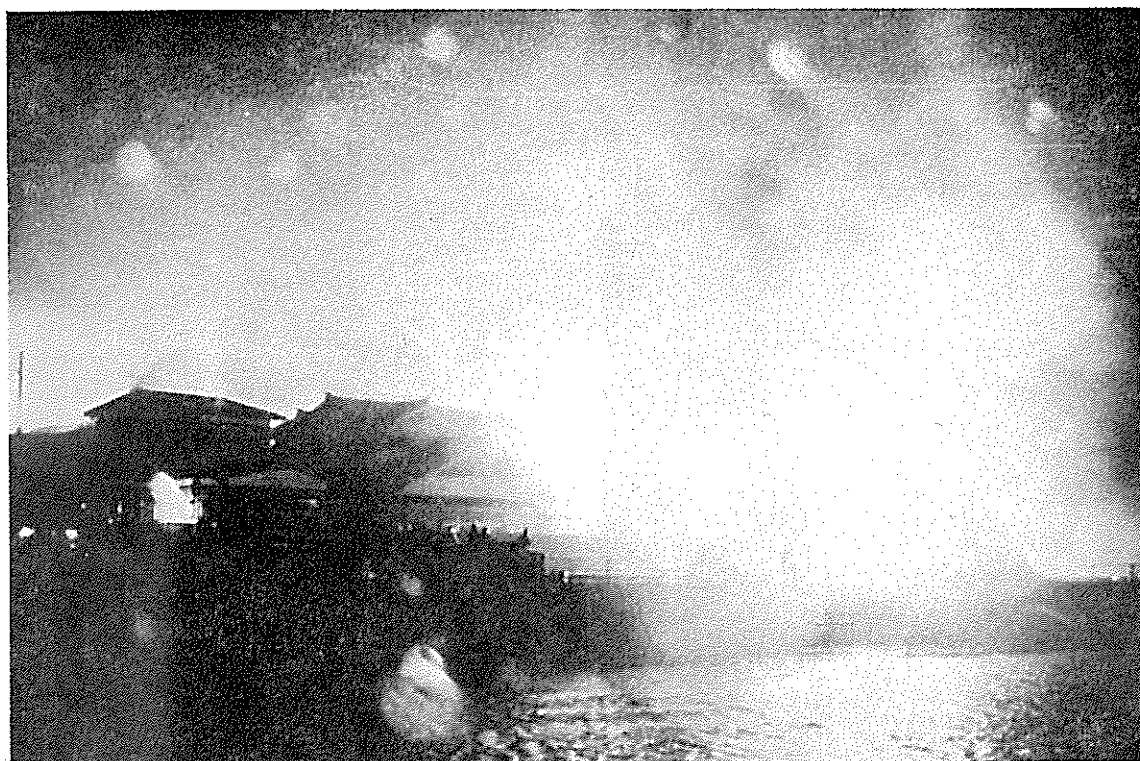
10月30日、午前0時、焼失家屋380棟余り、新井田町まで延びた火の手はその衰えもみせず、浜田保育園にも延焼、浜田小法務局危ふしとの情報も入り夜中の対策本部は騒然となった。県内外の消防隊の応援要請、日赤山形県支部に救援要請、避難場所の誘導、風向きの変化による避難所の変更、応援自衛隊の到着、走りまくる報道陣、一刻も早く破壊消防と呼ぶ住民の声……。

これらの騒ぎをあざ笑うかのように火勢と風速は少しも変わらず、夜半に入って新井田町全域は火の海となり、中の口より上本町への延焼も必至とみられ、更に巾40Mを隔てた新井田川対岸にある

東栄町の住宅街にも火の粉が降り注ぎ、燐失家屋も700棟を超え事態は急速に悪化した。

このため消防隊は、一部中の口にある県道酒田松山線沿いの住宅の破壊活動を開始すると共に、全消防力を新井田川対岸に集結し、ここを最後の防火線として設定、水のカーテンによる全力放水によって死守し、ようやく危機を脱した。

午前4時30分、消防本部は延焼のおそれなしと判断した。戦後四番目の酒田大火は、217台の消防車と、2,657名の消防団員の必至の活動、2,504名の自衛隊の応援にもかかわらず、出火以来11時間半に亘って燃え続け、1,023世帯を焼け尽し、3,300名の罹災者を出して、午前5時ようやく鎮火した。



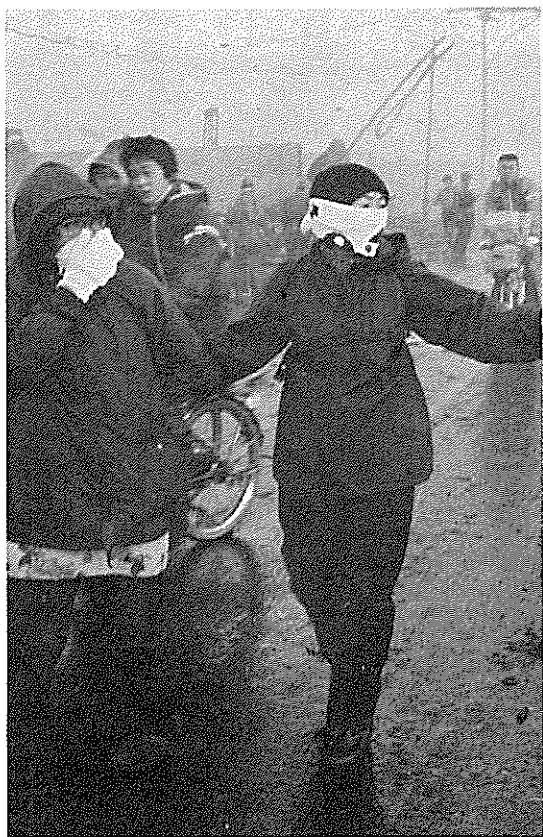
最後の死線となった新井田川より延焼中の被災地、白い点は火の粉

(1) 大火の残した爪跡

焼け跡は無惨であった。不燃と信じていた鉄筋コンクリートのビルや、土蔵の多くも焼け落ち、中町銀座の鉄骨アーケードも飴のように曲り、至るところにガレキの山が出来上った。焼け跡で勉強道具を探す子供の姿が涙をさそい、放心した罹災者は家なき我が家の土地に戻ったが、そこにあったものはコンクリートの基礎と、焼けくずれたトタン板だけであった。このような惨状の中に、不思議と思われる程無傷で焼け残った建物も人々の目についた。風上に巾50M、長さ70M程の駐車場と周囲の樹木のために奇跡的に助かった木造モ

ルタル造の2階建住宅もその一つである。

その建物は、風道が広い駐車場の周囲を通り、直接のふく射熱から遮断されたことや、火の粉が屋根の上を飛び越して落下しなかったことが、焼け残った直接の原因と思われるが、家人が窓ガラス全部にガムテープを張り、ガラスの割れを防ぐと共に、屋外水道からゴムホースで屋根に放水していたことも延焼防止に効果があったと判断されている。又、専門家の中では、複雑な風の渦巻き状態が、この土地の部分で台風の目に入ったように静止したかも知れないと指摘しているが、いずれにしてもさまざまな好条件が重なったことは事実である。この外にもさして広くない神社と隣り



我が家を求めて（朝日新聞社提供）

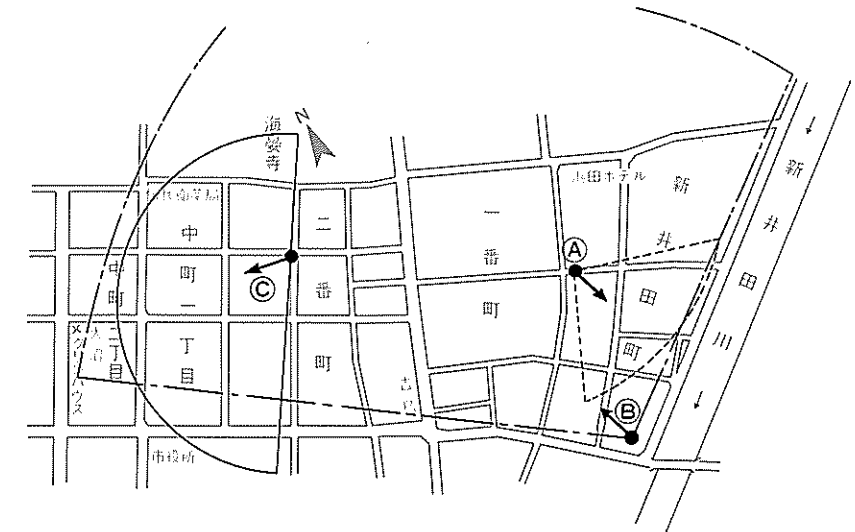


焼け残りの金庫にたたずむ少女

きな臭い匂いと残火の煙がくすぶる被災地



新井田町丸銀食品前より南東方面のガレキの山



新井田町東南部より望む被災地の惨状



商店街（中町地区）の被害状況

〔写真提供 佐藤三郎氏（酒田支部）〕

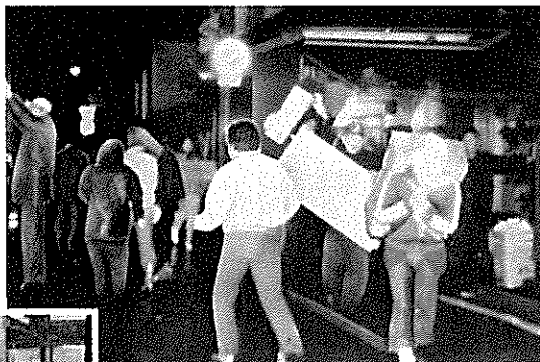
あった小家屋、耐火構造の風下にあった商店、最新の建築基準法によって消火設備を具備したホテル浜田等焦土の中に残されている。その反対に、二番町の愛宕神社、中町一丁目の天満宮等は、かなりの空地と樹木があったにもかかわらず、地形が高台にあったために焼失した。

二番町の南端にあの大火を知らなかったような

建物がある。それは「本間様にはおよびもせぬがせめてなりたや殿様に……」といわれた大地主、酒田の本間様の本宅である。建物は決して豪華なものではないが、明治の庄内地震にもびくともせず、今回の大火でも中央の専門家の口から「防災都市の縮図」として高く評価されている。



猛火は商店街に飛火し大火の
様相を呈してきた（10月29日19時頃）



夜明けと共に避難先より戻る市民

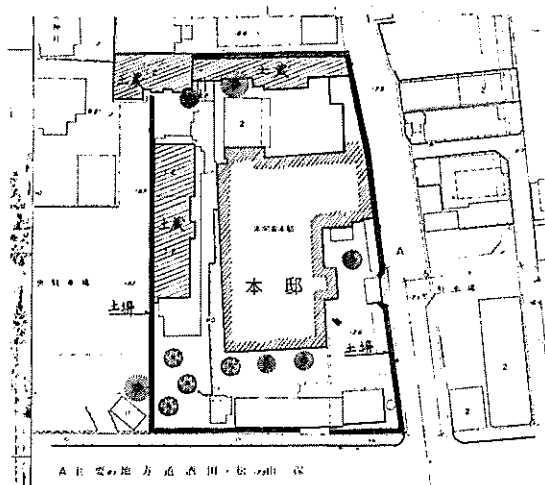


暗夜の避難
〔山形新聞提供〕

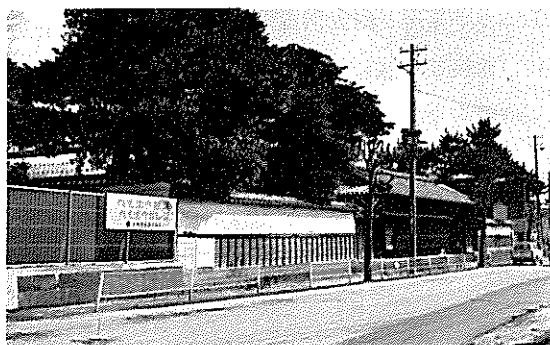
本間家の配置は、宅地の周囲を土堀で囲み、特に北側と西側には高い土蔵があり、その傍に樺の大木を植え、季節風の風下に当たる部分に母屋が建てられている。この設計は、酒田特有の強い北西の風を予期し、風上の火事は第一に土堀と土蔵で受け止め、次に大きな立木によって上昇する風をやわらげながら火の粉を吸収して（この位の大木は小さな鉄筋ビルに相当する位の効果があるといわれている）母屋を守る。全く理想どおりの配置設計であり、今回の大火にも完全にその理論が証明されている。ここにも先輩の防災都市づくりに対する偉大なる功績と教訓を発見することができる。

猛火の残した爪跡を今一度ふり返ってみよう。出火したのはグリーンハウスであり、この建物は戦前木造の倉庫であったが、その後改造して洋画専門の映画館として使用されていた。出火場所は東側のボイラー室が濃厚だと言われたが、その後

〔図-3〕 本間家本邸 〔防災都市の縮図〕



本間家本邸配置図



土堀と大樹が火災を守った ▲



ただ一軒残った木造住宅



焦土の中に残ったホテル浜田

猛火のツメ跡 無残

鉛色の空が不気味に動く夕飼どき
グリーンハウスから出た炎は

『愛のコリダ』を包み、隣家を焼き

あつという間に大沼から憤火した。

35米の風は放水を霧散し、火に届かない。

どす黒い炎はアーケードを突走り

稲妻のように駆け抜ける

商店、会社、旧家、老舗と名のある建物が

次から次と煙に巻かれ焼け落ちた。

時折り吹きつける横なぐりの雨の中を

風呂敷を背に、子供連れの人々が逃げる。

必死の消火を笑うように炎は拡がり

二番町から浜町通りへと飛火する。

火は更に一番町から新井田町へと延びる。

電柱が崩れ、トランスが焼け落ち

消火ホースがくもの巣のように地面を這う。

赤く雲に映る空は東へ東へと移って行つた。

八十年前の先人の訓を活かすすべなく

一瞬の立遅れは、酒田の繁華街を油紙のように

燃やしてしまった。

どんな小さな幸せをも見逃さず

ゆつくりと時間をかけて焼き尽した炎は

悪魔のツメ跡を残して晩秋の朝空へ消え去った。

茫然と立ちすくむ人々

くすぶる焼け跡を探す老人

遮えざるものもないガレキ越えに

寒む寒むとした川向うの団地が痛ましい。

『災害は忘れたころにやってくる』

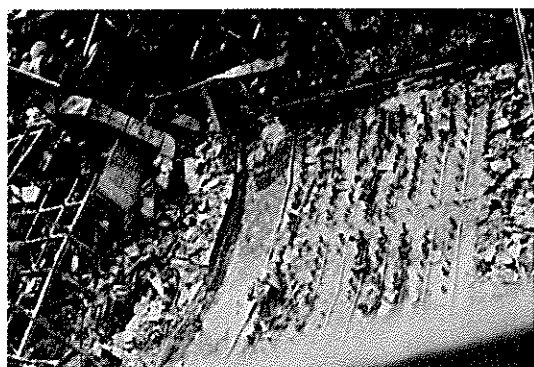
聞き慣れたこの言葉を、もう一度

肝に銘じて噛みしめたい……………。

(丘 いまき)



新井田川付近よりホテル浜田（西側）方面を望む



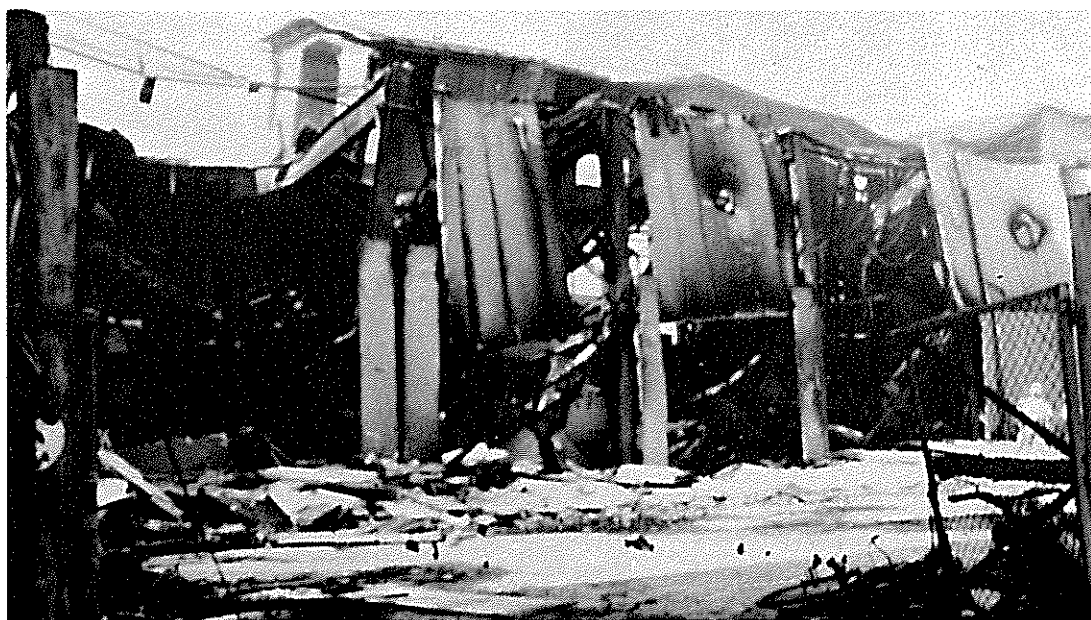
出火建物グリーンハウス
(左側ボイラー室)

の調査で漏電説に変わり、まだ出火原因は判明していない。いづれにしても、グリーンハウスの猛火が、あとで述べる経路を辿りながら大沼百貨店に飛火し、このような大火になったことは事実である。

そこで〔図-2〕でもわかるように、この付近には、協働社、新栄ビル、てぶくろ横丁、ト一屋、



茫然として焼け跡をみる市民



新栄ビル(鉄骨耐火造2階建)ALC板も大火に屈した



手前 建設中のまる五商店・その後は崩れ落ちたト一屋商店（鉄筋造4階建）



全焼した映画館（中央座）



(左) 建設中の鉄骨造 (右) 配電工業

産業会館等、鉄筋又は鉄骨耐火造がグリーンハウスを囲むように建ち並んでいたが、残念ながら防火帯又は、防火街区としての形成でなかったため、中町2丁目の区域の中での大火を止めることはできなかった。それにしてもこれ等の耐火構造が出火後2時間も必至になって近隣街区の延焼防止に果たした役割は、極めて大きいものがある。大沼ビルの5階より吹き出した炎は北側のト一屋（鉄骨モルタル造）を一瞬にして炎上させ、程なくして木造の映画館中央座にも飛火した。鉄筋2階建の「まる五商店」は建設中のビルであったが、既



延焼防止に役だった土蔵 (左) と伝兵衛薬局

に外装が完了しており、風上に開口部がなかったのが幸いして無傷のままで残った。

中町と内匠町の両街区を結んで建てられた鉄筋2階建の新栄ビル（1階マーケット、2階は飲食店）は、4～5年前の冬にも東側にあった木造建物の火事で延焼が心配されたが、鉄骨に取り付けられたALC板が、その耐火偉力を発揮して無傷であった。しかし今回の大火には勝てなかった。

被害の跡を、中町2丁目から東の中町1丁目に追ってみると、繁華街の鉄骨アーケードは飴のように曲り惨状を呈している。このアーケードが消



アーケードが火焰の通路となった説とあの強風下ではアーケードの有無は関係ないという説に分れた

火作業を不可能にし、火勢のトンネル役を果たしているが、その理論づけは専門家にゆづることにして、この問題については酒田支部主催の座談会も参考にして頂きたい。(78頁) 参照

中町1丁目の北側に鉄骨の軸組だけの3階建がぽつんと建っている。この建物は鉄骨の建方がほぼ完了したところで火災を受けたもので、肉眼ではよくわからないが、鉄骨の強度低下と座屈が心配される。道路の右側にあるのは耐火被覆が模範とされた「配電工業」の鉄骨であるが、内部は全て焼けている。

この地区で、鉄筋3階建の「伝兵衛薬局」と、その両側にある土蔵が完全に防火帯となり、その北側の延焼を防止しているのが目立っている。

中町1丁目の主要道路を突走った焰は、午後9時頃には二番町に移る。浜町通りには数軒の鉄筋

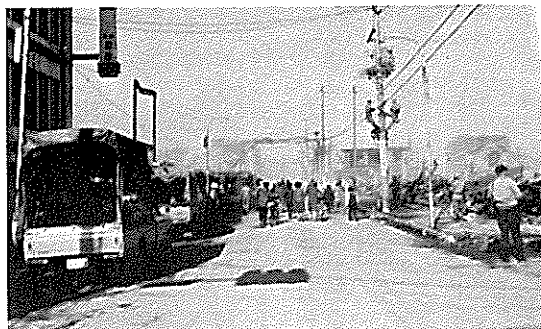
ビルがあったが、風上に開口部がなかった「相蘇紙店」は外壁の損傷だけで焼け残ったが、ここも防火帯でなかったために、「遠田薬局」等鉄筋3階建の中高層ビルは、窓から火が入ったり、簡易防火シャッターの隙間から焰が廻って内部は全焼し黒い焰の跡を残した外壁が、あの夜のすさまじい火勢を物語っている。

鉄骨3階建の「吉鳥」は、さまざまな好条件により被災しなかったが、その東側にある一番町は風向きが南東に変わったことも手伝って短時間(約2時間)で焼え尽した。

出火当時、酒田市民の大部分の人が、どんな大火でも、二番町と一番町の堺をなす巾員15Mの都市計画道路(豊里・十里塚線・通称浜町通り)で阻止できるものと信じていた。それが強風と飛火によって破壊消防さえできず、あっという間に猛



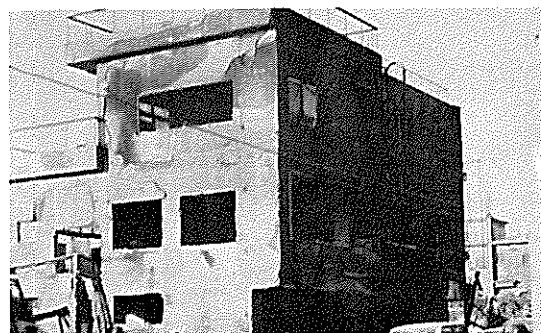
中町一丁目の惨状(菊池菓子店付近)



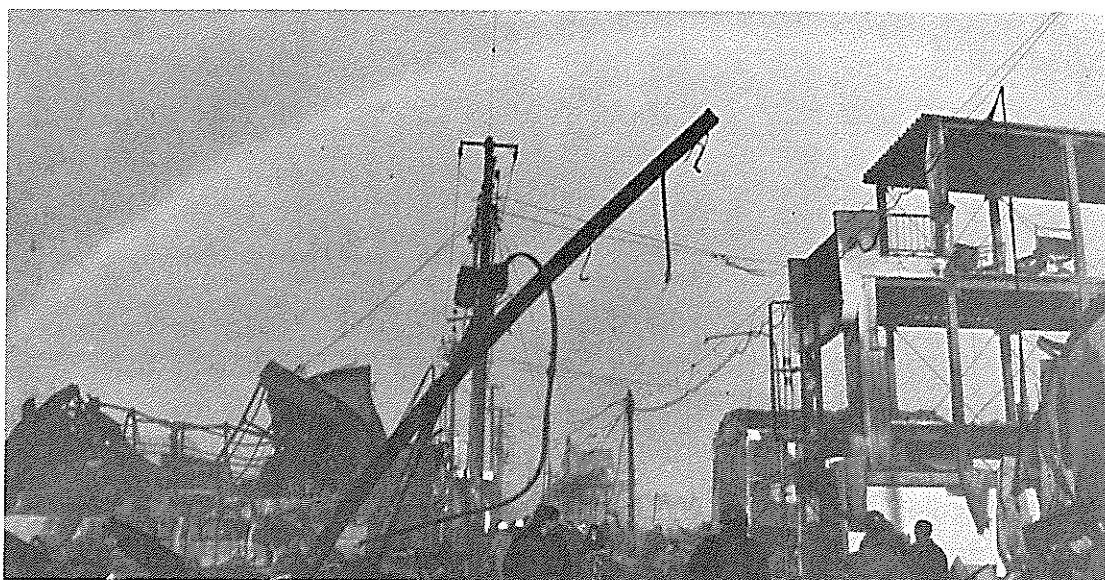
延焼を止めた「吉鳥」



風上に開口部がなかった相蘇ビル



内町通りの遠田薬局(RC-3階)



焼け跡に無情の虹が……（朝日新聞社提供）

火はこの道路を突破した。一番町から東に延びる新井田町には、古い土蔵のほかに大火を止めるものは、小さな神社と駐車場の広場しかなかった。

一番町のほぼ中央にある古い酒醸家「亀染」の土蔵と煙突が焼野原の中に建っている。広い駐車場の東側にあって、ただ一軒残った木造住宅もこの地区である。

新井田町はその昔は水田であった。かつての地主は広い土地を所有しており、一街区の面積も、

焼失区域の中では広がっている。しかし戦後地主が土地を分譲したため細分化され、私道が次から次に生まれ何時の間にか過密住宅地となった。

（図－13市街地建築密度概況図参照）そして、建物の90％は古い木造である。わずか2時間足らずで全てを焼き尽し、庭石と黒こげた立木が在りし日の面影を残すのみとなった。

このような焦土の中に、近代建築の偉容を示しているのが「ホテル浜田」であり、新井田川沿い



一番町の酒醸業「キラク」



石と枯木が残った新井田町

の深い緑と、三吉神社の鳥居を包む立木の青い葉が人目を引きつける。

一番町と新井田町の南面にあたる県道松山線沿いの住宅は夜中の破壊消防により強制撤去され、半焼の木材が散乱していた。この破壊消防により一番町の角地付近、そして県道の南面にある上本町地区は、被災から免れることができた。

10月30日午前2時頃、最後の死守線となった新井田川（河川巾40M、両岸道路も含めるとその巾約60M）を火の玉が飛んで行く。数十台の消防自動車、水のカーテンにより一勢放水して対岸の住宅街を必至に守って火は消えた。

酒田大火の残した爪跡はあまりにも大きく悲惨であった。商店街の受けた被害も甚大だが、それ

にも増して住宅街の損失も甚大である。この大火を阻止したものは何か。一概には言えないかも知れないが、「水と森が大火を止めた」としても過言ではない。それは焼け止り線を見ればよくわかることである。強い風が東西の道路と並行に進んだとしても、被災地の北側には8M程度の道路しかなかったのに、多くの社寺の空地と森が、完全に延焼を阻止した。又被災地の南面は、本間家本邸等の土蔵や、小さな非木造の建物、更に鎮守の森がその大役を果たした。そして東面は新井田川の水が死守線となったのは前述のとおりである。

防災都市の建設は、道路巾員を50～60Mに拡巾しただけでその成果を期待することが無理であることは、既にこの大火の残した教訓でもある。防



破壊消防により半焼した家屋と残材



焼け残った新井田川沿いの立木



三吉神社の鳥居と大木（新井田町）



新井田町 丸銀食品付近

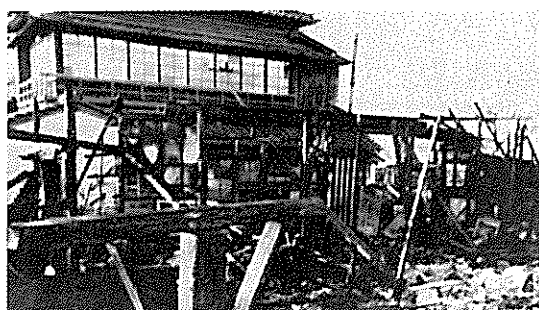
災上の都市空間と、防火建築をどのようにセットできるかが酒田復興の大きな鍵であり、防火地域の新設計画もその線に沿ったものである。

大火の恐怖については、酒田支部会員の被災者が座談会で語っているとおりであるが、更に筆を加えることにする。

《耐火造を過信》 二番町の I 氏（薬局業）

あの夜同窓生の会合でほろ酔い気嫌になっていた。「二番町に火の粉が飛んでいる……すぐ帰れ」の電話で腰をあげたが、居並らぶ同僚に「ボヤだろう。消防が来て火はすぐ消える。またくるぜ」と言い残して寺町に向った。そこでは「まる五」が火事だと教えられ、中央通りまで来ると、火元はグリーンハウスであると聞いた。

鍛冶町では寝巻きを着た人も道路に立って遠くから火を見ていたし、大工町の人々も火はすぐ消



半焼した木造家屋（一番町）

えると言っていたので、安心して家事につく。

しばらくすると風向きは変わり火勢は益々強くなった。吹雪のように火の粉がすぐ傍まで降るようになり、時々火の玉も飛んでくる。そして路上の段ボールに火がつくようになって恐怖を感じた。しかし私は鉄筋3階建の自宅と、裏の土蔵を信頼していた。土蔵の屋根に登り、火の粉を消す一方ホースで散水したが水圧がない。

自宅が燃えるとは思っていないので物を運び出す気にもなれなかった。火事見舞と手伝いに来た人が、土足で上り込み荷物を出すよう進言してくれたが、私は靴を脱いで家に入り「荷物を出すと明朝の片付けが大変だ……」と笑っていた。

火勢は予想外に早くきた。午後12時頃、2階のアルミ窓から入った焰は、不燃を信じていたこの家の主を笑うかのように室内から燃えて行った。



水と森が大火を止めた



(右下が新井田川)

商売用の油類を除くすべての商品と財産は短時間で灰となったが、唯一つ焼跡に残っていたものは、茶の間の床飾りにしていた「大黒さんと、えびすさん」が無傷であった。

註…被災者の大部分は「まさか自分の家が焼け

る…」とは思っていない人が多かった。延焼時間が長いだけに、自動車の炎上も少なく、プロパンガスもある程度回収に成功したので、死傷者を最低に留めたことは、せめてもの幸せであった。



焼け止り線には多くの緑が目立った（上の方が寺の森）



住宅街の惨状

(3) 焼 失 区 域

〔図－２〕 の通りであるが、焼失面積は22.5 ha、(巾230～340M、長さ860M) で 〇 内の数字は飛火した推定時間を示している。



(4) 被 害 概 要

〔表－１〕 対策本部の確定報告

区 分			被 害	備 考	被 害 額 (千円)	
人的被害	死 者	人	1	上 林 消 防 長		
	重 傷 者	人	10			
	軽 傷 者	人	993			
住 家 被 害	全 壊	棟	967	専用住宅	516棟	専用住宅 4,500,000
		世帯	1,016	併用住宅	458棟	併用住宅 6,900,000
		人	3,270	店 舗	43棟	店 舗 3,100,000
	半 壊	棟	7	そ の 他	757棟	そ の 他 3,400,000
		世帯	7	計	1,774棟	商品・償却資産 21,700,000
		人	30	焼失建物面積		商店街共有物 100,000
				152,105㎡		
非住家	公共建物	棟	1	浜田保育園		
	そ の 他	棟	799		計	39,700,000
そ の 他	病 院	箇所	診療所 6		電力施設	70,000
	道 路	㎡	31,325		交通安全施設	40,000
	水 道	箇所	止水栓 988		都市ガス施設	30,000
	通 信	回線	1,170		プロパン施設	10,000
					電信電話施設	100,000
					公 共 施 設	550,000
					計	800,000
り 災 世 帯		世帯	1,023		合 計 40,500,000千円	
り 災 数		人	3,300			

(5) その日の気象条件 ■ 酒田大火と日本海低気圧 ■

日本気象協会の〔気象76年～12月号〕によれば、10月28日に日本海を北東に進んだ低気圧は顕著な前線を持ち、西日本から雨、29日には北海道西方海上で停滞して988mbと発達、一方、前線の閉塞点（三陸沖）に28日21時低気圧が発生し発達しながら千島に向った。このため、北日本を中心に冬型となり、日本海側で西寄りの風が、東日本では南寄りの風が強まった。

日本海側ではヒョウ（深浦、酒田、富山）アラレ（新潟、長岡）初雪（山形、新庄）を観測、酒田では29日17時50分頃出火、11時間以上燃え続け

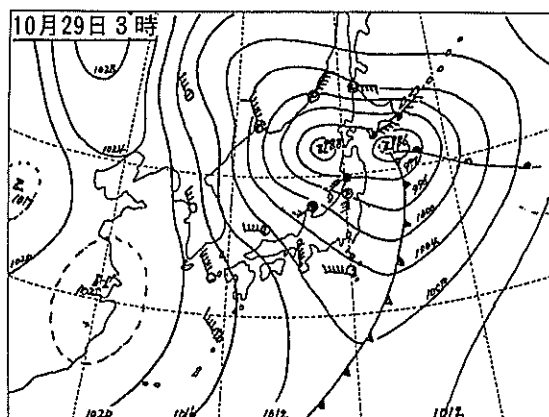
た大火となった。この日の最大瞬間風速は9時40分、WS W28.7M、火災中の21時25分ではWS W26.7Mを観測した。又秋田県本荘以南では高波が防波堤を超え、非住家全半壊破損16、浸水400戸、福井県では、突風と高波で漁船116隻が被害、家屋全半壊16、浸水200戸、山形県では28日11時40分風雨波浪注意報、29日18時20分更新、秋田県では29日19時15分、沿岸海上に暴風雨波浪警報が発令された。更に29日の高波によって、鶴岡市、温海町の海岸地帯で大損害を受けた。

〔表一 2〕 酒田測候所気象資料

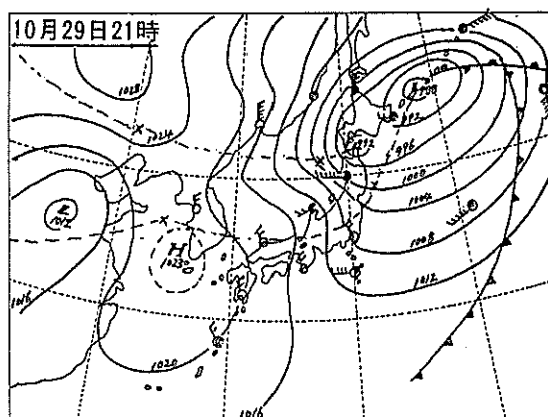
時	要素	気 圧 mb	気 温 ℃	湿 度 %	天 気	風 向	風 速 %	前1時間最大瞬間 %	前1時間降水量 mm
29日10時		996.6	11.8	71	曇	WS W	11.0	28.7	2.0
11		996.4	10.8	66	〃	W	11.5	25.0	0.0
12		995.8	10.0	71	雨	〃	8.2	25.5	0.5
13		996.8	8.0	76	〃	〃	8.2	22.2	1.0
14		997.2	8.1	65	〃	〃	9.1	22.8	0.5
15		998.2	8.3	69	曇	〃	8.0	20.7	0.5
16		998.4	7.3	77	雨	〃	8.9	23.3	0.0
17		998.0	8.0	77	〃	〃	11.7	26.6	1.0
18		998.3	8.5	73	雨あられ	WS W	12.2	26.3	0.0
19		997.8	9.1	79	雨	W	11.1	26.4	2.0
20		999.3	9.2	74	〃	WN W	9.0	25.2	1.0
21		001.0	9.9	76	〃	〃	12.0	25.7	0.5
22		003.4	10.1	66	〃	〃	12.4	26.7	0.0
23		005.2	8.9	74	曇	〃	10.0	22.9	0.5
24		007.0	9.2	72	雨	〃	11.5	20.9	0.5
30日1時		008.4	8.9	77	〃	〃	12.3	21.2	2.0
2		009.8	9.3	75	〃	〃	11.7	21.5	1.5
3		010.9	8.9	81	〃	〃	10.8	21.1	1.0
4		012.2	9.4	75	〃	〃	9.3	19.9	2.0
5		013.9	9.4	77	曇	N W	10.1	17.3	1.0
6		015.0	9.3	71	雨	WN W	4.2	16.2	0.5
7		016.1	9.9	69	〃	〃	8.6	16.4	1.5
8		016.7	10.2	69	曇	N W	7.0	13.1	—
9		017.1	11.5	61	晴	〃	6.6	12.0	—
計									19.5

29日 最大瞬間風速 28.7% WS W 09時40分
 火災発生後の最大瞬間風速 26.7% WN W 21時25分
 同 上 最大風速 14.3% WS W 18時10分

〔図-4〕



〔図-5〕



酒田市は冬季日本海沿岸地帯特有とみられる、日本海からの湿気を含んだ強風の吹く日が多く、秋田県で戦後2度の大火を受けた能代市に類似している。〔表-3〕でもわかるように、酒田市

は年間の約38%にあたる139日に亘って10M以上の風が吹き、しかも時期的には11月～3月までがその70%を占めている。又15M以上の強風も年間48日に達している。

〔表-3〕 日最大風速の階級別日数及び最多風向 (理科年表より転載)

		月	酒 田	秋 田	新 潟	金 沢	東 京	大 阪
10 % 以 上 の 日 数	1		24N W	17N W	17W N W	7S S W	6N N W	7W
	2		20	13	13	4	8	4
	3		17	12	11	3	10	5
	4		11E S E	7S E	6S S W	2E	12N N W	4N N E
	5		7	6	3	2	9	3
	6		4	2	2	1	4	2
	7		5E S E	2E S E	2N N E	1E	5S S E	3W
	8		3	2	3	1	5	2
	9		5	5	5	1	3	2
	10		7E S E	5E S E	5S	1E	4N	2N N E
	11		15	11	10	3	4	1
	12		20	14	15	5	5	4
年 合 計			139	96	90	29	75	40
15 % 以 上 の 日 数	1		12	4	3	1	0	1
	2		9	2	3	0	1	0
	3		7	2	2	0	2	0
	4		2	1	0	0	1	0
	5		1	0	1	0	0	—
	6		0	0	—	—	0	0
	7		0	—	0	—	0	0
	8		0	0	0	0	0	0
	9		2	1	1	0	1	0
	10		1	0	0	0	0	0
	11		6	2	3	0	0	0
	12		9	2	3	0	1	0
年 合 計			48	14	15	1	7	2

これらの資料からも

酒田市の冬は北西の風が強く、しかも日照時間が少ないため暖房用火器の使用も多い。従って火災発生の機会も多いわけで、風による延焼の可能性も高い。

過去100年間、酒田市に大火がなかったことがむしろ不思議とされているが、先祖から初期防火に強い町づくりが伝わり、建築では外壁、軒先に鉄板の使用が特に目立つのもそのためであろうか。

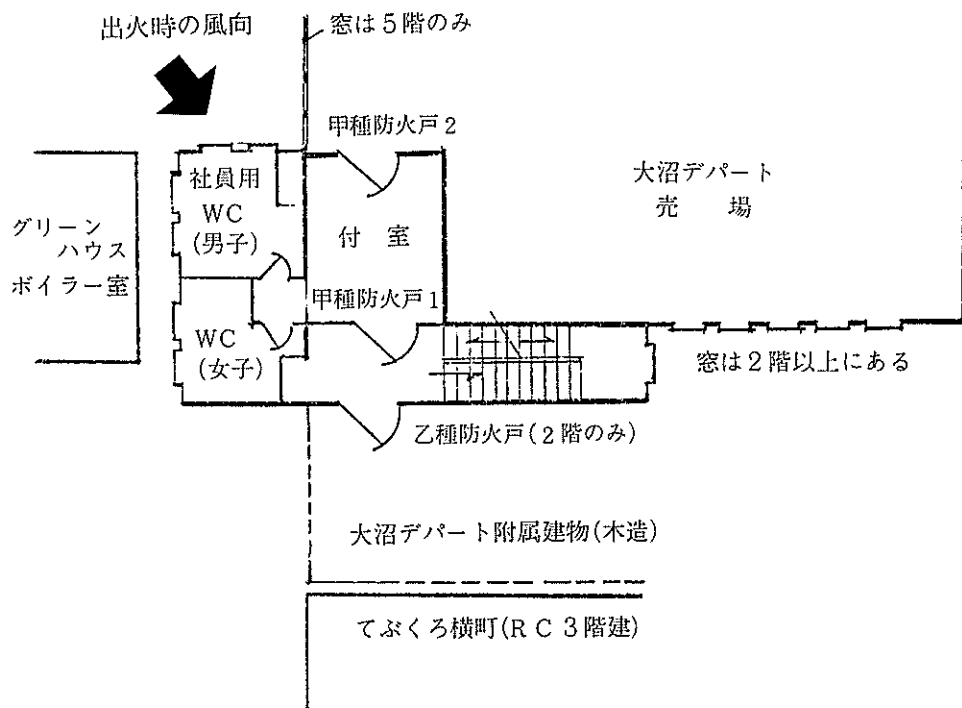
(6) 耐火建築物の被害状況

建築物の被害のあらましについては、前に述べたとおりであるが、大沼デパート（地下1階地上5階）等を中心に耐火建築物の被害について、建設省建築研究所の「酒田大火調査速報」を参考にしながら要約してみる。

■大沼デパートの延焼経路と被害■

大沼デパートは火元グリーンハウスと近接している。しかも出火場所が火災当時グリーンハウスのボイラー室と推定され（最近では漏電説が強くなった）一般的には、ボイラー室から大沼デパート南側の開口部に火が入って、地下を除く地上階の売場部分を全焼し、この焰が広く延焼したと理解されていた。

ところがその後の調査から〔図－6〕による大沼デパートの配置図で、社員便所、付室、階段室の焼損状態から延焼経路を推定すると、①建物の外から火が入った場合、3階は付室まで、5階は直接売場まで火災が侵入する恐れがあった。②便所は3階の男子便所の一部のみが焼失しているだけであることから、便所部分から火災が侵入したとは考えられない。③2階踊り場の自動販売機が焼けていない事と、階段の焼失は3階以上が大であることから、3階の階段室小窓より火災が侵入したものと思われる。④以上を総合すると、大沼デパートの附属建物（あとで増築した木造らしい厚生施設）が一番早く延焼し、その焰が階段室の小窓から侵入した。そして階段部分に置かれた物品を燃焼させ、それが大きな炎となって、防火戸の閉め忘れた3階付室、及び5階付室を通り、更



〔図－6〕 大沼デパート配置図 (出火点付近)

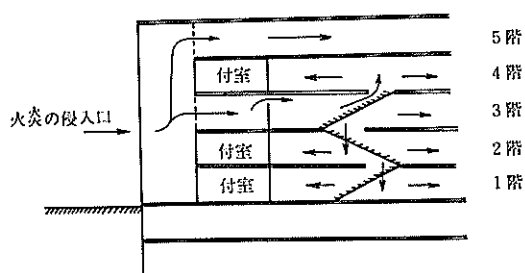
に売場、食堂へと侵入して行ったものと推定される。

以上のことから火災の進入経路は〔図－7〕に示すように2つの経路によるものであり、5階には早期に火災が侵入したが、3階は付室の区画破壊に要する時間の遅れを待って、火災が侵入して行ったものとみなされる。

3階付室の防災区画は〔図－8〕に示すようにブロック積みとなっているが、このブロック積みは途中まで完全な防火区画となっているが、その上部は石膏ボードのみで区画しているため、火災の侵入を若干遅れさせる効果はあったかも知れないが、容易に火災が侵入したものとみるべきであろう。

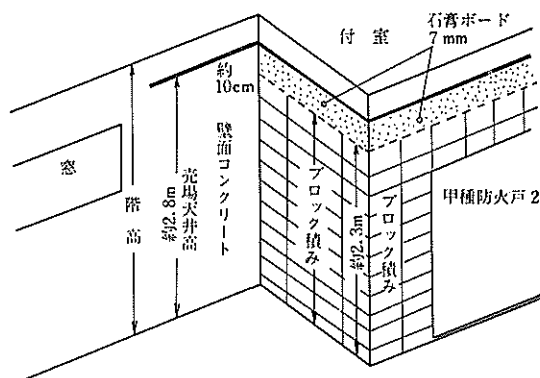
この調査によって大沼デパート火災から得られた教訓は、①防火戸は閉じられていてこそ、その効果が期待できる。②防火区画は全階高にわたり完全に行うこと。③長時間の火災に対する防火戸の遮熱性は期待できないため、それに近接して可燃物を置かないこと。④アルミニウム製の窓枠は長時間の火災に耐えさせるためには不適で、網入ガラス自体の破損がなくても、アルミ枠が熔け

ることによりガラスが脱落し、火災の侵入を容易にさせることから、特に延焼の恐れの高い部分には鉄製のものが好ましい。⑤エスカレーターピットは火災の拡大経路となることから、水平遮断の方策を構ずること。⑥階段及び階段室内に可燃物を置くことにより、火災の進展の経路となる危険が大である。



〔図－7〕 火災の進行経路の推定

(3階及び5階の防火戸は開いていたと想定される)



〔図－8〕 売場側から見た付室

(防火区画の上部は石膏ボード)



大沼デパート南面(グリーンハウス隣接面)



3階売場より見た付室甲防

(付室上部が燃え抜けている) ◀

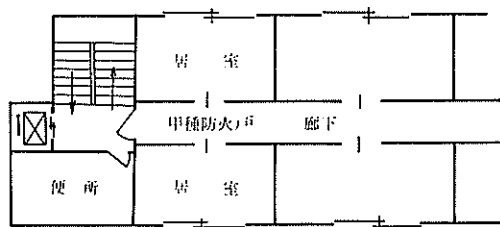


大沼デパート、2階売場から見た付室甲防2

■ ホテル浜田の被害 ■

ホテル浜田はピロティ方式の4階建鉄筋コンクリート造の耐火建築物であり、1階部分は車庫に使用し、ピロティとなっている。2階以上の配置図は〔図一9〕に示すようなものであった。階段部分と居室部分との間は甲種防火戸で区画されていて、各階とも閉じられていた。1階階段室への入口の扉は3ヶ所あったが、何れも残存していない。階段室へ火災が流入して、1階から2階への木製の階段手摺りは焼損し、鉄パイプのみとなっていた。2階の甲種防火戸は階段室側に面した部分は焼けていたが、廊下側に面した部分は上部の塗料が僅かに剝落した程度であった。2階の便所の木製ドアは上半分が炭化していた。3階以上はその被害が上段へ行く程小さくなっている。

このようにホテル浜田が被害を最小限に留め得た理由としては、①風上側が開口部の少い階段室であったこと、②階段室の防火戸が完全に閉じられていたことの2点があげられる。なお、居室のガラス面が輻射熱によりヒビが入っていることから見ると、ホテル浜田の場合も仮に風向が不利な場合には窓から火が入ったものと思われる。



〔図一9〕 ホテル浜田平面略図(2階以上)



ホテル浜田・2階内部より甲防を望む

■ 鉄筋コンクリート造建築物の コンクリートの被害状況 ■

火災を受けた鉄筋コンクリート造建築物は、火災による熱と炭酸ガス等により、コンクリートの劣化が促進され、著しい場合には、鉄筋との付着までが阻害されて、建築物としての安全性を全く失う場合もある。今回の調査は、コンクリート強度の推定とコンクリートの中性化について行なった。

コンクリート強度の推定は、シュミットテストハンマーによる方法と建物の一部を抜取って圧縮強度を求める方法によって行った。また、コンクリートの中性化は、建物の一部をはつり落し、フェノールフタレイン溶液を吹付けて赤変した部分を測定して求めた。その結果ではコンクリート強度の低下は、部分的ではあるが認められた。

コンクリートの中性化については、火災の有害になる顕著な差は認められなかった。従って、建築物としての安全性を失うような著しい被害はなかったと見られる。ただし、詳細についての検討は、まだ十分なされていない。

コンクリートは高温を受けると、強度および弾性係数が低下する。強度は、300～500℃以上になると低下が著しく、500℃程度になると常温強度の40%ぐらいに低下するといわれている。この低下の割合は、温度継続時間も関係し、燃焼物の多い場合には、温度の上昇と共に継続時間が長くなるので、強度低下はさらに著しくなる。

今回の調査では、大沼デパートを中心に、火災を受けた鉄筋コンクリート造建築物のコンクリート強度をシュミットハンマーによって調査し推定

強度を表示する。大沼デパートについては、図面その他から火災温度を推定した。

コンクリートの強度試験結果は以上であるが、これらの結果から、コンクリートの火災による強度低下を述べるには、さらに、火災を受ける以前のコンクリート強度のバラツキ、施工程度の状態まで及ぶ検討が必要となる。したがって、詳細な検討は後報とするが、圧縮強度が、180kg/cm以下（コンクリートの設計基準強度は、これ以上と思われる）のものも多く見られ、部分的にしても、コンクリートの強度低下は認められる。

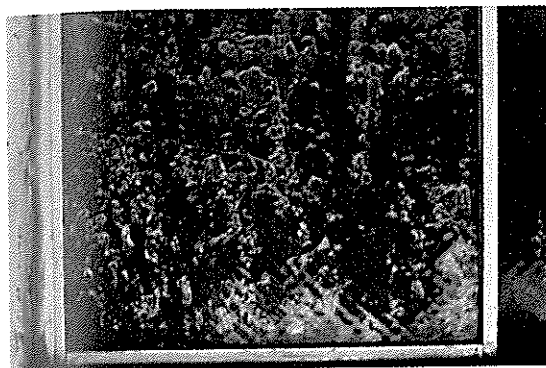
大沼デパートを中心に、コンクリートの中性化実験を行った。その結果、全体的にコンクリート躯体の被覆材が良かったためか、中性化については顕著な差が認められなかった。すなわち、大沼デパートの柱、はりおよび壁の部分で、中性化深さは0.6～3.5mm、天井部分で2.3～4.5mmであった。また、その他のRC造建物では、床上1.5M付近で壁、柱の部分が、0.1～3.8mmであった。

このように、全体でみても中性化深さは5mm未満であるので、鉄筋位置までのはつりは行わなかった。

コンクリートの経過時間と中性化深さの関係についてJASS 5の関係式より、川砂、川砂利AEコンクリート、W/C=65%、モルタル塗（厚約15mm）と仮定して計算すると、大沼デパートの場合には、竣工が昭和44年2月なので、中性化深さは1.5～2.5mmとなる。したがって大沼デパートの場合には、天井部分を除いては、火災による中性化の促進の影響はほとんど認められない。

天井部分についても、仕上げの程度がモルタル塗（厚15mm）以下であることを考えると、これも

火災の影響はほとんど認められないことになる。
しかし、目視によると、コンクリート表面には微細なひびわれが多数みられ、これらが、今後中性化を促進させることは明らかであり、火災を受ける以前に比べて耐久性の劣化は否めないと考えられる。



破れなかった網入ガラス

名 称	部 位	※2) 圧縮強度 (kg / cm ²)
尾 関 商 店	1 階壁	281
伊 藤 薬 局	1 階壁	120
土 門 商 店	1 階壁	151
菅 原 商 店	1 階壁	250
仏 壇 屋	1 階壁	193

〔表-4〕 各商店のコンクリート圧縮強度
(シュミットハンマーによる)

階	壁	床	はり	柱
1	137		1 63	
2	350	233	2 95 2 71	
3	241	258	2 10 2 54	
4	190	199	2 07 1 66	261

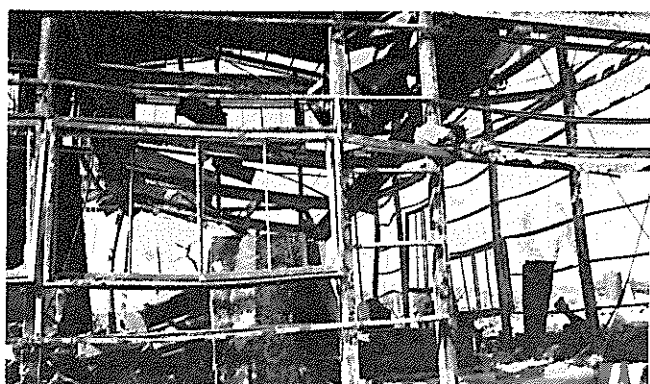
▲〔表-5〕 大沼デパートのコンクリート圧縮強度

(コンクリートコアによる。コアの大きさは
直径10cm、高さ13~15cm)

階	部 位	※1) 記 号	※2) 圧縮強度 (kg / cm ²)
地 階	柱	H 5	281
1 階	壁	2 F G	141
	柱	H 2	220
	壁	H 2 3	215
	柱	H 3	169
	壁	H 3 4	235
	柱	H 4	134
	壁	H 4 5	146
2 階	柱	H 5	185
	はり	3 G H	228
	柱	G 2	210
	柱	H 2	199
	壁	H 2 3	177
	柱	H 3	125
	壁	H 3 4	214
	柱	H 4	271
	壁	H 4 5	247
	柱	H 5	218
3 階	天井	G H 3 4	118
	はり	G 3 4	238
	柱	H 2	274
	壁	H 2 3	262
	柱	H 3	215
	壁	H 3 4	238
	柱	H 4	238
4 階	壁	H 4 5	268
	柱	H 5	266
	はり	4 G H	144
	柱	G 2	170
	柱	H 2	221
	壁	H 2 3	195
	柱	H 3	154
	壁	H 3 4	151
	柱	H 4	148
	壁	H 4 5	166
5 階	柱	H 5	217
	柱	G 2	301
	柱	H 2	296
	柱	H 3	287
	壁	H 4	276
	柱	H 4 5	246
5 階	柱	H 5	296

〔表-6〕 ▲

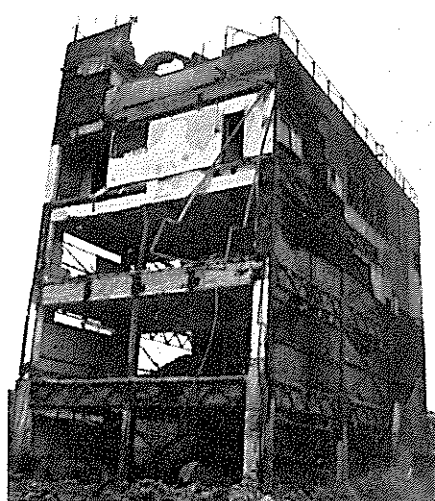
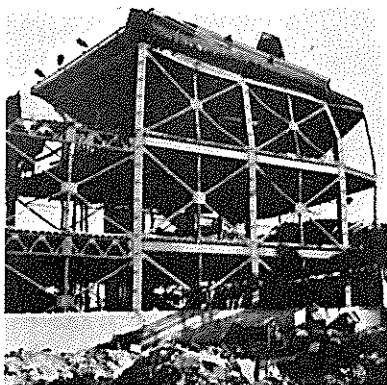
(シュミットハンマーによる)



▲胴縁の変形

鉄骨造の変形

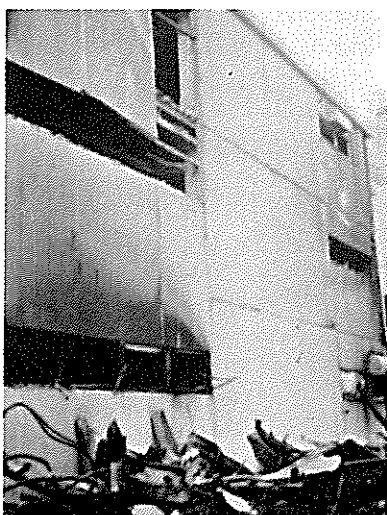
H型柱の変形▼



ラチス梁の変形▲



コンクリートブロックの外壁は強かった▲



ALCの変形
◀ ▶

ALC板厚さ100mm
(板変形は殆んど認められない)



ALC板厚さ50mm
(板の変形著しい)

【2】応 急 対 策

(1) 諸法令の適用

■ 借地借家臨時処理法の適用 ■

酒田市は火事による災害を受けた借家人及び借地人の保護を図るため、51年11月1日、借地借家臨時処理法の適用について建設大臣に申請し11月24日政令で施行することになった。(政令292号)

この法律は、罹災都市借地借家臨時処理法(昭和21年法律13号)第25条の2及び第27条第2項の規定に基づき政令で制定するもので、その主な内容は。

①借地上に建てられた住宅等が滅失した場合。

○災害時から5カ年間は借地権の対抗力が認められる。

○借地権の残存期間が10年末満のものについては、災害時から10年間残存期間が延長される。

②借家が滅失した場合。

○借家人が自力で住宅等を復興する場合、災害後2年以内に当該敷地の所有者へ申し出ることにより、敷地を優先的に利用できる。

○災害当時の借家人は、当該地に建てられた住宅等を優先的に賃借できる。

■ 建築基準法第84条の適用 ■

罹災地に個人が勝手に家を建て始めると、区画整理事業に大きな支障があるものと判断し、一定期間建築物の建築を制限するために、建築基準法(昭和25年法律201号)第84条第1項に基づき、罹災地を含む31.9haの区画整理事業区域内において

は、1店舗当たり100㎡以下の仮設店舗、その他これに類する仮設建築物以外のすべての建築を11月4日より11月29日まで制限した。(山形県告示第1718号)更にこの期間を建設大臣の承認(建設省形住指発1290号11月22日)を受けて同年12月29日まで延長された。(県告示1833号)

■ 激甚災害の指定 ■

政府は51年11月24日政令第291号(国土庁)により、酒田市に発生した大火について激甚災害を指定し、次のような特例措置を適用することにした。

①中小企業信用保険法による災害関係保証の特例、保険料金を0.57→0.41%に引下げる。

②中小企業近代化資金等助成法による貸付金等の償還期間等の特例。

③中小企業者に対する資金の融通に関する特例融資額の拡大と利子の引下げ、400万まで利子3%。

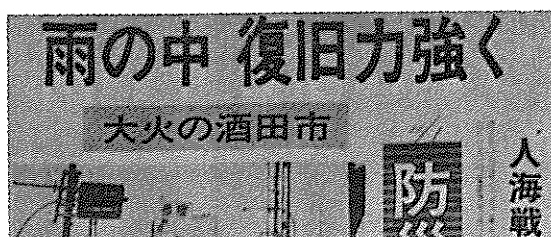
④罹災者公営住宅建築事業に対する補助の特例補助率 $\frac{1}{2}$ ～ $\frac{3}{4}$ を $\frac{1}{2}$ とする。

■ 住宅金融公庫法施行規則第2条の4第2項の適用 ■

大蔵省、建設省告示第1号(51年11月24日)により、住宅金融公庫の融資額について、規則第2条1項の区域を酒田市に指定した。

融資額 構造	一 般		激 甚 災 害	
	融資額	利 子	融資額	利 子
耐火構造	440万	5.5%	610万	3.0%
木 造	320万	5.5%	540万	3.0%

(2) 救 助 活 動



①避難所の設置

災害の状況、避難者の動向に応じて次の公共施設7箇所に避難所を設置して、2,000人以上の避難者を収容した。

No.	避難場所	期 日	避難者数
1	市 民 会 館	29～30日	390人
2	市 役 所 1 階	29～30日	120人
3	中 央 公 民 館	29～2日	900人
4	港 南 小 学 校	29～30日	360人
5	酒田商業高等学校	29日	100人
6	第 二 中 学 校	30日	50人
7	旧 松 林 荘	31～3日	282人
計			2,202人

②炊き出し等

10月29日から11月4日まで避難者等に対し、7,486食の炊き出しを実施した。

経費 1,065,580円

③被服 寝具等の支給

10月30日から11月7日まで、寝具類、はだ着類、日用雑貨品など約26,400点の現物を支給した。経費 31,136,161円

④医療関係

10月29日から11月11日まで火災に伴う負傷者の診療は、13医療機関と救護班延 809 人を動員した。

⑤住宅の応急修理

半焼世帯7戸のうち、所得状況、被害箇所等から判断し、2戸について修理を実施した。

⑥学用品の給付

被災世帯の小学生262人、中学生117人、高校生136人合計515人に教科書、学用品を11月11日から12月26日まで支給した。

経費10,666,430円

⑦輸送関係

10月30日から11月7日まで、避難者及び救助物資の輸送、救援物資の整理配分等を行なった。車の借上は200台で延957人の人夫を動員した。経費 6,908,000円

⑧消防隊の出動状況

酒田地区消防組合15台、応援消防署又は組合19台、酒田市消防団116台、応援消防団64台、県消防学校3台、計217台の消防車と2,657名の消防隊が出動した。

⑨自衛隊の出動状況（第6師団）

山形県神町部隊1,157名を先発とし、福島秋田宮城の各部隊から全部で2,504名の応援隊が29日夜から30日の朝現地に到着し、避難誘導、延焼防止作業、家具等の搬出支援にあたり、共に、11月6日から、11月15日まで被災地のガレキ処理等に100人以上の隊員が毎日特別出動した。

⑩瓦礫の片付け

◎無惨な焼跡に残されたものはおびただしいガレキの山であった。10月30日朝、焼けこげた鉄骨は、手にさわることができない程熱せられていたが被災地の道路確保が先決であり、そのためにガレキの片付けは自衛隊の手によって道路から開始された。

◎ガレキの捨て場所についても適地がみつからず、関係者は大変苦しんだようだが遊佐町の厚意により河川の砂利採取跡地に搬入することができた。11月5日まで延1,334台の自衛隊の車は休みもなく被災地を走りめぐり、延12,500人を動員して22,718㎡のガレキを1週間で整理し、災害に泣く市民に力強い立ち上りの意欲を与えてくれた。

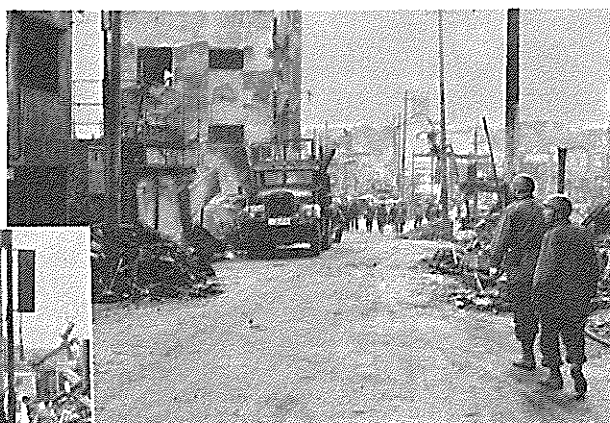
◎自衛隊は更に11月6日より11月15日まで市の委託により、実費で作業の延長に当り献身的な消防団の協力も含め約9,000㎡のガレキの撤去を行った結果、被災後2週間あまりで焼跡は見違えるようにきれいになった。このあと11月16日より12月8日まで、焼ビルや半焼の土蔵の撤去、鉄骨の解体、そのガレキの搬出に市内建設業者が活躍した。ガレキ運搬に動員した車は自衛隊分も含めて延2,765台、その量は約73,000㎡で約8,000万円の費用に達した。

(3) 応急仮設住宅

応急仮設住宅は当初、被災世帯の3分の1に当る300戸を目標として計画され、その敷地も日和山、旧琢成小跡等比較的面積も広く、しかも直ちに着工できる場所を選定したのであるが、被災者からできるだけ災害地に近い場所に設置されるようとの要望もあって、最終的には次の6箇所に分散して198戸のプレハブ住宅を設置した。

No.	場 所	戸 数	完了月日
A	中央公民館(旧琢成小)	54	51-11-15
B	浜田小学校庭	23	〃
C	若浜小学校庭	22	51-12-3
D	藤井康夫氏宅地	29	〃
E	山形県立専修訓練校地	20	〃
F	終末処理場用地	50	51-12-20
計		198	

応急対策に延べ
1万人以上の自衛隊と



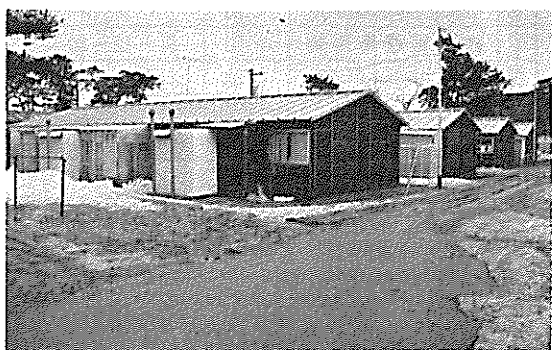
延べ5千人以上の
消防団が活躍した



(4) 仮 設 店 舗

中町銀座通りを中心として、商店街の受けた損害はあまりにも大きかった。小売物販では263店、19,869㎡が焼失しこれに飲食、サービスを含む全体の罹災店舗は518店に達し、その延面積も約39,000㎡と推定される。年末を前にして焼け出された商店の多くは、直ちに仮設店舗の建設に立ち上った。

建築基準法で11月4日より一般住宅の建築は禁止されたが、100㎡以下の仮設店舗は例外である。法的には自分の土地に仮店舗は建設できるわけだがここでも難問題が持ちあがった。区画整理の区域内にバラバラ仮設店舗を急造されると今後の復興に大きな支障を生ずることになるので、市と商工会議所が中心となり、仮設店舗の建設場所の選定に奔走した。復興計画に直接支障ない柳小路や、拡巾される道路の両側を線引きし、市民の協力によってその場所に誘導をはかった結果、次のような場所に238店の仮設店舗が、各金融機関から、204,950千円の入居資金を借りて建設され、年末から年始にかけて折からの吹雪と戦いながら営業を開始した。



琢成小跡地の仮設住宅



専修訓練校跡地の仮設住宅

◎仮店舗入居状況

(51. 12. 31現在)

①	柳 小 路	122	⑥	トミヤ駐車場	12
②	浜 町	58	⑦	給食センター跡	2
③	本 町	9	⑧	専 修 校 跡	3
④	下 内 町	18	⑨	中央公民館前	4
⑤	寺 町	10		計	238

〔表一 7〕仮店舗入居
資金の貸付状況 (52.1.10現在)

機関別	件数	区画	金額
中小公庫	14	14	1,400
国民金融公庫	57	57	5,700
山形銀行	9	10	1,000
荘内銀行	45	48	4,505
山形相互	40	42	4,200
殖産相互	2	2	2,000
酒田信用金庫	14	16	1,540
鶴岡信用金庫	22	22	1,950
計	203	211	20,495

〔表一 8〕
商店の休業等の調査 (52.1.12現在)

区分	休業	廃業	転去
商店街			
中 町	1		
大工町	2		1
桶屋町	2		
鍛冶町	0		
浜 町	3		2
中 央		1	
下内町			3
上内匠町	2	1	
天正寺町			1
荒瀬町			1
計	10	2	8



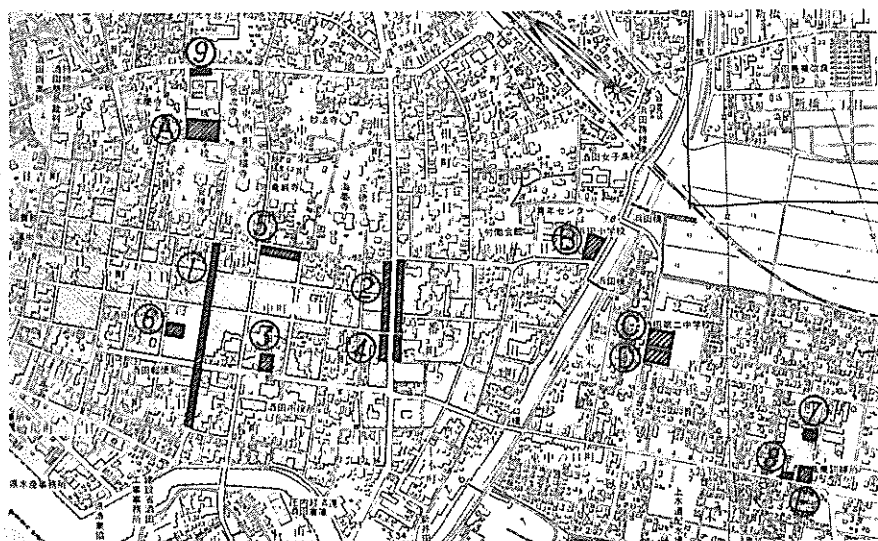
自衛隊の跡片付



寒空に小さな仮設店舗が立ち並ぶ (柳小路)



〔図一 10〕仮設住宅・仮設店舗位置図



仮設住宅

- ① 中央公民館 (旧琢成小)
- ② 浜田小校庭
- ③ 若浜小校庭
- ④ 藤井康夫氏宅地
- ⑤ 山形県立専修訓練校地
- ⑥ 終末処理場用地

仮設店舗

- ① 柳小路
- ② 浜 町
- ③ 本 町
- ④ 下内町
- ⑤ 寺 町
- ⑥ トミヤ駐車場
- ⑦ 給食センター跡
- ⑧ 職訓跡 (専修校跡)
- ⑨ 中央公民館前

(5) 災害公営住宅

今時の被災世帯1023世帯の内、借家者とみなされる数が、約18～19%と推定され、その世帯を入居させるため、192戸の公営住宅の建設が計画された。この計画の中で、山形県及び酒田市が、それぞれ51年度事業で市内若宮町(市中心部より約2.5 km)に中耐24戸建の一般公営住宅を建設中であったが、大火と共に直ちに災害公営住宅に切替え、

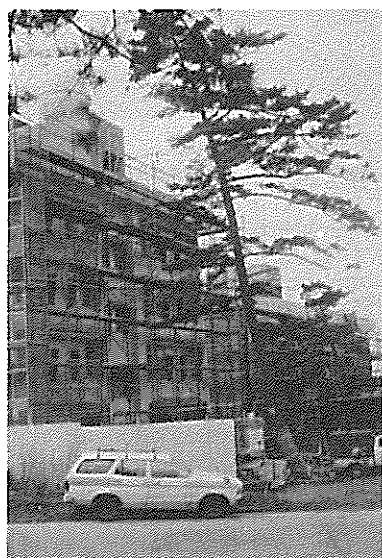
48世帯の入居を決定した。

又同年度事業として同じ若宮町団地に、山形県が24戸建1棟、酒田市が24戸建1棟を継続して建設し、更に52年度事業として、被災地に近い建設場所を検討したが、適地が見つからず、止むなく被災地に比較的近く、しかも交通の利便な光ヶ丘2丁目に40戸、富士見町に56戸を酒田市で建設中である。

災害公営住宅建設状況

〔表-9〕

建設年度	団地名		構造	型式	戸数	棟数	1戸当床面積	工事費	完成月日	備考
51年度	若宮町	県営	R.C 4階	3DK	24	1	63.05	145,000 ^{千円}	51-11-15	一般より切替
		〃	〃	〃	24	1	63.05	144,000	52-3-25	一般より切替
		市営	〃	3K	24	1	59.45	118,777	51-12-10	
		〃	〃	〃	24	1	56.67	117,633	53-3-25	
52年度	光ヶ丘	〃	〃	〃	40	3	58.82	210,774	52-12-20	
	富士見町	〃	〃	〃	56	2	58.82	292,173	53-12-25	
計					192	9		1,028,357		

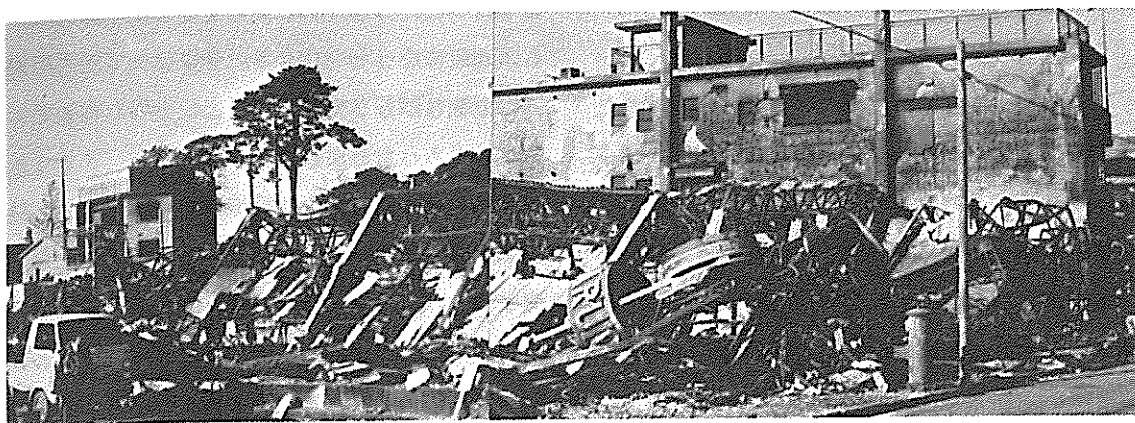


52年度 災害公営住宅
市営(光ヶ丘)



51年度 災害公営住宅
市営(若宮町)

【3】防災都市づくりの復興計画



浜町通り 商店街の被害

(1) 廃墟の中で原案づくり

「焦土に立つ、の言葉のとおり、今私共はすべてを失って廃墟に立った。夜明けと共に気を取り戻して復興計画の第一歩が始まった。その時、関係者の頭に浮かんだものは遠い先輩がつくり上げた都市計画であった。

その代表的なものは今からおよそ 200 年前、(1760年) 馬車しか通らなかった江戸時代に本間光丘氏は、市街地の中心部に当たる柳小路を10間巾(18m)に拡巾して防災空間をつくり、この防火帯の中央に溝を掘り、新井田川から通水する小運河の計画をたて、両岸に柳を植えて柳小路として後世に残した大事業である。地盤が砂質のため通水は成功しなかったが、明治の庄内地震の大火を阻止し、今度の大火でもこの柳小路が火元地点の風上にあったとは言え、筋向いの大火の延焼を完全にシャットアウトしている。

この外にも30年の後半、内町通りの道路拡巾と同時に、防火建築帯の連続商店を計画して奔走し

た故人の労苦を思い起す。結果的には不成功に終わったが、若しあの人達の計画の半分でも達成しておったら、今回の大火も浜町15m巾の都市計画道路で止っていたかも知れなかった。先輩の偉業と失敗、そして長年に亘って市民から提言されていた「町づくり」の要望等を複雑な気持ちで整理しながら雑踏の中で復興計画は進められた。

30日夜、酒田大火の復興作業の指導に当たるため建設省より派遣された4名の技術陣は酒田に到着した。休む暇もなく市の関係者から大火の経過と被害の状況説明を受けて協議の結果、防災都市建設を目的とした火災復興土地区画整理事業を施行し、商店街の再建と近代化、住環境の整備をあわせ行うことが基本方針として確認された。

翌31日早朝から建設省、山形県、酒田市の関係者が一体となった国・県・市のプロジェクトチームが結成され、12月1日の夜半までほぼ2昼夜の徹夜作業の結果、都市計画道路のみなおし、区画設計、資金計画、今後のスケジュール等の原案が

ほぼ完成し、苦難に満ちた復興事業の第一歩を踏み出すことになった。

(2) ゆとりある緑と道路の町づくり

11月2日、酒田市都市計画審議会に提案された原案の主なねらいは、

- ① 防災都市の建設
- ② 将来交通量に対応した都市計画道路の整備
- ③ 近代的な魅力ある商店街の形成
- ④ 住宅地の生活環境の改善整備
- ⑤ 商店街と住宅街の有機的結びつけ

等を骨子としたものである。

二度と災害を繰り返してならないとする酒田市民の悲願を背負う復興計画のあらましを紹介しよう。

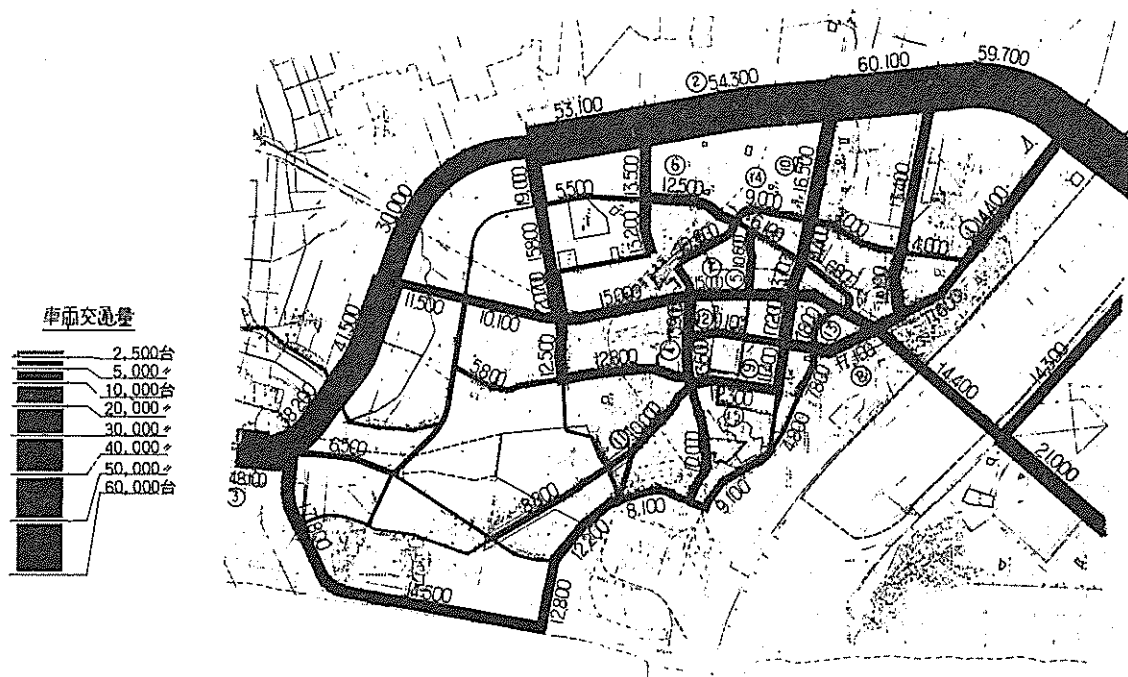
〈将来交通量に対応した幹線道路〉

昭和24年に大火を受けた能代市は30m 道路をつ

くった。この計画は建設省の指導によるものであるが、信号機も無かった時代だけに、能代市民はこう言った。「大火のショックでさすがの能代市長も頭が変になった……」と。今になって能代市民は、できればもう少し広くし、駐車場も考えておくべきであったと反省している。

復興計画の基本となる幹線道路については、熱い論議が展開された。それは将来の交通量を予測することであった。幸いにして、庄内地区総合交通計画調査委員会の中間報告を採用することができた。この調査結果では、現在の国道7号線の交通量は昭和49年度で1万～1.7万台であるのに昭和60年では1.5万～5.4万となり、駅前通り、本町通り、秋田町通り、浜町通りの幹線は現在よりも1.5～3.0倍近くに交通量が増大し、各路線共1日1.0万～1.7万台と予定されている。

このため重要路線は四車線に拡巾することにな



(図-11) 推計交通量〔昭和60年〕

り、その道路巾も現在の8～15mから25m以上の巾員となった。更に浜町通りなどは、商店街としての機能を満足させるための歩道と植樹、そして防災空間上の必要性から全巾32mと決定した。

住宅街の幹線道路としては新井田町を南北に貫通する巾12mの都市計画道路を設定した。

〈商店街の振興と住環境の整備〉

被災地区の大半は酒田市の繁華街であり商業の中心地でもある。酒田随一のメインストリートにふさわしい魅力的な近代的商店街づくりの軸として考えられたのが、中町通り、内匠町通りに計画された巾員12mのショッピングモール（歩行者専用道路）であり、この歩道は浜町通りを地下道で横断し、新井田町の歩行者専用道路（巾員8m）各種公園と連絡し、更に新井田川架橋により東栄町方面の新興住宅街と直結される。これら3本の歩行者専用道路は車優先の社会から脱出をはかり、非常の場合以外はすべての車を排除し、買物道路、通勤、通学、自転車道路として利用され、安全、快適な都市環境を生み出すものと思われる。

区画道路の計画について特に配慮されたものは

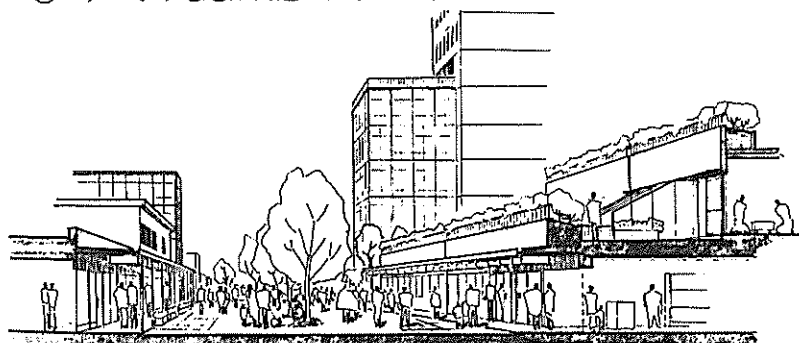
- ① 商店街のサービス道路の新設
- ② 通過交通排除のため、従来の十字型交通網を整理しながら、T字及びコ型とする。
- ③ すべての宅地は公道に面するようにする。

- ④ 酒田における冬季北西の風を考慮して、住宅地の道路は南北方向を主なる軸となるように設計された。（道路の雪が早く溶けやすいことと、北側が玄関となる宅地の減少）

〈緑と都市空間の確保〉

都市緑地、駐車場等の都市空間、緑の社寺用地等が防災上に果たした役割については既に議論の余地はない。酒田市の都市公園の数と面積は他市に劣るものではないが、その大部分は市街地周辺に偏在している。日和山公園以外に公園らしい公園を持たなかった市街地中心部は、都市公園配置上の空白地帯でもあった。

復興計画ではこの点を重視し、被災地に3ブロックに分けて5ヶ所の公園を配置し、（総面積約7300㎡）各公園は歩行者専用道路と有機的に結合して市民の利便をはかり、かつ防災上の都市空間となるよう計画された。中町にある公園は商店街の広場だけでなく、市民の憩いの場所としての大きな使命を持っている。市民がそこに集まりショッピングを楽しむと共にお祭り広場としても利用されよう。一番町の公園は資料館の建設が決定されている公益施設用地と一体化された都市緑地であり、新井田町の公園は、子供の遊びと老人の憩いの場所として活用される。



〔図-12〕

ショッピングモール
構想図

(3) 準防火地域のみなおし

酒田市の都市計画ではこれまで防火地域の指定地はなく、駅前→浜町→本町→秋田町→旧琢成通りに囲まれた商業地域を主体として約86haの準防火地域を昭和27年に設定して今日に至ったが、消防本部を中心としてそのみなおしを検討した結果①年間の風方向、②消火用水利の状況③延焼防止の都市施設等の面から、臨港線と新井田川に囲まれた旧市街のほぼ全域にわたる約248haに拡大して大巾に変更することにした。準防火地域の指定によって直接住民に影響を与えるものは、木造建物の防火構造（外壁、軒裏）の義務付である。しかし最近の木造住宅で住宅金融公庫の対象となるような建物は、ほぼこの規準に合致しており、改めて追加されるものは、開口部（窓、出入口）に網入ガラスを使用することである。新築家屋の場合にこの位の負担であれば、防災都市づくりを前提した町づくりに対して、市民の理解も得られるとの判断に立ったものであり、酒田市の都市計画審議会でも了承された。〔図—16〕参照

(4) 防火地域の新設

防火地域の新設については慎重な討議が必要であった。その理由は先に述べたように不燃建築の推進、防火建築帯の設置は防災都市づくりの主体をなすものであるが、その反面、防火地域に指定されると、50㎡以内の平家建の付属建物以外はすべて耐火構造（50～100㎡では簡易耐火、100㎡をこえる建物と3階以上の建物は耐火構造）としなければならず、市民の経済的な利益に直接関係するからでもある。防災のみの面から考えれば、で

きるだけ広い面積で、しかも主要な道路面で囲まれた部分を防火地域とすればその効果は高まるわけだが、反面市民、特に被災者が資金面で耐火構造の建物が極めて難しくなる可能性もあり、ここにも理想と現実の大きな違いを発見する。

防火地域の指定なしに不燃建築が軒を連らねて建ち並ぶことができれば防災建築の目的を達することになるが、それを期待することは現実の問題として無理である。防火地域の指定が遅れば、法的には木造建築が次から次へと建つことになり行政指導で抑えることはできない。仮にそのようなことになれば、防災都市づくりの第一歩でつまづくことになり、市民の悲願でもある「再び災害の起らない町づくり」の青写真は絵に書いた餅に等しいことにもなり兼ねない。広範囲の指定を要望する消防担当者、法を守らせる建築サイド、防災都市づくりを前提とする都市計画サイドの意見は、その目的は同じであっても、行政的な立場からの主張はそれぞれ異なるのも当然である。この検討に当っては県の建築課、計画課の意見も取り入れ、又防災研究所の提言等も充分参考にしながら「必要にして最小限度」の区域とすることで意見がまとまり、具体的には、①南北方向では浜町通りに平行した両面②東西方向については中町通り、内匠町通りを中心とし、その裏地の道路と平行した面について三つの案案を作製して、12月16日、大火特別委員会と、酒田市都市計画審議会の協議会で協議した結果、最終的には浜町通りの巾30Mを両側15M（道路32M、防火地域15×2＝30M計62Mの巾）に修正して12月27日の酒田市都計審で承認され、仮換地と調整の上〔図—18〕のように、6月1日決定された。尚山形県で防火地域の

指定があるのは山形市のみである。

(5) 用途地域の変更

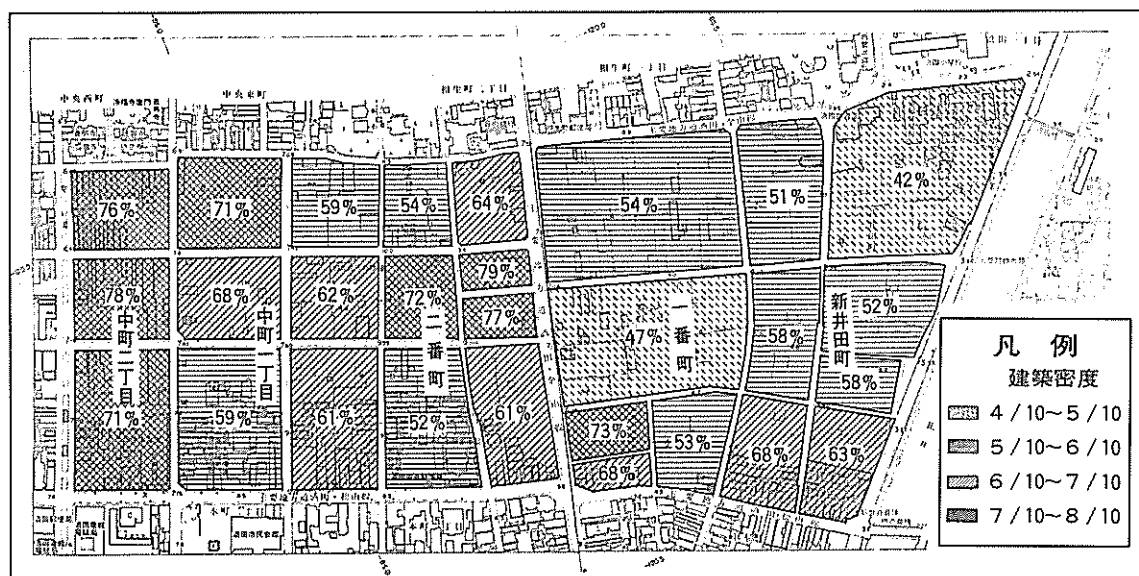
被災地の用途地域は新井田町が住居地域、その他はすべて商業地域となっている。用途地域の変更に当って留意されたことは①焼失前の建物の用途別区分〔図一10〕の調査②市街地再開発計画のマスタープラン③換地上の評価④都市の純化、特に一番町（焼失前は商業地域）では住居地域として閑静な環境を要望する声が大きいの。⑤商業と近隣商業の区分等である。その結果、〔図一15〕のように中町一丁目、二丁目、二番町は全部商業地域、一番町は、主要道路面は商業地域、8 M巾の歩行者専用道路面は近隣商業地域、その他は地区住民の要望も入れて住居地域、そして新井田町は主要道路面は商業地域、8 M巾の歩行者専用道路面は

近隣商業地域、その他は全部住居地域として原案を決めた。

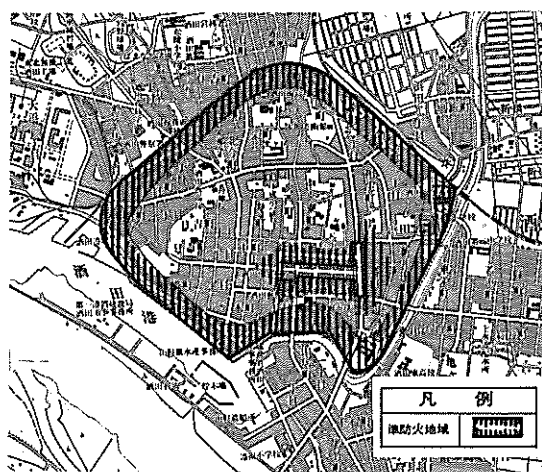
この原案作製過程で特に論議されたのは一番町の住居地域である。従来は商業地域であったが、その用途の大部分は住宅用地であった関係上、住民の多くは当然住宅地域を要望したわけだが、建ぺい率では商業が80%、住居が60%であり、平均200㎡足らずの土地から減歩され、更に建ぺい率が20%引き下げることになり、土地利用の面でかなり制約されることになる。

住居地域として静かな住環境を確保するか、それとも風俗営業もでき、土地利用の建ぺい率も高い商業地域を選ぶか、その利害得失を地区座談会で何回となく説明した結果、やはり日照、通風のよい住環境を好む人が多く、都市の純化上からも好ましいものとして決定されたものである。

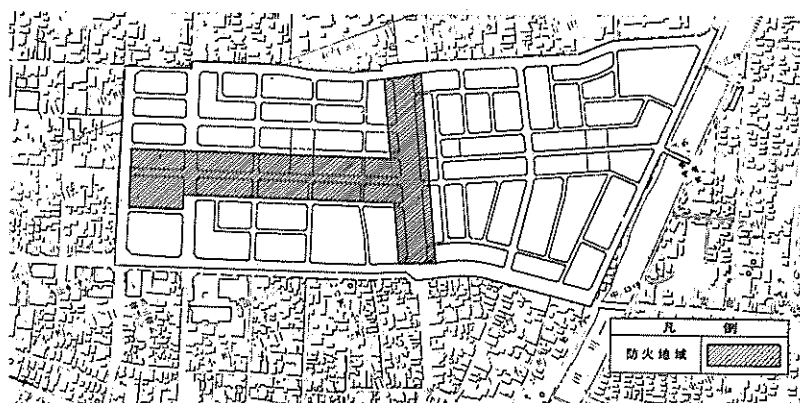
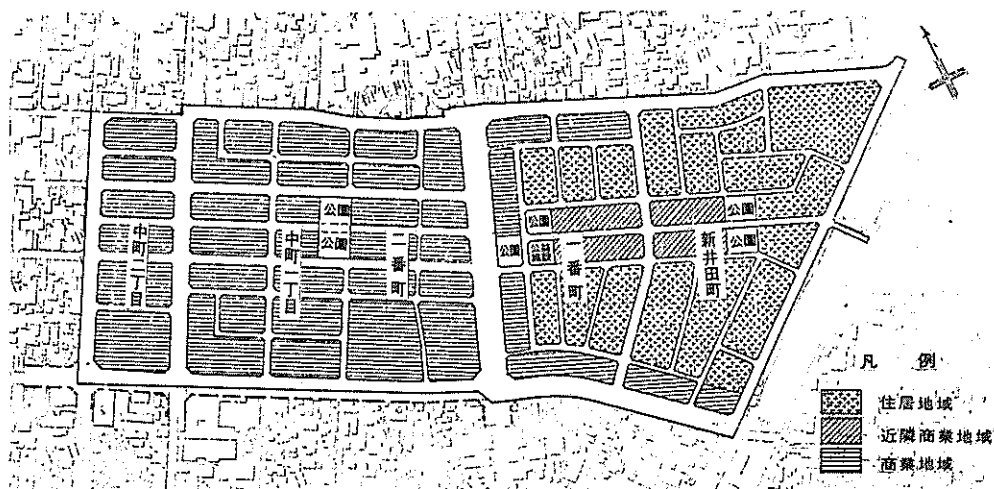
〔図一13〕 市街地建築密度概況図（焼失前）



〔図-14〕 準防火地域



〔図-15〕 用途地域変更図



〔図-16〕

防火地域図

(6) 区画整理事業の概要

復興計画の原案を基本として、大火復興の手段は、土地区画整理事業で実施することを、大火の翌日、つまり10月30日に酒田市が決定した。焼失区域22.5haを含む区画整理事業の全体区域の決め方についても、慎重な協議が続いた。本町通り、中の口通りにも非災建物が200戸以上も残されている。この焼け残った区画は、できるだけ事業の区画より除外しようとしたが、道路網計画、宅地の一体化、換地上の問題点を総合的に判断した結果、やはり被災地外周の幹線道路で区画することが最適であるとの結論となり、〔図-18〕に示す32haの区域となった。

区画整理事業のスケジュールは、都市計画の決定→区画整理事業の決定→審議委員の選挙→評価委員の選出→審議会→仮換地の指定→工事の手順によらなければならないが、被災者は一日も早い生活再建を悲願としている。一般の市街地区画整理事業は、その準備期間に2～3年を要するのが普通である。それを3カ月位に圧縮しなければ到底早期復興はあり得ないのである。建築基準法により、仮設店舗等の建設は12月29日まで建築制限も可能であるが、それ以後被災地に乱立が予定される建物を法的に抑えることはできない。つまりこの事業の大臣認可の目標を、12月29日と設定せざるを得なかった。しかし残された時間は余りにも短かく、反対にその間にやるべき仕事は余りにも多かった。

そこで、復興作業の分担を●計画班 ●用地班 ●住民PR班 ●建築物整備計画班と区分して活動することになった。以下簡単にそれぞれの班の

動きを追ってみると、

① 計画班

3日間に亘る徹夜作業によって、火災復興に関する都市計画の原案は11月2日の朝に完了した。この日の午後から、関係諸団体の協議会を開いて計画原案を説明し、引続き夕刻に酒田市都市計画審議会に原案を諮問したが、審議会では「急ぐとも時間ある限り慎重に……」との結論に達し、会議を2日延ばしその間住民PRに努めることになった。11月4日再開された審議会で原案が了承され、11月8日から縦覧に入った。2週間の縦覧中に市はあらゆる手段で、昼夜にわたる住民説明会を開催したのであるが、山形県知事に提出された意見書は19件に達した。その主な内容は、●計画道路があまりにも広く、通過交通によって環境悪化の恐れがあるばかりでなく、商店街が分離される。●被災地の南北に走る道路を追加せよ。●この計画立案について住民の意志が反映されていない……等であるが、防災都市づくりの基本的な内容に反対する人がなかったことは、この大火のショックが如何に大きかったかを物語っているようです。11月24日、山形県都市計画地方審議会で原案どおり承認され、11月26日の告示によって都市計画道路は決定された。

計画班は山形市建設部よりの応援を受け、息つく暇もないハードスケジュールに挑戦した。仮設店舗用地の選定、用地買収の打合せ、復興事業説明会、図面作製、施工区域の立合い及び測量、残存建物の予備調査、地下埋設物の打合せ、建築物整備計画との調整、建物補償の概算見積り、事業計画の作成等……すべてが時間との競争でもあった。このような作業の積み重ねにより、区画整理

事業の計画書は11月26日、建設省との協議が成立した後若干修正され〔表－10・11〕に示す内容となし、翌日から市民に縦覧された。その概要は、そ

〔表－10〕 種目別施行前後地積対照表

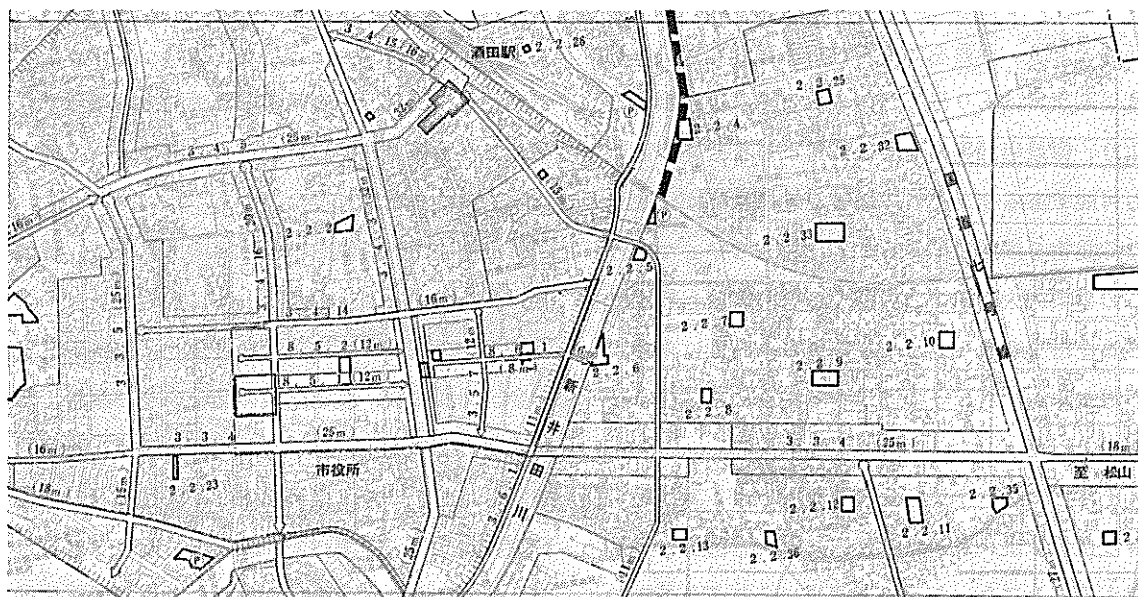
種 目			施 行 前			施 行 後		
			地積(㎡)	比率(%)	筆 数	地積(㎡)	比率(%)	
公共用地	道	路	66,876	20.94	—	106,484	33.34	
	公	園	—	—	—	7,320	2.30	
	河	川	210	0.09	—	310	0.09	
	水	路	1,627	0.51	—	1,627	0.51	
	合	計	68,814	21.54	—	115,741	36.23	
宅地	民有地	田	23	0.01	2	203,683	63.77	
		宅	231,088	72.34	2,048			
		境内地	3,303	1.04	3			
		公衆用道路	376	0.12	4			
		雑種地	1,094	0.34	14			
	公有地	計	235,883	73.85	2,071			
		国有地	2,227	0.70	2			
		国鉄用地	398	0.12	2			
		—	—	—	—			
		市有地	7,469	2.34	12			
		計	10,094	3.16	16			
	合	計	245,977	77.01	2,087	203,683	63.77	
	測	量	4,633	1.40	—	—	—	
	総	計	319,424	100.00	2,087	319,424	100.00	

〔表－11〕 事業計画概要

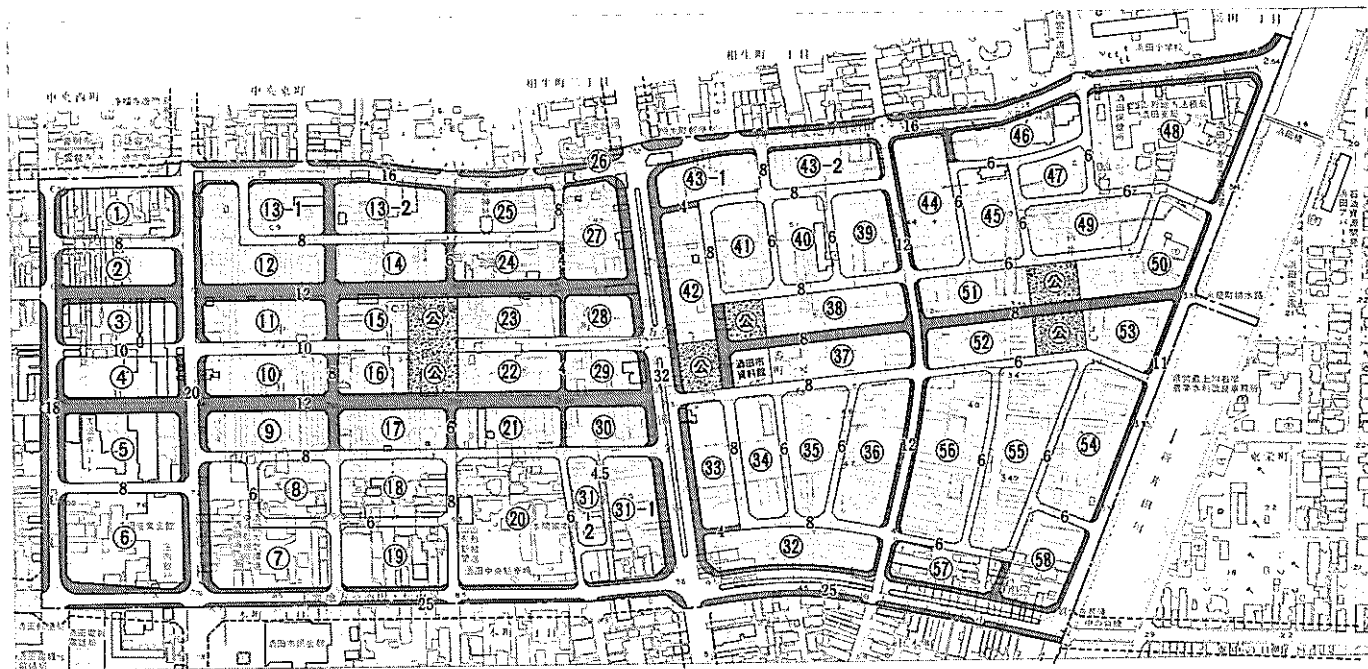
- ① 施 行 者 山形県
- ② 施行面積 31.9ha
(32.0ha)
- ③ 施行期間 昭和51～55年度
- ④ 総事業費 4,014百万円
(5,760百万円)
- ⑤ 減 歩 率 13.5%
(12.36%)
- ⑥ 施行前後地積
〔表－10による〕

※ () は変更後の数字

〔図－17〕 都市計画道路計画図



酒田都市計画火災復興土地区画整理事業平面図



凡 例	
	土地区画整理事業施工区域
	都市計画で決定した幹線道路
	都市計画で決定した歩行者専用道路
	区画道路
	区画道路 (歩行者専用道路)

0 60 200



② 用地班

この事業を成功させるためには、いくつかの大きな課題があったが、広い道路を確保し、緑の公園を計画すると、被災地も含めて事業区域内の住民から、平均18～20%程度の土地を提供させる必要があった。しかし今すべての財産を失った被災者にそれを要求するのは無理であり、減歩を13%程度に抑えることが是非必要であった。そこで、被災者の中でこの際他の土地に移転を希望する人の土地を、市が買収することになった。

この仕事に臨時編成された約20名の用地班は、市開発公社を中心として16,400㎡の用地買収を12月中旬まで完了すべく人海作戦に入った。2人1組の行動班は足を棒にして、土地提供者を訪問した。

災害には不安がつきまとう、そこにデマが乱れ飛んだ。被災者の焼け残った唯一の財産である土地をねらって、ブローカーや不動産業者が暗躍し始めたが、強力な行政指導と適切な情報提供によって、この混乱だけは避けることに成功した。

用地買収も最初は極めて悲観的であった。その理由は、代替地が遠すぎて不便であり、又市の買収単価が安すぎる等であり、11月末になってもその目標の30%程度しかまとまらず関係者の苦悩が続いた。しかし市は、社寺用地の一部提供を呼びかけると共に、代替地の大巾な斡旋等により好転し、最終的には目標を上廻る約24,000㎡の用地買収が、市民の協力で実現することになり、区域内における土地の減歩も12.4%以下となった。代替地の提供がスムーズに進んだのは、民間区画整理組合の積極的な援助があったことを忘れてはならないであろう。

③ 住民PR班

大火による恐怖と不安、そして心身共に疲労していた被災者に適切な情報を流すことが民生安定の第一歩であった。11月1日より12月30日まで30回にわたって「広報さかた災害速報告知板」が、新聞折込みで29,500部各家庭に配達され、52年1月以降は「広報さかた復興告知板」として、その都度災害速報と同様の手段で配布し続けている。被災者の仮住所が市外の人に対しても郵送で届けられた。

11月1日、焼跡のガレキの山に茫然としていた被災者に、「焼け跡の整理は市で」という見出しで始まった第1号の速報板は、応急仮設住宅の申し込みを伝えた。ついで11月2日、救援物資の交付、仮設建物以外の建物の禁止等の応急対策を報じ、11月9日の速報9号は「防災と住みよい緑のまちづくり」として、防災復興都市計画の作製に至るまでの経過と、原案の中味、これからの進め方、縦覧と意見書の提出等を詳細に報じ、復興区画整理相談所の開設を伝えた。

11月13日頃より、この速報板は各所で開かれた説明会や、個人相談所を通して住民が今何を第一に希望しているのか、……その要望に答えるため「復興区画整理一問一答欄」が紙面の大半を占めるようになった。説明会や相談所で住民が訴えていることをメモしながら、夕方になって問題点を集約し、夜にその問答の原稿を書きあげ、2日後の速報に間に合わせる……この方法は、年が明けてからも仮換地を主体として続けられた。

正確な情報を如何に早く住民に伝えることが大切であるかを、この災害を通じて深く体験したのは行政側であり、又一般市民でもある。

④ 建築物整備計画班

別項で記述するので省略する。

このようにして、被災直後に酒田市が対応した難事業は、12月1日より山形県が正式に事業主体となって進めることになった。区画整理事業は、原則的に市町村が主体となって進めるべきものであるが、●事業内容が膨大で、しかも短期間に完了する心要がある。●また財政面、組織面でもこの大事業は酒田市の能力を越えるものであることが、県施行となった主な理由である。

山形県酒田火災復興建設事務所は、県職員9名市からの派遣職員14名（あとで4名増員）で組織され、被災地の近くに「酒田再建の基地」として県、市一丸となった体制づくりで発足した。

オープンした県の復興事務所は、息つく暇もなく山積する問題の解決に全力を傾注した。正月2日、折からの吹雪の中で現地測量を再開して、道路のセンター杭を打ち、仮換地の指定を待たずに被災地内の整地と道路工事の着工に対する同意を住民に求めた結果、2月末には約90%の承諾が得られた。このことは、深い雪の中でじっとがまんし続けた被災者が、一刻も早くわが家の着工を希望したからである。

残雪をかきわけるように整地工事は進んだ。新しい砂で盛られた地肌は美しく、新しい道路や、宅盤の高低も次第にはっきりしてきたのは4月頃である。52年度の早期発注工事が着工される頃には、新しい20haの大地が西から東へと一変し、復興の息吹きが春風と共に運びこまれた。そして残されたものは新しい土地の再配分である「仮換地

の指定であった。

仮換地作業は難行した。被災地の誰もが以前の宅地と同じような利便な場所と、整形な土地を希望するのは当然である。しかし、広い道路、公園用地等に宅地は削られ、物理的に従前の宅地を与えることは不可能である。防災都市づくりの総論には賛成を惜しまなかった住民も、仮換地原案の発表（3月4日～7日）によって、自分の宅地が予想より減ったり、又希望する位置が不満だと訴えたのは、全地権者の約30%に当たる280件にも達した。

仮換地の修正作業程、難しい仕事も外にあるまい。担当者のみが知る苦しみかも知れない。一部修正することによって、修正前の地権者から新たな異議が出る等、一方がよくなれば一方が悪くなる。このように理論的に決め手のつかみにくい極めて複雑な仕事である。しかし、災害復興は地権者の同意と協力なしでは成功しない。県も市もねばり強く換地問題の調整に全力を傾注した結果、全地域の仮換地指定を実施した8月末には、数件の未調整が残っただけで、復興作業の大きな山を越すことができた。



(7) 住 民 対 策

ガレキの山が少しづつ片付き、全国より寄せられた山のような救援物資の配布に忙殺されていた11月8日～9日、被災地区を4ブロックに区分して住民説明会の第一歩が始った。既に火災復旧の基本計画は完了しており、この計画を一刻も早く住民に説明し、事業の中味に対する理解と協力を求めることが、何よりも大切なことであった。

被災者の誰もが大火のショックと、応急対策に追われ放しで疲れ切っていた。自分の住むところは一体どうなるのか、何時から家の再建ができるのか、区画整理とはどんなものなのか……住民の不安とあせりは予想外に高く、それを反映して説明会場の空気は殺気に満ちていた。

この説明会には酒田市長以下部課長が出席、大火の経過と区画整理事業の具体的な内容、これからの対策等を悲壮な決意で市民に説明し、協力を要請した。このあと待ちかまえていたように、市民の鋭い質問が問んだ。消火活動に大きな不満を

ぶちまける人、住民不在の復興計画に憤りを爆発させる人もあれば、テープレコーダーを片手にして、減歩を有償にして欲しいと訴える若い人もあった。質問する人も答える当局もお互いに不安はかくせない。それだけに真剣なやりとりが長時間続いた。

火災復興事業の困難性は誰もが承知していた。1千名を上廻る市民の財産を再配分する事業が、1回や2回の説明会で理解されることはあり得ないことであり、市民もまた、納得するまで旧町内会単位とか、組織単位の説明会を希望する機運がみられた。県、市はこれ等すべての要望に応じ、昼夜の別なく説明会を開催した。4月末日までにこの種の説明会は61回に達し参集人員は延4,192名となっている。この説明会には行政側に協力して、建築士会酒田支部（設計監理協会が主体）のメンバーも建物の復興計画を中心に参画した。

区画整理事業より深い理解を住民に求めるために、合同説明会、地区別説明会と併行して、市役所に個人相談所を開設した。個人相談件数とその

〔表-12〕 主たる相談内容とその割合

相 談 内 容	S 51 11 月	12 月	S 52 1 月	2 月	計	%
区画整備され新しく道路や公園ができると、自分の土地は「どこに」「どのような」土地が与えられるのか。	131	54	3	0	188	18
区画整理後も従前と同じ場所に住みたいができるでしょうか。	143	100	12	1	256	25
市が買収する土地の価格と代替地が希望する土地があれば、地区外へ移転しても良い。	130	50	0	0	180	17
区画整理されることにより借地、借家権者は、どのようになるでしょうか。	62	16	0	1	79	8
仮換地等計画の進行状況は。			9	9	18	2
審議会とは。			3		3	
計画変更のなかり。			6		6	1
整地の承諾書関係。			5	9	14	1
その他。	155	77	43	15	290	28
計	621	297	81	35	1,034	100

内容は〔表一12〕によるが、被災直後は事業計画に対する不満の質問が多く、年が明けてからは、換地に関するものが、断然首位を占めるようになった。

時間のある限り、あらゆる機会をつくり、あらゆる手段で住民との意見交換をしたこの復興事業も、すべての住民の合意をとりつけることはできなかった。それは事業計画に対する18件の意見書にもみられるように、住民は新しい町づくりに対し大きな変化を求めなかった。将来交通量もわかるし、歩行者専用道路の設置もよいが、明日から自分の商売がどうなるのか、自分の宅地がどう変わるのか不安であった。行政側が百年の大計と理想的な防災都市づくりに意欲を燃やせば燃やす程、住民の反発も増加する傾向でもあった。

そこで行政側は、大火災害復興自治協議会（被災地区全域にわたる19自治会）等の大火復興のために組織された各種団体と、密接な協議をしながら、

基本的な復興計画に支障のない範囲で、事業計画の一部変更（修正）を決意し、大巾に民意を反映させた結果、事業計画決定の大きな難関を突破することができた。



早期復興を呼びかける相馬市長



合同説明会

【4】建築物整備計画と復興状況

(1) 基本計画

■ 全国市街地再開発協会に委託 ■

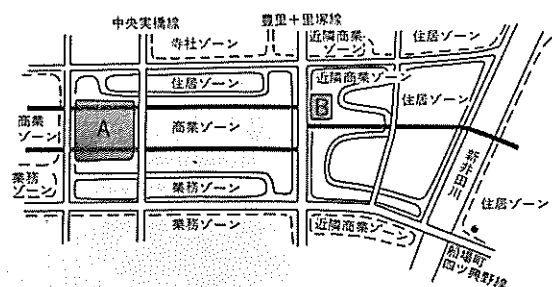
防災都市の建設は、道路の巾を20～30Mに拡巾するだけでその目的達成が不可能なことは既にこの大火で体験した。40M巾の新井田川、それに兩岸の道路用地も含めて約70Mの空間があったにもかかわらず、玉のような火の粉がこの空間を飛び越え風下の住宅街を襲ったのである。不然建築、防火建築の計画なくして防災都市計画はあり得ない。都市計画の原案と、復興計画の素案について住民説明会を開いていた。11月10日、建設省住宅局市街地建築課の浦上専門官等が来酒し、被災地における建築物の復興について、市街地再開発事業の導入を図るための調査打合せがあり、市は建築物整備基本計画を全国市街地再開発協会に委託することにした。

建築物整備計画は、県の住宅建築課の指導を受けながら建築課が主体となり、都市計画課と調整をとりながら、52年1月以降は復興指導係を新設して担当した。この基本計画は、区画整理事業によって整備される市街地形態にマッチした近代的な街づくりを進めるために、商店街のみではなしに、全被災地の復興マスタープランを作製することがその目的であり、単なる建築物設計の基本構想ではなく、被災者にとって最も大切な融資面等も総合的に調整する必要があつて、全国市街地再開発協会に「酒田市市街地再開発事業調査計画委

員会」を設け、委員は地区住民、学識経験者、関係官庁等、関係各方面から巾広く選定した結果、委員会の構成メンバーは、①建設省区画整理課、市街地建築課、都市再開発課、都市計画課、都市防災対策室、②中小企業庁計画課、小売商業課、③住宅金融公庫都市開発課、④日本開発銀行都市開発部、⑤県計画課、建築住宅課、商工課、⑥酒田市建設部、経済部、⑦酒田商工会議所、⑧山形県設計監理協会が参画し、委員長に横浜国立大の入沢恒先生をお願いした。

11月15日、委員会の代表が現地で合同会議を開き、11月24日東京で第1回委員会を開催して今後の方針を決めた。12月8日委員会は現地調査のあと罹災者代表、商工会議所代表等と基本計画に対する意見交換を行ない、ついでコンサルを中心にして都市計画と建物の総合計画を検討した。

このような経過をたどり、暮れも押し寄せた12月27日、市街地再開発計画試案（イメージプラン）が一般住民に説明された。その概要は次のとおりである。



〔図-19〕

市街地再開発土地利用

イメージプラン

〔図一20〕 被災前建物用途区分図



■ 土 地 利 用 ■

本地区の土地利用のあるべき姿を規定する要因としては、次のようなものがあげられる。

- 酒田市の中心市街地における本地区の位置付
- 従来からの土地利用状況
- 隣接する周辺地域の土地利用状況
- 今後の土地利用の変化の動向

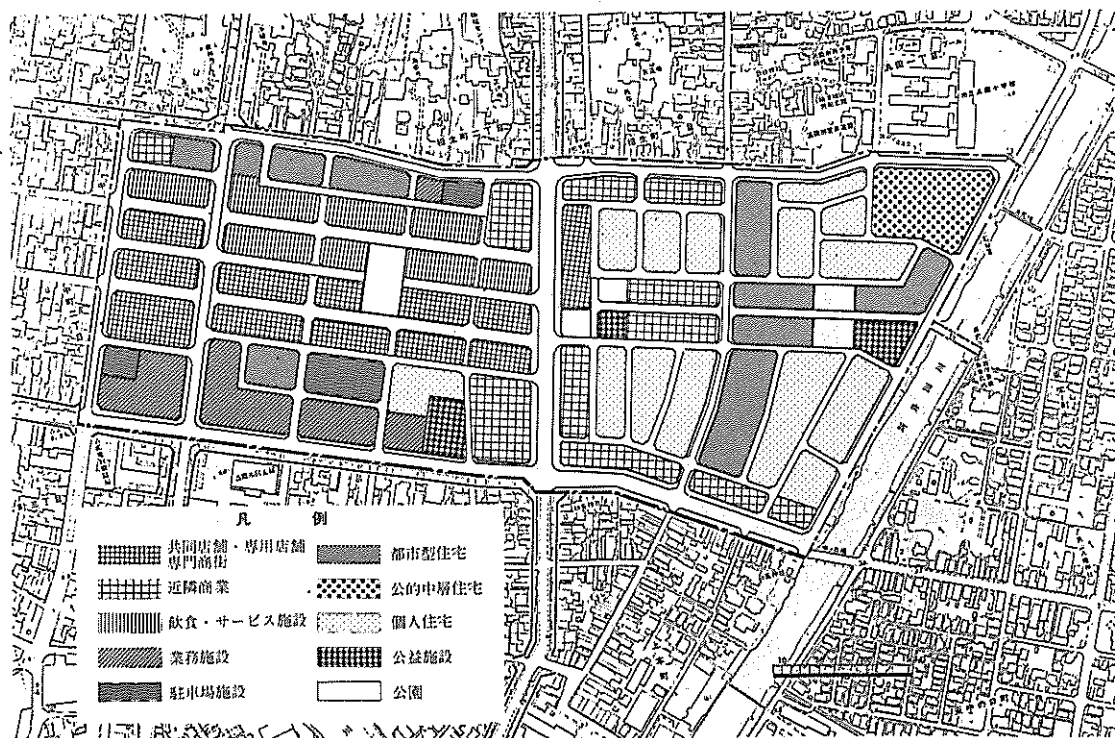
酒田市の中心市街地における本地区の位置づけは、ここで取り上げて説明するまでもない。古くからの酒田の最も中心的な街を構成しており、特に本地区の中央部を南北に通る都市計画道路3.4 3(豊里十里塚線)以西の地区は、酒田市の中心商業地として位置づけられていた。その後、酒田駅前の市街地再開発事業により、駅前地区に大規模

な商業施設の立地をみるに及び、商業的な面では2つの核の併立というかたちとなってきたが、本町通りを中心とする官公庁業務機能の集中と、日吉町飲食娯楽機能の集中をひかえた都市機能中心としての地位は動かしがたい。

今後の土地利用の動向としては、次のような状況が想定できる。まず、酒田市全体の土地利用動向として、市街地が東方へ拡大してゆくという傾向が指摘されている。このことは、従来からの市街地の中心が焼失地域の西よりにあったものが、今後はかなり東寄りの優位性がでてくるだろうという予想につながっている。

そこで、計画対象地区を都市計画道路3.4.3.(豊里十里塚線)を境に東西に分け、西側は基本的に商業ゾーン、東側を基本的に住宅ゾーンとし

(図-21) 市街地整備イメージプラン(用途構成)

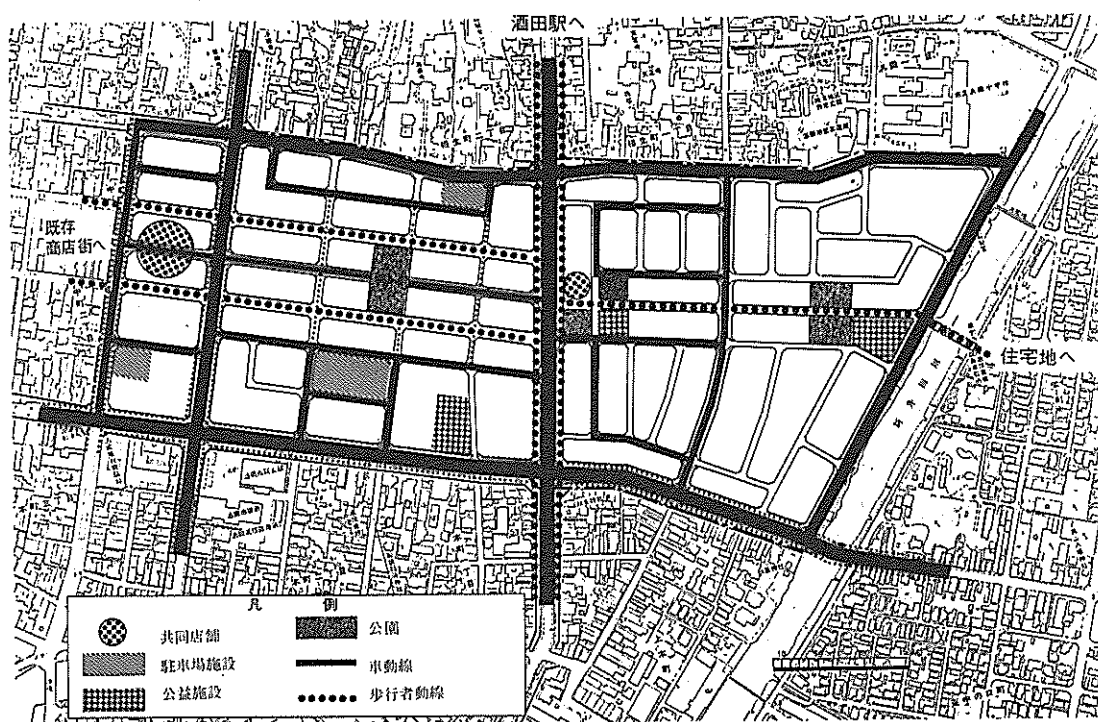


て計画するものとする。酒田市の中心市街地における商業地のつながりと核の配置については、既存の商業地や構成を基礎に次のように考える。

まず、中心商店街の中心の設定としては、計画区域の西端中町2丁目の地区を酒田市の商業の中心とすることが、市全体の商業構成上不可欠であると判断し、ここに地元大型店等を中心とした共同化による大型商業核を想定する。駅前地区の商業核との連けいについては、浜町、戸野町商店街を経由して行なわれるのが適当であると考えられるので、都市計画道路豊里十里塚線沿いの地区は

この意味で中核拠点の役割をになうことになる。また、東方へ伸びている住宅ゾーンからの歩行者の流れが、新井田川に新設される歩道橋を経て、歩行者専用道路一番町・東栄町線に入ってくるので、これを受けとめて、中心商業地区に結びつける役割も必要である。この目的のために、商業ゾーンの2本のショッピングモール（中町二番町北線、中町二番町南線）、住宅ゾーンの歩行者用道路（一番町東栄町線）が豊里十里塚線を交差する地点付近の東側に商業核を設定し、商業ゾーンの回遊性を高めるものとする。

〔図-22〕 市街地整備イメージプラン（動線計画）



■ 施 設 計 画 ■

① 駐車場

駐車場は焼失前には約800台分（月極500台、時間貸300台）があった。計画にあたっては、今後は中心市街地の商業施設にとって、市周辺からの自動車による買物客に多く期待するところからいって、商店街の客用駐車場として店舗100㎡に1台程度の割合で準備することが期待される。

したがって、こうした来客用駐車場の設置については、従来からの駐車場経営者と商店街の十分な話し合いを経て、営業駐車場を商店街来客用に運用するため商店街側が借り上げるとか利用券の発行を行うなどの方法や、商店街の共同施設としての来客用駐車場の建設（高度化資金利用の対象となりうる事業である）というかたちで実現されるよう努力を期待する。駐車場の設置場所は、商店街との位置関係が重要であるので、商業ゾーンの2本のショッピングモールの裏側の区画街路にそった地域で、適当な街区を見出すことが必要である。

② 自転車置場

商店街への買物客の足としての自転車は、自動車とともに大きな利用率をもっていて無視できない。商店街内における自転車置場の問題は非常にむづかしい。商店側からは、何らかのかたちで整理しないと歩行者に支障がでるし、排除してしまうと来街者の利便をそこなうことになる。また、自転車利用者は商店街内の一カ所に自転車をおいて歩きまわるという行動をとらずに、目的地まで直接自転車をもってゆく傾向があることも、計画的対応をむづかしくしている。

利用面から考えれば、商店街のブロック単位くらいで自転車置場が設けられることがのぞましいが、この解決には商店街側のある程度の負担に対する意識と、自転車利用者のモラルの問題が重要である。当面、本計画ではショッピングモール内の植栽スペースと合せて、適宜分散配置することを提案するが、これだけで充分であるとはいえないので、今後、管理運営の問題も含めて研究が必要である。

③ 賃貸住宅の供給

住宅需要に関しては、火災復興土地区画整理事業の事業計画において、地区内の計画人口を4,000人（罹災前と同じ）としており、罹災者名簿による1,015戸3,289人とあわせて考え、罹災世帯分として1,000戸程度を計画する。

その他、市街地の中心部という立地条件を生かし、また土地の高度利用を図るという観点から、中高層共同住宅を300戸程度計画する。住宅需要としては職業上、職場の近くに住む必要のある世帯あるいは単身者を対象とする賃貸住宅等が想定される。対象世帯には比較的所得の低い階層が多く含まれると思われるので低家賃の公的賃貸住宅の供給がのぞまれる。

④ 公 園

⑤ 車両動線

⑥ 歩行動線

復興計画によるため省略

歩行者動線の主幹線は、区画整理において設定された3本の歩行者用道路になる。その他は、幹線道路に設けられる側歩道がこれを補って、歩行者ネットワークを作る。商業ゾーンの2本のショッピングモールは、店舗の集積量から考えて同質のものと想定することはむづかしい。商店側の構

成としても、北側のモールは、飲食サービス業に重点をおいたものとし、南側のモールは、買廻り性商業を主体とした商店側となることが、予想され、また期待されているので、モールとしてもこのような商店街構成にあわせた演出が望まれる。

12Mのショッピングモールでは両側に2M程度の歩行帯を設け、残る中央部8Mの半分の4Mをブロック毎に交互に施設帯とし、植樹やストリートファニチャーを置く。住宅地区の歩行者専用道路は、西寄りの部分では商店街化するものと想定されるが、基本的なイメージとしては、住宅地内の緑道としての性格をもたせたい。8Mの緑道では中央に一車線分を残して両側に街路樹を植樹する。

⑦環境整備

市街地環境は、道路と建築敷地と建築物の三つから構成される。今後の環境整備の方向づけとして、緑化という問題がとりあげられるべきであろう。今回の災害に際しても樹木の存在は高く評価されるだけの防災効果を発揮した。この意味で宅地の緑化とともに、道路の緑化も積極的に考えられるべきである。歩行者用道路では、緊急車両の動線は少くとも確保されなければならないし、時間制限をかけてもサービス用車両を通さなければならないところも出るとなると、全面的な緑化をはかることはむずかしいだろうが、限られた巾員の中で、可能な限りの緑化を推進すべきである。

商店街においては、歩行環境としての路面整備とアーケードは重要な要素である。こうした面については、単に公共施設としての道路の利用を考えるだけでなく、商業空間の一部として、商店街の事業としての整備を考えるべきである。また、

アーケードの設置についても、公道内に設置することだけを考えるのではなく、関係者による協定締結によるなどの方法で、敷地の一部をも合せた利用を考えるべきである。本計画地区のような中心市街地では、もともと樹木は少いのがあたりまえのように受けとられがちであるが、市街地の再建にあたっては、単に建物を建てるだけでなく、敷地の緑化をあわせて考えたい。

■都市防災計画■

①防災計画の必要性

火災復興にあたっての市街地整備として、特に留意すべきことは防災上の問題である。都市における防災の基本は「火災をはじめとする諸災害のスケールを局所化するような市街地構造」を実現することといつてよいのであるから、都市の防災計画は、このような市街地構造をめざした諸々の整備計画を都市計画の基本的フレームワークとして持つことが必要である。

昭和60年の酒田市の予測人口を139,000人としているが、これはまた、防災上においても、ひとつの目標となるものである。すなわち、約10年後に14万都市になるという基本的目標の中で、そのとき必要となる災害防止上の諸施設ならびに設備などを、段階的に整備してゆく方針を市街地整備の基本におくことが必要である。酒田市は、その立地条件からして季節風が強く、またその吹く機会も年間139日（理科年表による）と多い。またかつての最上川の中州に発展した町という土地に刻まれた風土であるので、火災や地震などの災害の場合、比較的大災害になりやすい条件下にある。したがって、今次の大火を契機として災害を拡大

しないような構造を目ざした市街地の再構成を進めなければならないのだということを、常に念頭におくべきである。したがって、平常の市街地環境整備においても、災害発生の際に防災面でプラスとなる施設・設備を少しずつでも増加させていくことが望ましいし、逆に災害を拡大したり助長したりする恐れのあるような施設等は、できるだけ設けないよう今後配慮することが望ましい。

たとえば、公園や空地等などの地下には貯水槽を設ける。公園には、池を設けて貯水槽としての機能をもたせるなども考えられる。噴水などをつけておけば、市民の日常生活の中にもなじみがよいかもしれない。また、駐車場を立体化する場合も、酒田市の地盤からして地震時には危険であるし、火災の際も好ましいものではないので、安全上、防災上、特に配慮することが必要である。この意味ではタワー方式の駐車場はさける方が望ましい。外の地区へも不燃化への整備を段階的に進めるものとする。

②主要な建築物の耐震性強化

主要建築物、大規模建築物等については、耐震性能をより強化する。(地盤が比較的軟弱であること。明治27年10月の大震災の例もあることを、考慮すべきである。)

③消防施設及び水利の充実

消防施設及び水利については、逐次充実をはかる。水利に関していえば、新井田川は将来とも有事のさいに活用できる自然水利として保存すべきであり、市街地における土地需要の増大等に対処するための、埋立利用等は行なわない方向で考えたい。

消防力という面では、今日では応援消防協定が

あるので、市長の要請があれば人手と道具は集められる。しかし、水は増えることはない。時ならずして消火栓水圧が著しく低下し、また貯水槽の水が底をつくという事態は、従来の事例でほとんど例外なくおきているので、少しでも平常の整備につとめるべきである。

④防火帯の整備

市街地の防災性向上にあたって、単に個々の建築物を不燃化させるという不燃建築物の蓄積の増大が考えられやすいが、建築物全体の不燃化が達成されるのは、かなり長時間を要する。これは、酒田市のみではないので、建築物不燃化の蓄積が有効に働くようになるのは、かなり未来的といわなければならない。したがって、災害防止拡大のための基本路線(防火建築帯や有効な緑地等の連続としての延焼防止帯)を整備することが、当面の課題となる。

この実現のためには、区画整理事業によって拡巾される浜町大通り(都市計画道路豊里十里塚線)や、柳小路などのような広巾員道路に面する店舗家屋をまず不燃化し、共同化することを推進することである。耐火建築物であっても、いわゆる雑居ビルが林立することは極力さけるように指導すべきである。

今次の大火で北側防災帯となった寺の敷地も、はじめからここにあったのではなく、町中に散在しといったものを約150年の間に現在の位置に集まるようになったものという。こうした地区は、将来は墓地公園ふうに整備していくことも考えられる。延焼防止帯としては、河川も有効に働くものであり、防火建築帯、緑地ゾーン等と合せ市街地全体の延焼防止帯としての整備が必要である。

■ 目標実現のための手段方法 ■

①不燃化、耐震化

市街地再建にあたって第一に配慮したい事は、建物自体の耐火性能、耐震性能の向上である。

耐火建築物が火災の被害を最小限にくだとめる力を持っていることは今も昔も変わらないが、昔の土蔵に代わる今日の鉄筋コンクリート造建築物は、さらに耐震性能の向上にも寄与する。今回の火災によって、被害を受けた鉄筋コンクリート建物もかなりあるが、開口部等の防火対策に細心の注意を払って建築することの重要性を見逃してはならない。道路や隣地に面した延焼のおそれのある部分の開口部の処理や、建物内の防火区画等について欠点のない設計、施行を行なうように留意すべきである。

木造建築物であっても防火性能の強化は重要である。形式的に外壁をモルタル塗とすればよいといった考え方は、排除されなければならない。開口部、軒裏等の防火措置と同時に屋根を燃えない構造とする（焼けてぬけないようにする）事は、火災の拡大防止にとって有利である。

②共同化

市街地の土地の合理的利用にあたって、細分化された土地の共同利用、建物の共同建築化は有効な手段である。共同建築化はまた、防火建築帯の建設にも効果的である。共同建築化による直接的な合理性としては、個別の建築に比べて、構造、外装等に要する費用の節減がはかれることがあげられよう。また細分化した土地に個別に建てる場合と比べて、建物自体の有効な利用を考えるとという利用面からの合理性もあげられる。

共同建築化を最も典型的に押し進めたものとして、市街地再開発事業がある。別の角度から見た共同化に、商店街における高度化事業があげられる。商店街団体として一定の計画に従って行なう商店街近代化事業、小売商業店舗共同化事業は、中小企業の高度化事業として助成措置が準備されている。

③協定

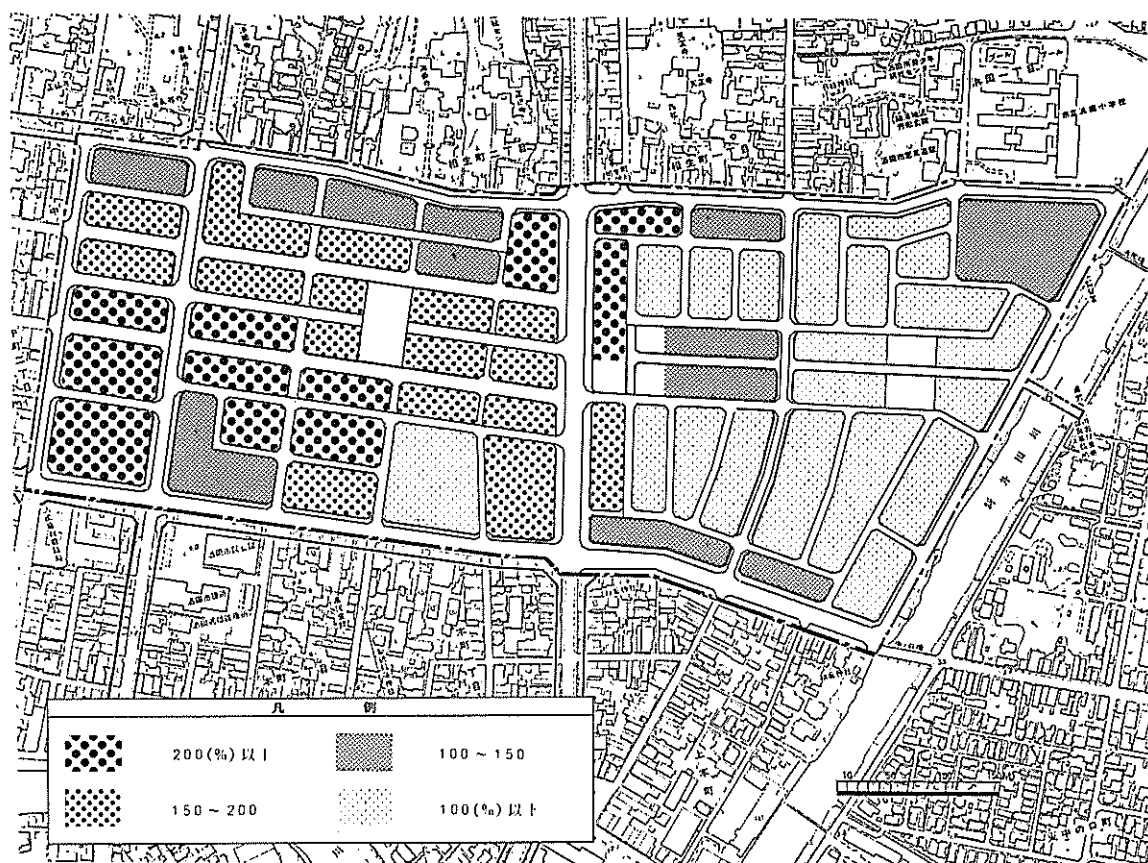
建築基準法第69条の規定によって、「住宅地としての環境又は、商店街としての利便を高度に維持増進する等、建築物の利用を増進し、かつ土地の環境を改善する」という目的のために必要があると認める場合、市町村は条例で建築協定を行うことが好ましい。本計画地区の場合、ショッピングモールに面する土地の所有者等全員によって、1階の壁面を道路境界線から2メートル以上後退すること、1階の階高を一定の高さにそろえること、構造は全て耐火建築物とすること、その他美観上の配慮等を内容とする建築協定を締結することが望ましい。

緑化協定は都市緑地保全法第14条に基づくもので、建築協定のような条例の制定は要しないが、市町村長の認可を必要とする。協定する内容は、その地区に植えるべき樹木の種類、植栽方法（間隔、高中低別等）、垣や柵の構造等に関する基準を主とし、維持管理方法等も併せて規定する。

本地区の場合、防火対策としての意味を含めた緑化推進はぜひ実施されたい事項であり、区画整理区域全体について協定される事が望ましいが、これが著しく困難であっても、少なくとも住居地域を対象とした協定実現は推進されるべきであろう。なお、樹種としては、防火性の大きいタブ、

ツバキ、マサキ等のいわゆる防火樹が奨励されよう。

〔図-23〕 容積計画



■ 商業施設需要予測 ■

①当核地区は、火災復興と、将来の都市機能の充実が第一義であるため、既存していた商業者の経営基盤の確立に重点をおき、昭和55年及び昭和60年次での酒田市全市の、余力需要から施設需要予測を算定する。

②当市の将来人口は、昭和51年7月時に算定された「当市の人口見通し」（酒田市企画部）から判断し、次のように設定した。

昭和55年 127,000人	昭和60年 139,000人
----------------	----------------

③施設規模は、昭和55年の予測値に基づいて設定し、昭和60年の予測値については、将来、増築

可能な目やすとした。また、施設規模の数値は、売場面積で表示した。

④将来の経済予測については、名目14%、実質4%の上昇率を基準とした。

⑤昭和51年度に実施した「酒田市広域商業診断の結果要旨」によれば、昭和51年次における酒田市商圈人口は、2次商圈で約21万人、吸引人口は約13万人で、消費購買力は当分の間増大テンポが弱く、量的拡大は急速には望めないと指摘されて

いる。この指摘に即応し、需要予測するものとする。

⑥また同結果によれば、中心商店街の全市に占めるシェアは、30%以上が望まれると指摘されている。したがって当核地区シェアは35%前後とする。

⑦ここで予測した需要は、可能性を示したもので、いわば努力目標であり、自然の推移に委ねて達成できるというものでなく、関係者の経営努力によってはじめて達成可能なものである。

〔表-13〕 被災地区商店規模予測(昭和60年度)

単位 m²

業 種	① 既存規模	② 増築可能 予測規模	③ 規模設定	④ 増 床 率 ③/①	増 築 可 能 規 模 内 訳
小 売 商	33,000	13,100	46,100	140%	全市余力規模の40%をシェアとする $32,700 \times 0.4 \div 13,100 \text{m}^2$
飲 食 業	2,600	2,800	5,400	210	昼間型35店 夜間型7店………計42店 $42 \times 65 \text{m}^2 \div 2,800 \text{m}^2$
レジャー サービス	5,320	3,880	9,200	170	レジャー10件 $\times 228 \text{m}^2 = 2,280 \text{m}^2$ サービス20件 $\times 80 \text{m}^2 = 1,600 \text{m}^2$
計	40,920	19,780	60,700	150	

注 既存規模は、焼失面積も含む

〔表-14〕 建築物計画

(表4-2)

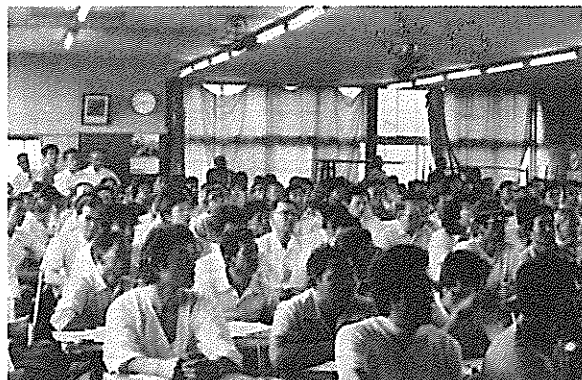
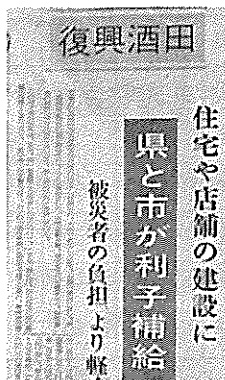
地区別	宅地面積 (m ²)	建築面積 (m ²)	建ぺい率 (%)	延床面積 (m ²)	容 積 率 (%)	用 途 別 内 訳 (m ²)					住宅戸数 (戸)	備 考
						住 宅	店 舗	事 務 所	駐 車 場	そ の 他		
中町二丁目	22,910	17,830	77.8	62,570	273.1	10,270	32,930	8,440	10,930	—	107	
中町一丁目	43,050	30,720	70.4	70,370	163.5	29,820	17,730	11,960	9,010	1,850	339	
二 番 町	35,780	24,060	67.2	51,700	144.5	26,890	17,980	2,400	2,480	1,950	232	
一 番 町	40,700	21,330	52.4	59,720	146.7	23,910	29,870	—	5,160	780	221	
新井田町	60,820	23,590	38.8	41,190	67.7	38,580	1,550	—	—	1,060	454	
合 計	203,260	117,530	57.8	285,550	140.5	129,470	100,060	22,800	27,580	5,640	1,344	

*店舗には物販、飲食、レジャー、サービス施設等を含む。

(2) 住宅街の復興



大火復興の基本的計画については、既に述べたとおりであるが、計画はそれぞれ理想論の入るのは当然である。この理想的な計画を如何に具体化して実現するかが、酒田大火復興の最大の鍵である。しかも各種事業が被災者の要望も最大限に受け入れながら相互に調整され、早期に完了させな



建築士会
酒田支部主催
の建設説明会
(52. 7. 7)

ければならない課題を背負っている。これが災害復興の宿命でもある。

建築物の整備は、土地の換地作業よりも複雑で困難であった。すべての財産を一夜に失った住民には何の資金もないのである。激甚災害の指定によって住宅金融公庫の融資額が29頁に示すように（その後52年9月に改正され、耐火構造で660万木造で580万に増額された）極めて有利な条件の政府融資はあるが、「借入の道あれど返済の道なし……」の聲が、率直に被災者の現況を物語っている。

そこで県と市が協力し、被災住宅の復興促進と被災者の負担軽減を図るため、災害認定の交付を受けた847名を対象にして、大巾な利子補給を実施することになった。その例を示すと、

標準建設費－公庫融資額－自己資金＝ 不足額

①12,720 － 6,100 － 2,544 ≒ 4,000千円
(住宅120M²) ②×(20%) (対象額)

となる。商店は150M²、住宅は120M²を限度とし利子補給対象額の限度は、RC構造で400万、W構造で180万とし、利子補給率は2.9%を5年間続けることになった。この所用額は約4億円となったが、県が⅓、市が⅓を負担する。

大火復興（建築物）のスタートは、整地が終り

新しい区画道路がほぼ完了した東（新井田町）側から始った。第1回の仮換地指定通知の前日の52年6月9日、建築確認申請第一号はY医院であった。

参議員選挙も大詰めに入り、福田総理来酒のスピーカーが焼け跡の町に流れ、確認申請も12件に達した7月7日、被災地の近くにある飽海地区労働会館は、被災地の復興建物説明会に集った200人以上の建設関係者で埋った。「酒田の大火復興は地元酒田の手で……」この意気に燃えながらも仮換地指定をじっと待っていた建築士会酒田支部を中心に、建設業協会酒田支部、飽海建設労働組合の三団体が共催した「明日から着工される被災地の諸問題」について、熱い説明会が開催された。

榎本酒田支部長の挨拶のあと、区画整理事業主

〔表-15〕被災地内建築確認申請調

年月	52年								53年	
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	（件数）	
住宅関係	3	38	20	60	25	23	20	7		
店舗関係	3	9	10	25	17	17	12	14		
その他	1	6	2	10	7	5	6	5		
計	7	53	32	95	49	45	38	26		
累計	7	60	92	187	236	281	319	345		

体である県側から、道路並びに地下供給施設（上下水道、ガス）の完了みとおし、浄化槽の設置要領、道路と宅盤の高さ等の説明があり、市の行政側から、都市計画（用途、防火、高度利用地区、歩行者専用道路等）の留意すべき事項、又建築申請手続きと融資制度、準防火地区内の防火構造に対する指導方針等が発表された。

この説明会には、市内の主な設計者、建設業者、大工さん等の多彩な顔ぶれの集りではあったが、その目的は一つ、「一日も早い復興に全力をあげる……」との熱意が、むし暑い7月のつゆ空をはね返すものがあつた。

1年前の焼野原に新しい住宅街が誕生しつつある。建築確認申請の状況は〔表-15〕によるが、商店街の件数が少ないのは、高度化資金の融資決定が53年の1月以降に入るからでもある。新しい住宅街を一巡して特に目につくのは、網入れガラスの多いこと、従来酒田ではあまり目につかなかったアルミ製雨戸の使用である。火災の教訓が生



◆復興は新井田町の住宅地から始った



◆県道を横断する焼土蔵の引越し

かせたものと感ずるが、1戸当りの宅地平均面積が約215M²の土地だけに、隣地との空間が少なく日照、通風に問題が残りそうであり、又破風、鼻隠しの木部露出部分が気になる。

このような現場の状況を判断しながら、短時間に住みよい町づくりを推進するために、酒田市の建築行政と、地元建築士の設計グループ、更に酒田市の新しい町づくりの専門員として委嘱した中央の建築家と協議の結果、8月26日、「住宅建設は隣近所相談して……」と題する復興速報告知板、(No.21)を全市民に新聞折込みで配布した。その中で、建築確認の申請書類から判断すると、各街区ともに隣家の状況がわからないままに間取りを計画しているようで住宅完成後、①玄関又は座敷の窓の正面に隣家の便所の窓や、汲み取り口(水洗化は60%程度)が面し不快。②寝室の傍に駐車場ができて安眠できない。③隣家の窓と窓がつき合せることになり、どちらかに目かくしが必要。④隣家の換気の位置に座敷の窓が面し、匂い、不快音を感じる等……が予想されるので、こうしたことを避けるためお互い同志でよく話し合い、どのような間取りで何時頃建てるのか、十分検討を重ね、お互いの設計者を教え合って、隣近所の話し合いにより、あとで問題を起さない住宅、商店を建設し、更に共同で街づくりをするという積極的な協力を住民に呼びかけた。その具体的な方法として、確認申請の出された間取りを次々と市の方で街区毎に図面に明示し、それを誰にでも公開し、あとで建設する施主と設計者の設計計画、隣家との調整に利用してもらうことになった。更に一歩進めて浄化槽の共同化、緑化対策の推進(酒田市の補助制度を導入)も積極的に取りあげた。

(3) 商店街の近代化事業

■ 生れ変わる商店街の課題 ■

商店街の建設は複雑であった。約400戸の商店のうち、その半分以上は組合組織による商店街近代化事業によって、高度化事業資金の借入が決定しないと再建のめどが立たない状態にあった。被災直後、少面積(20M²以下)の仮設店舗で営業を開始したが、その売上げは被災前の $\frac{1}{2}$ ～ $\frac{1}{3}$ とも言われている。一刻も早く……とあせる気持とは別に、商店街としての新しい町づくりは個人プレーでは近代化されない。

被災前、8ブロックに区分されて組織活動を行ってきた商店街は、近代化事業の推進をはかるため、三つの商店街に大同団結して、中通り、たく

酒田の被災商店街
再建へ準備急ぐ

7.2.73

「中通り」近く発足
三つの復興組合つくる

高度化事業の融資うけ

いせん楼
小島

どうなるモール建設

酒田商工地区復興委員会
新たに小委設ける

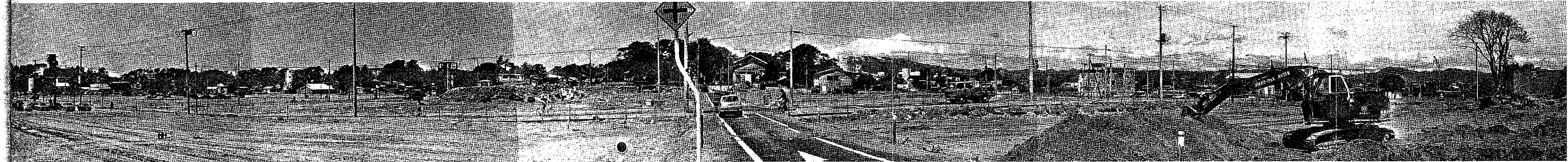
仮換地の指定を待つ被災地区の造成は急ピッチで進められている (52年5月)

① 西北西

北

鳥海山

東



清水屋デパート

裁判所

伝兵工業局

海安寺

東急イン・ジャスコビル

仮設店舗

相蘇ビル

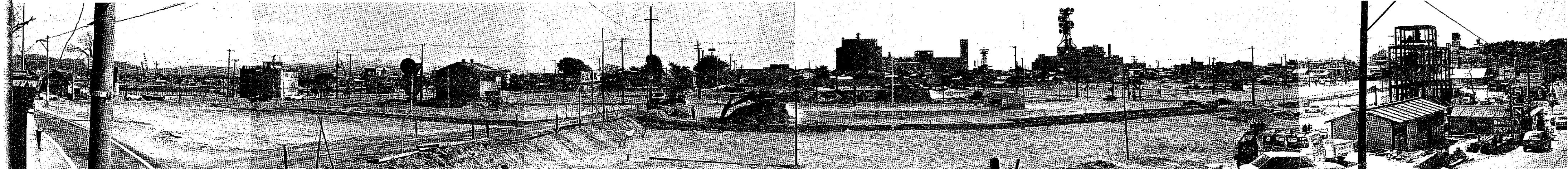
浜町通り仮設店舗

② 東

月山

南

西



守護地蔵堂

仮設店舗

相蘇ビル

白崎ビル

林倉庫

山新ビル

丸本ビル

市役所

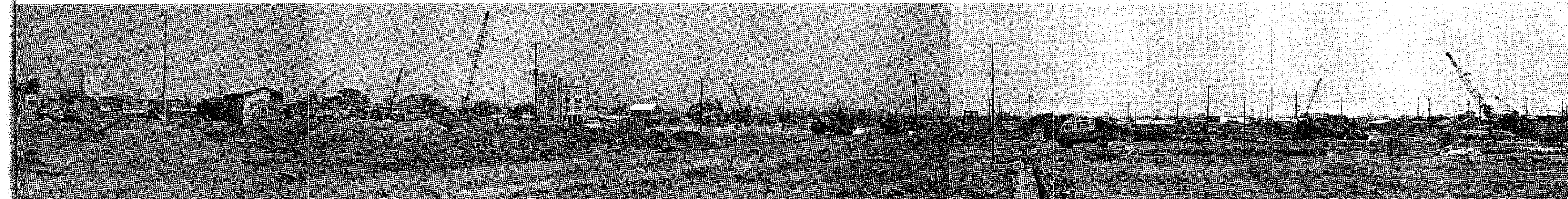
電々公社

清水屋デパート

③ 北

東

南

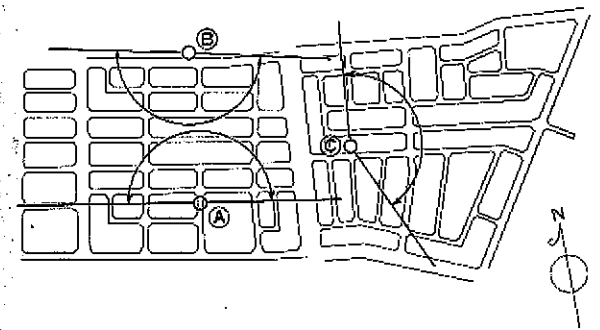


東急イン

ジャスコビル

小野酒造

浜田ホテル



み通り、大通りの振興組合をつくりあげ、各組合はそれぞれの地域環境に適合した新しい商店街づくりに、地区民の涙ぐましい努力が続けられている。

魅力ある新しい近代的商店街の課題は何か。それぞれの店舗設計に豊かな個性を発揮するのは当然であるが、酒田市のメンストリートとして発展するためには、一つの商店街として魅力ある集団的機能が必要である。それには、①歩行者専用道路（ショッピングモール）の総合的な活用、②駐車場、自転車置場の確保、③防災上に支障を与えないアーケードの設置、④核店舗の位置付けと回遊性の高い専門店の配置等が必要条件とされている。

この条件を満たすために、三つの商店街を中心として復興計画が進められたが、その中でも最も

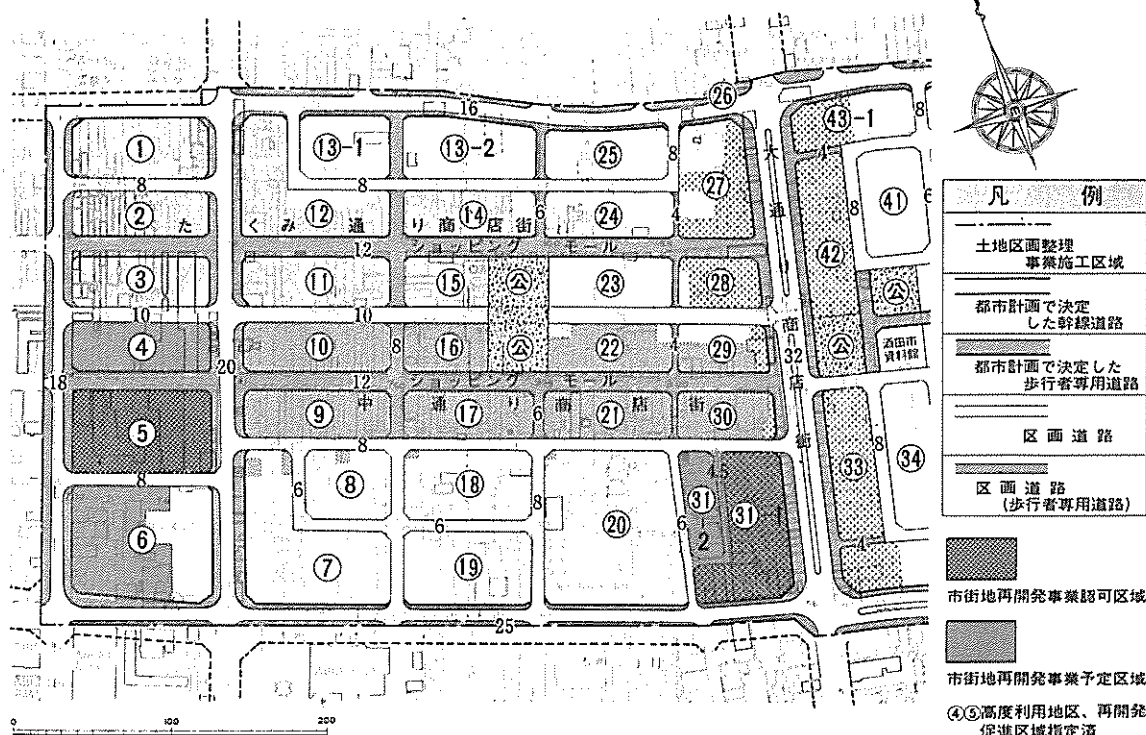
早く地区民の総力によって一つの街区設計を見事に組み立てた中通り商店街（旧大工町）を紹介する。

■ 防災商店街のモデルケース ■

中町1丁目の一角に焼け残りの土蔵がある。このうす暗い土蔵の一室で、大きな模型を前にし熱い議論を展開しているグループがあった。それは大工町街区の役員と、地元設計並びに事業団の代表が、この地区の復興計画に対して、きめ細かな打合せが時間の経過も忘れて続けられていた。

被災者35名の不撓の努力と根柢り強い協調の中から生れた青写真は、誰もが体験している「新しい町づくり、の苦しみと経過を物語っている。しかも、数多くの苦難を克服してここまで到達したのは、すべてこの地区内の地権者が、プランづく

〔図-24〕 酒田火災商店街復興構成図



りの主導者であったことが特に注目される。

火災復興の町づくりをどうするか。地区民が最初に考えたことは足元を見つめることであった。酒田市が提言したマスタープランで、将来の商店形成は、オープン方式の共同店舗又は商住一体の下駄履き住宅が望ましいと指導を受けた。しかし総論としてはそうすべきであると思ったが、町の地権者におろしてみると、現実には極めて厳しいものがあつた。その最大理由は、この街区には共同店舗の核となるような大企業がない。言うならば非常に小さな権利者の集団である。

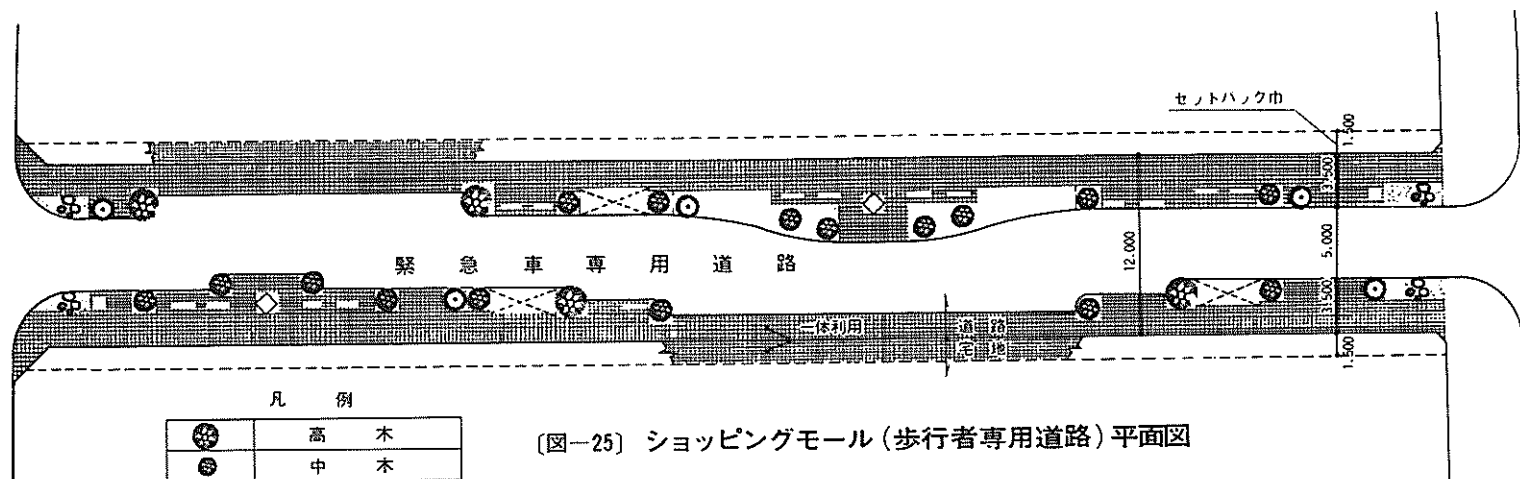
復興計画は街区の組織づくりから始つた。被災前には自治会と商工会の二本立ての機構で運営されていたが、それを復興委員会の一つに結集し週に2回（火・金）を定期会合日とし、お互いの情報交換、計画立案・検討会を開き、役員会で解決できないものは、その都度総会にかけて一つづつ階段を昇っていった。

この話し合いの中から三つの柱を町づくりの基本方針として確認した。それは、①共同建築化。（個人の商店をつくるのが、隣地間の不必要な空間は設けず、共同化の方向をとる）このねらいは土地利用の合理化と、建築コストの低下をねらつたものである。②駐車場の確保。これは将来商店街の繁栄のために不可欠の要因である。③12M巾のショッピングモールに面した表側は、できるだけ3階建にして街区の景観を統一する。換地で与えられた狭い個人の土地を有効的に利用し、しかも街区全体面積の20～30%に相当する駐車場を確保して、50～70台の駐車を可能にするには、建物の高層化が必要である。（防火地域として防災面からも当然である）しかし無理をして高層化して

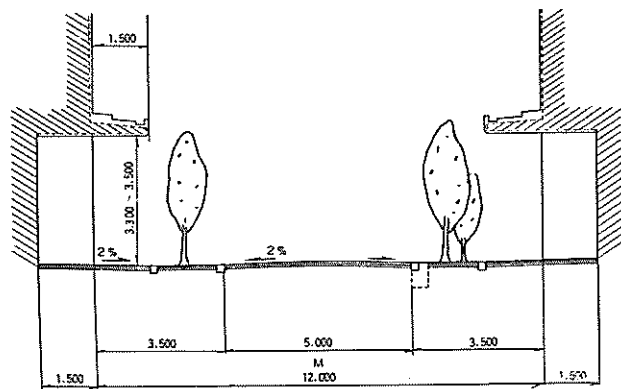
みても、融資面の限度、売上げ面から商店規模面積にも限度がある。そこで表面だけは3階にし裏面はそれぞれ個人の希望面積で2～3階とすることにした。

52年7月に入り、各商店の個人相談が開始され仮換地指定も一部開始されて、ようやく町づくりの具体的予備設計が始つた。この頃、市の都市計画を主体として、ショッピングモール協議会が発足し、アーケードのセットバック方式と、モールのプランづくりが本格化した。セットバック方式とは、ショッピングモール（巾12M）を最大限に買物道路（常時青空天国、緊急時は中央部に車を通す）として効率的に活用するため、アーケードは〔図一26〕のように、商店街の1階のみを1.5Mバックさせ、（中通りは1.5M、たくみ通りは、0.8M）更に底を1.5M突き出して道路占用し、合せて3.0M巾のアーケードを構成させる。

酒田大火と既存アーケードの問題は、防災上から広く論議の呼んだことも確かである。アーケードが火勢を強めるトンネル役を果し、消火作業に大きな支障を与えたとする論も否定はできない。しかし、防災面を強調するあまり、鉄とコンクリートの防火建築帯はできあがつたが、商店街としての機能を失うような町づくりであつては、死んだ町となる。特に酒田は11月以降雨雪が多く、冬季の雪は横から降ってくる。商店街にとってアーケードの設置は生死に関する問題である。そこで考えられたのが、セットバック方式であり、底の出が1.5M程度ならば、災害避難の梯子車の使用にも支障ないので、この案で、消防、道路管理者、建築主事、警察署の四者が事前協議を重ねて、商店街に協力を求めたものである。7月以降約半年



〔図-25〕 ショッピングモール（歩行者専用道路）平面図



〔図-26〕 セットバック方式のアーケードとショッピングモール断面図（中通り）



〔図-27〕 ショッピングモール計画図 透視図…伊藤（和）設計提供

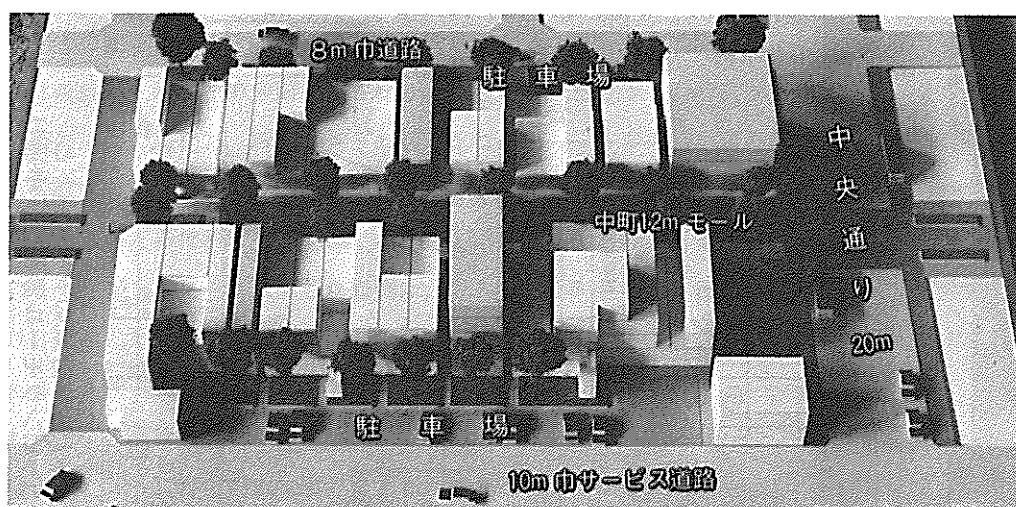
間に亘り、行政側と商店街の慎重な協議の積み重ねによって、ほぼこの案によって新しい町づくりが着工されようとしている。このことは、建築協定以前に総延長約1.5kmの壁面後退線の位置づけが自主的に解決することになり、完全実施までにはかなりの時間と隘路があるにしても、新生酒田商店街、の目玉となろう。

セットバック方式を最初にとりまとめたのもこの大工町街区でもある。三つの柱を確実に実現するため、昼夜の別なき話し合いの結果、次のような具体案をまとめた。

①個人商店の計画している復興プラン、(略平面)を一括にまとめ、金融係が35人の資金計画と返済計画の概算をはじめだした。②個人プランを寄せ集め、街区として図化することにより、三原則がどの辺まで達成できるかを判断し、不都合な面を何十回となく調整した。③地元建築士のアドバイスを受け、建築基準法や、隣地境界の取扱いアー

ケードの構造等を調査の上、各個人プランを全体計画に合わせながら地権者の合意を得て修正案をつくった。④街区のほぼ中央(長さ約90M)付近に共有財産として通路を確保し、南北の駐車場から最短距離で中町モールに客の導入をはかった。⑤防火地域内で耐火構造が義務づけられているので、ユニットプレハブ構法の採用も検討し、従来工法も含めお互いの合意により、相互に建物を境界に接して建設する。この場合は、施工順位屋根工事の共同施工についても協定する。⑥浄化槽の共同化を計画し4ブロックにまとめる。(工費が約半減される。)

この外にも細かなとり決めがあるが省略させて頂くことにする。大工町商店街のリーダーである山本復興委員長は、「極めてあたり前のことをみんなで力を合せてやったに過ぎない」と述懐する。そして、ここまでまとめあげた秘訣は、「個人の権利を尊重しながら決して強制せず、共通の公約数を



三十五名の地権者が、不撓の努力と、お互いの協調によって、防災都市にふさわしい商店街づくりの計画がこの程完了し、融資の決定を待つて着工されようとしている。
旧大工町地区の完成模型

三つの柱に結合した」と苦勞を語る。

いづれにしても都市の再開発は、土地や建物の開発以前に人間の再開発が先に立つ。地権者、行政、コンサルの三者の呼吸が一致し、寢食を忘れる「開発馬鹿」の出現なくしてその成果はあり得ないとも言われている。地元建築士の中に一人の馬鹿？がよきアドバイザーとなって活躍したことを付言したい。

■ 商店街の共同施設 ■

大工町のモデルケースが発表されると、各商店街にも反響を呼び、三つの商店街振興組合は、残された時間と資金ぐりの中で、個人毎のプラン調整を進めながらも、商店街の共同施設計画に取り組んだ。その主なものは、①セットバック方式のアーケード②ショッピングモールの形成（街路樹の位置、自転車置場の配置、外灯の位置等を決めモールと、セットバックした宅地床面の一体的利用）③公園下の地下駐車場の設置（地下1階の場合65台、地下一部2階の場合100台）④モール照明灯（たくみ通りで約100灯）等であるが、それ等は近代化事業の融資の確定によって事業実施に入ることになる。

商店街の着工は何時か。現在（52年12月）事業団の融資面での診断を受けているが、53年1月14日に最終診断が完了する予定になっている。既に本設計に着手している街区もあるが、確認申請の提出は2月頃であろうか、だとすれば、春風と共に300戸近い商店街が一勢に着工されよう。復興の槌音は東の住宅街から西の商店街に移り、30haの被災地は一変することであろう。

(4) 市街地再開発事業

■ ゆれ動く大型店舗の位置づけ ■

大沼、清水屋浜町へ

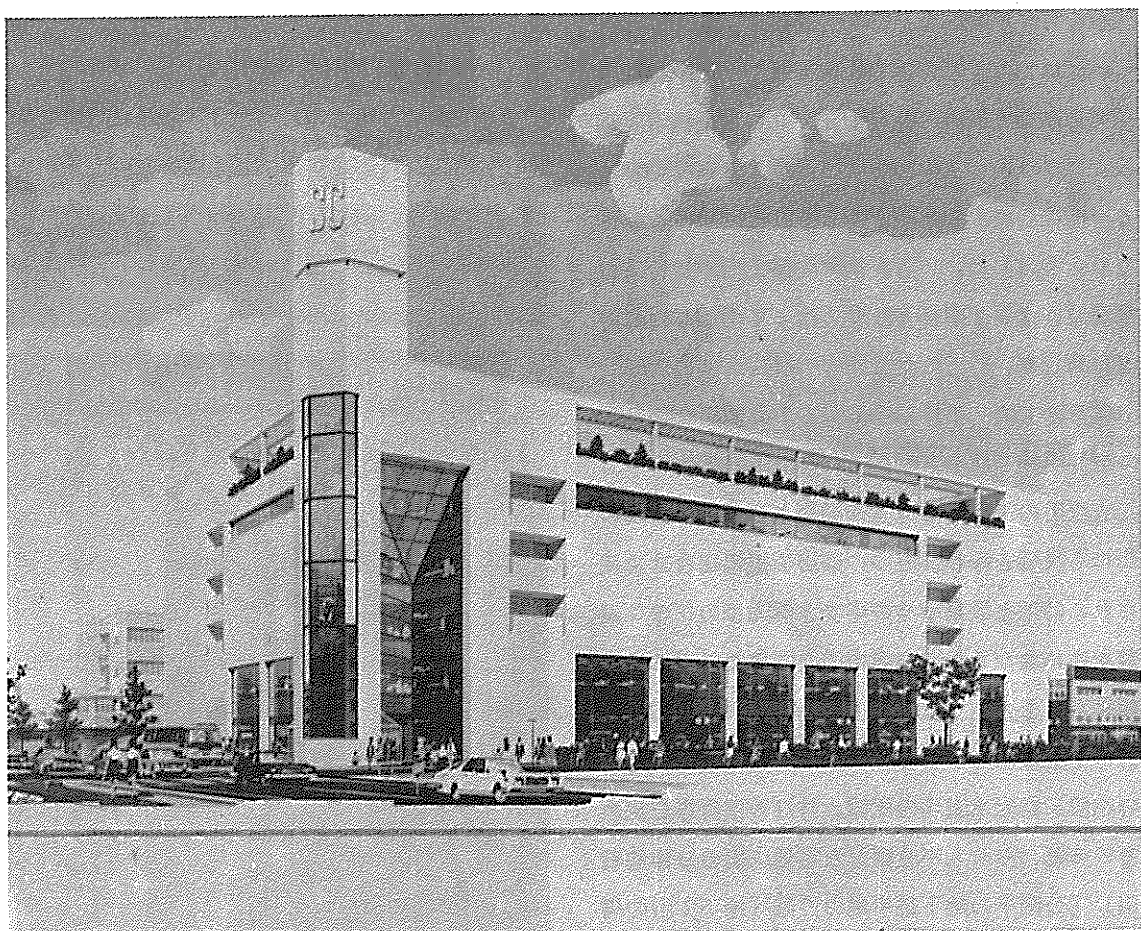
酒田・両デパート移転決定

しにせ中町大打撃



近代化事業と共に、土地の高度利用、建物の共同化、公共的施設の整備を目的とする市街地再開発事業は、既にマスタープランによって、位置づけられた大型店舗の配置に従って、具体的に始動したのは52年の春である。マスタープランでは駅前地区の回遊性を高めるため、大型店舗は27街区と、5街区付近に位置づけされていた。ところが地元を代表する大沼、清水屋の両デパートが、将来酒田の商店街が必然的に東に移動するとの判断から、両者共32M道路添いの27街区と42街区付近に進出すると名乗りをあげたのである。

苦境に立ったのは「しにせ」中町地区の商店街



第5街区酒田セントラルビルの完成予定透視図

である。マスコミは酒田随一の繁華街であった中町が、大型店舗の移動することにより、五等地に転落か？…と騒ぎ立てた。反対に喜んだのは浜町通りの商店街である。32M道路によって商店街が東西に分離される心配もあっただけに、願ってもない両デパートの進出を歓迎し、商店街を中心に受入れ態勢の準備を進めた。

一方中町地区は“しにせ”を死守するため、両

デパートの進出が駄目なら、県外資本の導入も止むを得ないと判断し結束を固めて再開発事業の準備に取り組むと共に、酒田市並びに商工会議所の調整により、清水屋が第5街区に核店舗として考え直すよう要望した。このような背景の中で52年6月28日、清水屋は浜町地区の進出を白紙撤回しその後間もなく中町5街区の進出に乗り出した。

片翼を失った浜町地区は、残っている大沼デパ



ートを27街区に定着させるため、あらゆる手段をもって地権者の説得につとめたが、同じ街区に換地された数名の住宅地の関係者の同意を得ることができずして、9月末には事実上大沼進出を断念しなければならなかった。このような経過を辿りながら、大沼を核店舗とする再開発事業は、南の31街区に移った。11月8日、酒田二番町市街地再開発準備組合が結成され、あらゆる可能性を追求しながら、再開発の基本計画を住民と協議中である。(52年12月)

■再開発事業の列車は走る■

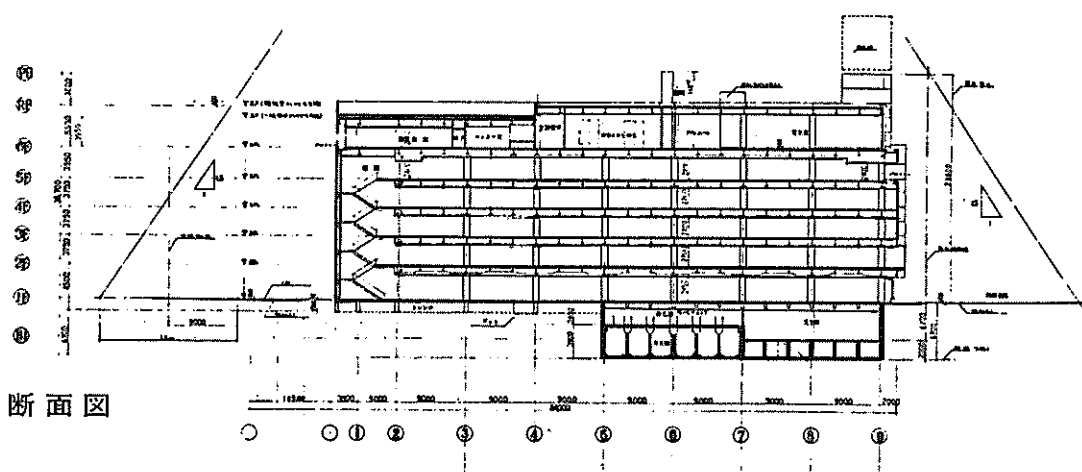
酒田商人の根性を発揮した中町地区は、清水屋デパートの進出が決定することによって、再開発事業は明かるいみとおしとなった。52年7月に入り、第5街区の地権者14名は、全員同意の上に事

業計画を決め異例のスピードで8月18日、「酒田市中町第5街区第一種市街地再開発事業」の認可を申請した。既にこれより先の6月1日、この5街区と北側の4街区は、都市計画上で高度利用地区と、再開発促進区域の決定をみていた。9月9日県告示1530号で山形県知事の認可を得た地権者は直ちに権利変換の具体的取り決めに入り清水屋との建設協力金、賃貸料のめどを確認しながら設計を進め、11月末工事の見積り合せによって施行業者を決定した。この事業をまとめてみると次のようになる。〔表一16〕参照

この事業は民間施行として、福島駅前、酒田駅前についで東北No3の市街地再開発事業となる。事業の経過と苦難の道を詳しく述べる紙面がないが、9月28日、事業認可の祝賀式で荒井準備組合長の挨拶の要旨がこの辺の事情を物語っている。

荒井準備組合長は、この日焼跡のよく見える産業会館の4階会場で次のような挨拶をした。「あと1カ月と1日であの忌しい大火から1年目を迎える。私の商店は焼け残ったが、私は酒田市民全体が火の粉をかぶったので、その意味で私も被害者の一人だと思って復興対策にかけ廻った。この、「羽目」とは、私に興えられた天の声であると信じてとにかく走りまくった。

4月21日、準備組合を結成以来約5ヶ月、筆舌に尽し難い苦難があった。再開発事業を鉄道建設事業にたとえてみると、私の責務は鉄路工夫であった。事業認可を得たことは、砂利を敷き枕木を並べ、レールを敷くまでに到達した。この間、洪水があり、台風があつたりしてその都度手直しの連続であった。隣の4街区は、少し地盤が悪いので、(地権者の歩調が一致しないからとの意味)

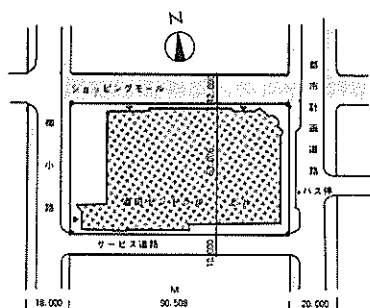


断面図

建築敷地	4,261.75㎡	周辺公共用地	1,605.00㎡	計	5,866.75㎡
建物概要	地下1階(一部) 地上6階 延面積 19,170.00㎡				
主要用途	店舗 主テナントは清水屋、その他地権者並びにテナント				
建ぺい率	79.6% < 限度80%	容積率	449.8% < 限度500%		
権利変換期日	52年10月予定	着工	52年11月予定	竣工	53年10月予定
総事業費	約27億円(国・県・市補助額 約2.8億円、その他は開発銀行等の融資)				

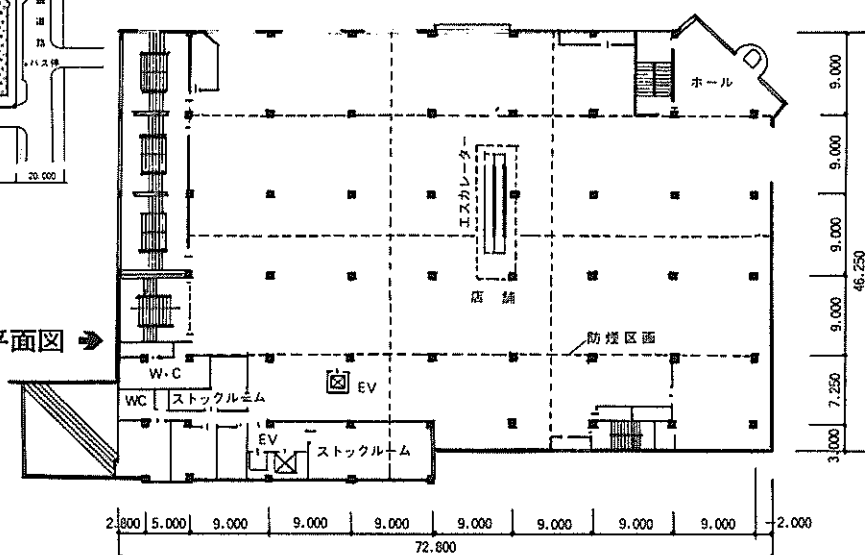
[表-16]

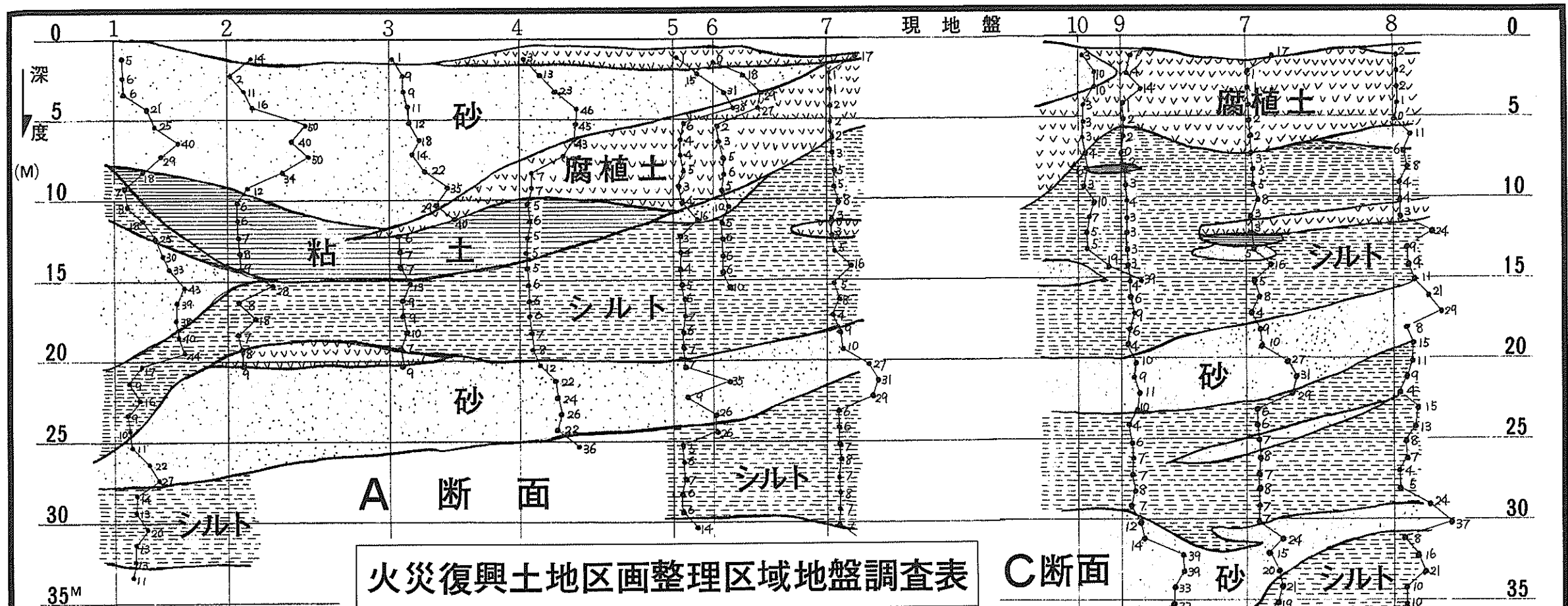
第五街区・市街地再開発事業
酒田セントラルビル工事概要



配置図

基準階平面図 →

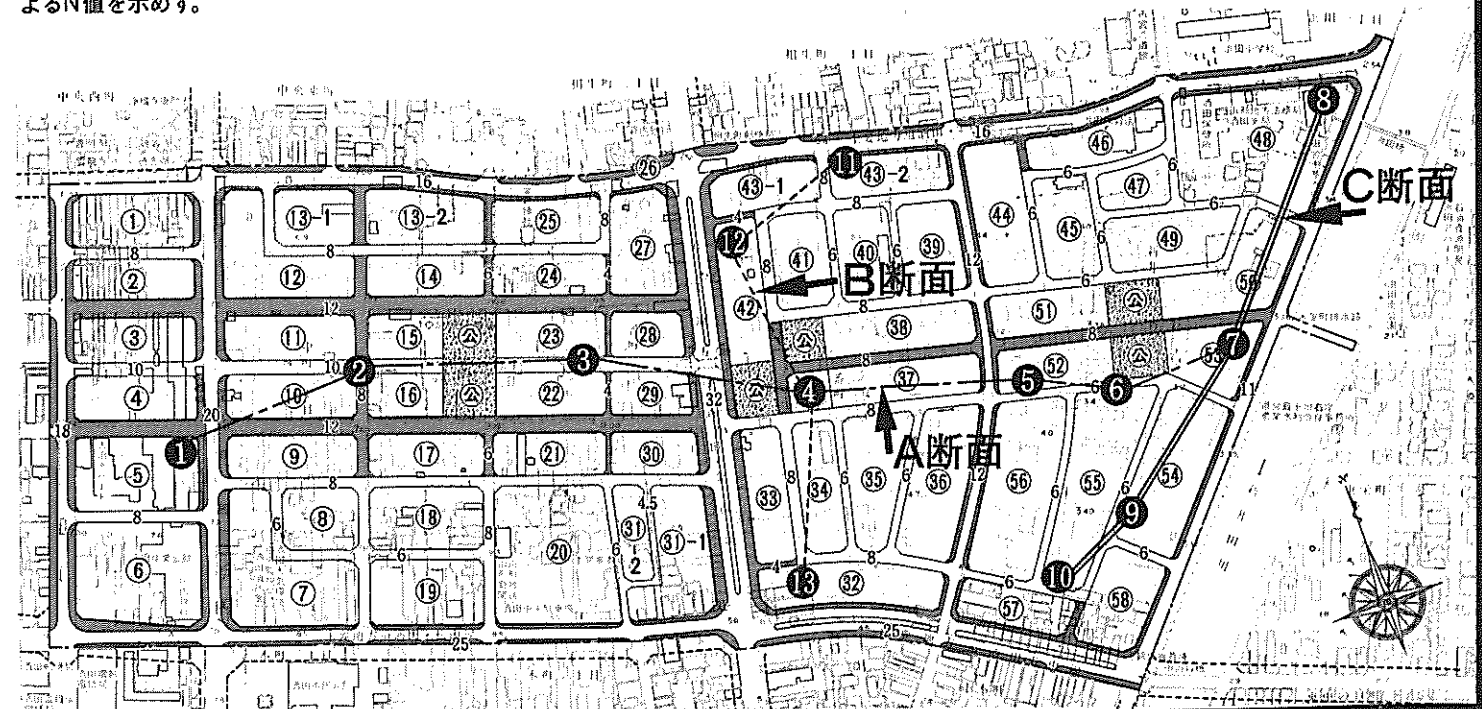
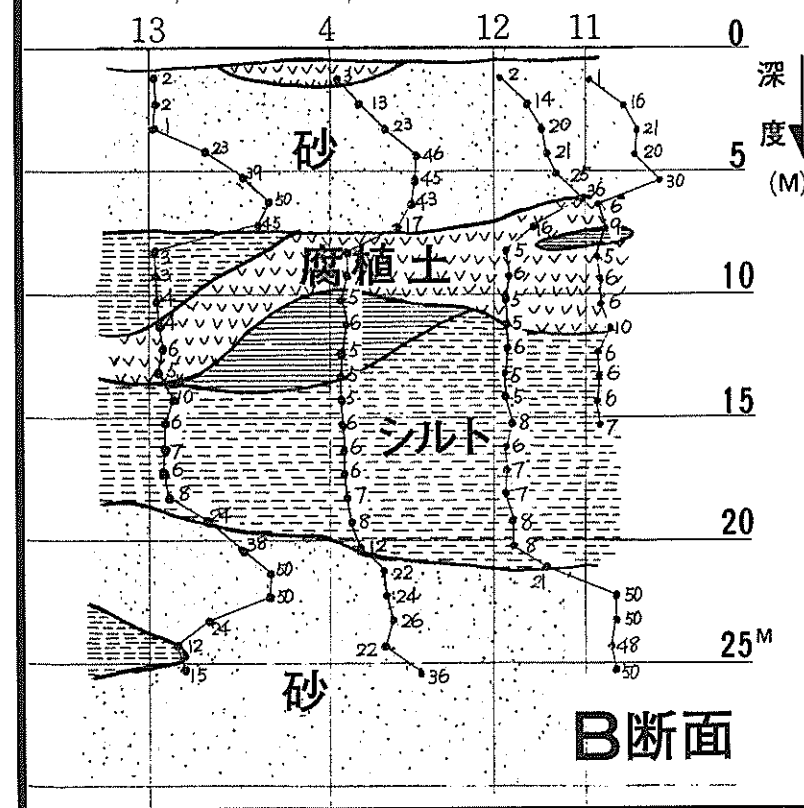




(注) 1. 各層の分類は大分類してある。
(土層の些細な無視して砂層、粘土層
等の大まかな分類にしてある。)

52. 11

(注) 2. 折線の数値は各調査地点の標準貫入試験に
よるN値を示す。





市街地再開発事業認可祝賀会 (52. 9. 28)

まだレールが敷かれていないが、こども時間の問題であろう。

これからレールを走る列車をつくり、来年11月より発車させるために設計に着手中である。列車のメンエンジンは清水屋デパートに決っており準備はすべて完了した。再開発事業は一般的に3～5年の準備期間が必要とされているようだが、私共は5ヶ月の余裕しか与えられなかった、しかも外資導入（県外資本）をしないで、すべて地元の資本だけで復興しなければならない宿命を担っていた。この宿命が中町の地権者を発奮させた原動力であり、これがなければ列車は脱線の危機もある。……後略

この5街区の列車が走り出すと共に、北側の4街区（分割施行？）そして駐車場ビルを主体とした南の6街区についても、再開発事業の計画が根柢り強く進められている。地権者と行政、そしてコンサルの混然一体となったチームワークの中でお互いの協調と理解のみが、この事業成否の鍵を握っていると言えるかもしれない。

(5) 耐震構造の課題

＝ 被災地の地盤調査から ＝

防災都市づくりの達成には、建築物の耐火性と共に耐震性の検討も必要である。商店街の防火地域のみならず、準防火地域内における建築物の不燃化の推進のためにも、地盤の状態を熟知しなければならない。大火で痛めつけられた酒田市民は同時に昭和39年の新潟地震を忘れている。

あの地震で酒田旧市街地の被害は極めて少なかったが、それは砂丘地が多く、又地下水位が比較的低い位置にあったため、新市各所（宮の浦、黒森地区等）に発生した流砂現象による被害が極めて少なかったことを意味している。

今回酒田市が被災者の利便を図り、より安全な耐震建築を推進するために実施した地盤調査の結果〔図一28〕によれば、新井田町方面は予想どおりの軟弱地盤であったが、中町地区は連続した砂層と考えられていたのに、砂層とサンドイッチするかのよう、シルト、粘土層が混在していることに注目したい。

耐震建築の設計をどうするか。これは建築士に興えられた重要課題でもあろうが、一般論として考えられることは、①新井田町地区等の軟弱地盤では圧倒的に木造建築が多いが、それでも深度5M付近までは、N値2～10の腐植土があり、又被災後の盛土もあるので、不等沈下防止に基礎に鉄筋を入れる必要があり、②中町地区では、軽量な建物は3～4Mの砂層に布基礎で充分かも知れないが、その他の重量建築は、建物規模、地層分布とN値、そして地下水位を検討し、ベタ基礎や杭打基礎の採用が望ましいと思われる。

【5】酒田大火における県の対応



昭和51年10月29日、わが国火災史上戦後四番目といわれる酒田大火は、今思い出してもよくここまで対応できたと思う程の大災害でした。

罹災者の救援、復興計画の策定と推進など、どれをみても関係各方面の迅速、果敢な行動は、平時においてはとても考えつかない困難なものであったと思う。復興のためここまで耐え抜いてきた多くの罹災者の方々が一日も早く立上ることを祈る次第です。

私は出火当時、全国建築審査会長会議で鹿児島市に出張しての帰路、特急寝台の車中にあった。当時の酒田市建築課長、斎藤泰雄氏も同会議に出席され、私とは別経路で帰路をたどっていたのである。翌10月30日朝新大阪駅の売店の新聞に「強風下、酒田大火、延焼中」の大見出しを発見し仰天した。そしてこのまま県庁に直行と覚悟をきめ

山形県土木部建築住宅課長

大竹 昭 平

た。新幹線に乗りつぐと「サカタタイカ、ケンチョウニチョッコウセヨ」の電報がすでに届いていた。しかし、いくら気をもんでみても今乗っている列車が一番早いわけで、あわてて乗り替えてはかえっておそくなる。私は世界一早い列車がこの時ほど無性におそく感じられたことはなかった。新横浜近くにさしかかった頃、県の東京事務所から同様の電話が入った……

県庁に到着すると庁内は上を下への大騒ぎであった。まして酒田市役所は焼失区域のすぐそばで想像を絶するものがあったと思う。庁内各部各課は、それぞれに応急対応に奔走したが、ここでは建築住宅行政サイドについて若干述べてみたいと思う。建築住宅課ではすでに大泉技術補佐が現地に飛び、佐藤民一課長補佐（当時）らが居残って現地との連絡やら応急対策にあたっていた。その後は本庁も現地も連日の残業となり、住宅金融公庫仙台支所の応援を得て現地出先建築課職員、本庁建築住宅課職員のほか営繕課職員を加えて市役所内に住宅相談所を開設し、災害復興住宅の説明や認定書の発行あるいは、応急建物などの相談と指導にあたった。焼失後すぐに復興住宅建設にとりかかることはできないが、民心安定のために、

罹災家屋の実態を一刻も早く把握する必要があった。

県庁内で、本省並びに現地との連絡で一番困ったのは、最終的な罹災家屋の数字を掴めないことであった。なにせ現地は大混乱なのである。罹災者を収容する応急仮設住宅を直ちに建設せよとの指示が出たのもその頃である。建設敷地は酒田市で選定したが一度に適地が見つかる筈もなく、とにかく建てられるところからということで、急拠設計図書を作成して入札した。地元酒田市内の建設業者を選定、現説、入札、着工と矢継ぎ早に進めた。現説ではどのメーカーの製品でもよい。又誰が落札しても他の業者は一刻も早く完成に向けて協力せよと特に要請した。ところでこのような緊急事態でも売り込みは全くすさまじかった。是非わが社製品をと県庁にも出先にも、また現地対策本部にさえも多勢が押しかけたのである。中には有力者の紹介だから会ってくれというものもあった。

また、東京から某団体の事務局の人が「お手伝いに来ました」と称して売り込みに来たので、「本県ではメーカー選定を自由として、地元建設業者を指名入札し、早期完成目ざして工事中である」と言っても、なおねばりにねばって帰ろうとせず手こずったこともあった。建設省住宅生産課から「県の発注が来ないが、某団体では業者のピンハネを心配しているようだ」との電話に対し、「売り込みが烈しくて困っている。地元業者を通して地元がうるおうならば、業者としての当然のピンハネ大いに結構と思う」と答えてご理解を頂いたのである。最終的には県で173戸、(共同浴室8棟)酒田市で25戸建設したが、敷地は学校グラウンドなど

にならざるを得なかった。学校当局や児童には申し訳ないが、結果的にはよかったのではないかとと思う。何故ならば応急仮設住宅は2年間の期限があっても、得てして民地の場合はスラム化するおそれがあるが、公共用地の場合はその心配がないからである。

次に、防災都市として復興区画整理を緊急に決定するため、市役所内で市長、県総務部長はじめ県市関係部課長、商工会議所、地元代表、更に建設省から区画整理課長らが参加して会議を開き事業に障害を無くするため、建築制限を行うことになった。そのとき私は身ぶるいした。一刻も早く住宅などの再建を要するとき、建築制限という大巾な禁止をしなければならないのである。果してうまく行くであろうかと心配であった。しかし防災都市として再建するためにはさけられない措置であった。まず建築基準法第84条第1項で1カ月第2項で建設大臣承認により1カ月延長、その後は土地区画整理法にゆだねたのである。昨年8月31日、区画整理の仮換地が終了し建築できるようになり、目下復興の槌音も高らかに建築工事が進んでいるが、ここまでの間、市当局の血のにじむような説得、指導と罹災者の方々がよく協力され耐えてくれたと感謝せずにはいられない。

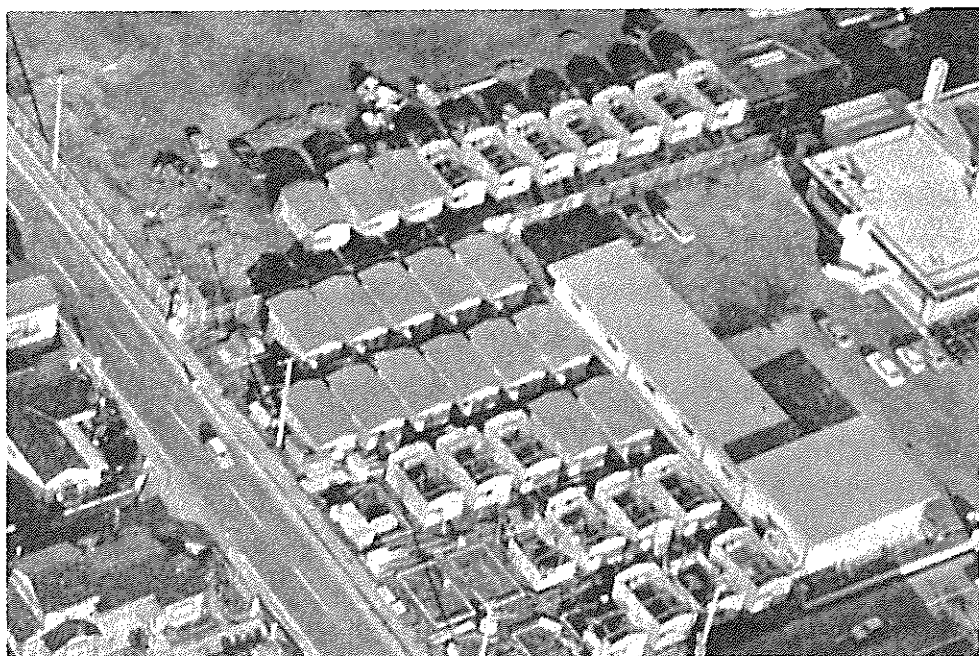
また、当時建築中であった県営24戸、市営24戸の公営住宅を建設省住宅建設課のご理解を得て急拠災害公営住宅に切りかえ、更に同じ戸数の災害公営住宅を県市ともに追加し、現在合計96戸になっている。このほか酒田市では96戸建築中でありそれが完成すれば自力再建できない罹災者の収容は十分である。建設された災害公営住宅は現在満杯になっていないが、県も市も住宅確保に全力を

あげたことを罹災者の方々に知っていただいたことで、パニック防止効果も十分果したものである。恒久的復興対策としては土地区画整理事業、防火、準防火地域の指定と相まって、国、県市の補助による市街地再開発の手法によって、現在第5街区が着工にこぎつけ、他の街区は目下努力中であるが、建設省市街地建築課のご理解を得て非常災害時の補助率として国2/5、県1/5、市1/5の特例措置の適用をうけた。国の補助率が上がれば県と市の負担分も上がり、事業者の負担を軽減するのであるが、酒田市の財政事情を考慮して、市の負担分を一部県が肩代わりするため、県が1.5/5、市が0.5/5とすることになった。

ほかに住宅金融公庫災害復興住宅建設資金は、激甚災害指定により利率3%で貸付け、限度額も優遇されたが、罹災者の実情を配慮し、手持資金

(20%位)の不足分を金融機関から借り入れた場合高い借入利子と、公庫の一般5.5%との差の1/2を市が利子補給すれば、その費用の3/4を県が市に補助することになった。以上のほか確認申請手数料と、仮設建築物許可申請手数料の免除とか、罹災都市借地借家臨時処理法の適用により、借地借家人の保護をはかるなど書くべきことはまだまだあり、また建設省住宅局、住宅金融公庫並びに県の一連の作業や行動などを、年表のように一覧表にしたいところであるが、誌面の都合もあり省略したいと思う。

災害復興にあたり、絶大なるご指導、ご援助をいただいた建設省住宅局関係各課に厚くお礼申し上げますとともに、酒田市当局をはじめ地元でご活躍された会員のみなさまに、深く敬意を表する次第です。

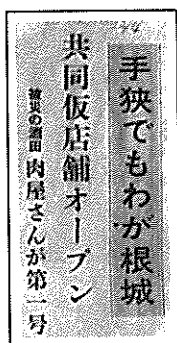


応急仮設住宅（酒田保健所西隣の民地）

【6】仮設店舗の 建設にあたって

酒田支部

水口慶市



悪夢のような酒田大火から一年以上経過している。この間被災者はどんな気持ちで過ごしてきたのであろうか。人それぞれ異った感慨があったと思うが、11時間以上燃え狂ったあの夜のすさまじい光景は、一生心の底に焼きついて離れないことであろう。

壊滅的損害を受けた商店街の復旧は仮設店舗から始った。冬将軍の到来を目の前にして、一刻も早い仮営業の必要に迫られていた。酒田市と商工会議所が中心となり、仮設店舗の用地選定に入り通称柳小路（18M）の中央部に、2年間の期間で建設が決った。この柳小路は、戦後のマーケットが群をなしていたが、51年の春ようやく全面撤去が完了し、昔ながらの柳が天高く背伸びしていた場所でもある。

この道路の中央部（巾約6M、面積約2,700㎡）を、市から商工会議所が一括して借用する形で手続きを申請、同じ要領で浜町通り等を含め9ヶ所に分散して238店舗が各金融機関の融資を利用し年末までの突貫工事に入った。

仮設店舗の設計は、地元酒田地区設計監理協会が担当し、施行は同じく地元の酒田地区建設業協会が一丸となって請負い、文字通り時間と寒さの戦争でもあった。

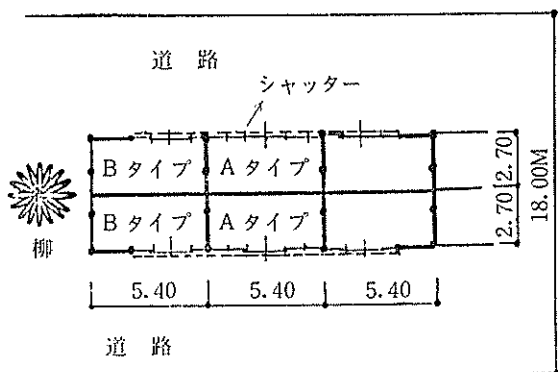
柳小路に建設した仮設店舗の概要は〔図-29〕

によるが、ここの敷地は酒田市の道路占用許可、道路交通法による警察の許可も必要であったがその手続きもスムーズに進み、設計が約一週間、施行が約10日間と限定しての作業が開始され、東北電力、及び電々公社の協力も得て早いのは12月の初めにオープンし営業を開始した。

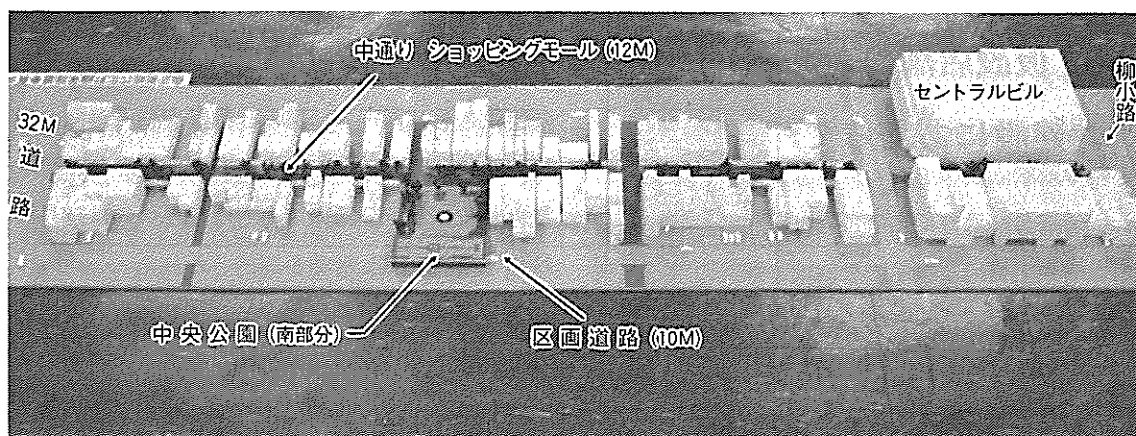
年末から年始にかけて、122店舗の仮設店舗が次々と建ち並び、一年前のマーケットが再現された感じであった。店舗はすべてプレハブで、1戸当り間口が3.6M～5.4M、面積が9.72～14.58㎡の小面積で、設備は電灯2ヶ、コンセント2ヶ、水栓1ヶ所、暖房ガスなどを組合せ、総費用は約60万円であった。この費用以外に各店舗では内部装飾費用に40～50万を要したものと思われる。

突貫工事には思わぬ困難がつきものである。店舗の配置についても、魚屋と洋装店を分離するとか、肉屋には大型冷蔵庫が必要であり、そのために200Vの電源に変更したり、電話線は柳の大木を利用する等、ごった返しの連続であった。

仮設店舗の設計を担当した一人として感ずることは、この狭い店舗で歯を喰いしばって頑張ってきた方々が、一日も早く新しい店舗で営業できることを願って止みません。



〔図-29〕柳小路仮設店舗配置例

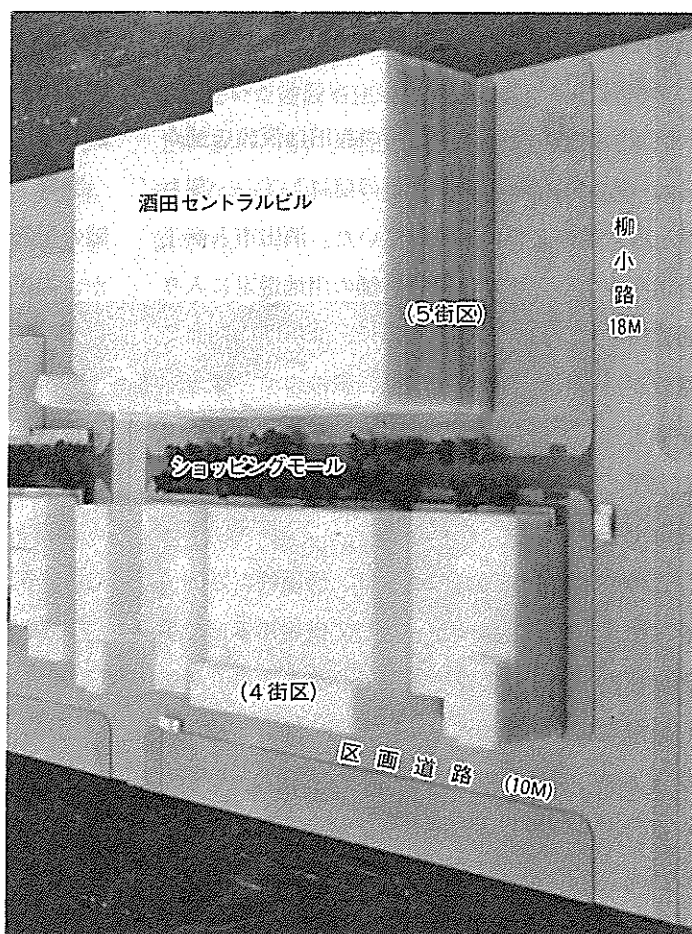


中通り商店街完成予定 (模型)

商店街の復興を具体的にすすめるにあたって、一街区としての町づくり、魅力ある商店街としての近代化が強く要望された。

そのためには、個人の商店主が、バラバラの形で進めている店舗設計を、集団的に吸い上げて、一街区としての商店街形成のために、「何をどのように調整すべきか」が急務の課題となった。そこで、酒田復興専門委員村上處直（防災都市計画研究所長）氏等が中心となり、「商店街近代化等推進委員会」を組織し商工会議所の依頼を受けてこの仕事に当ることになった。

各商店の設計プランを集合的にまとめて全体の模型をつくり、時間と工費の許す範囲で、より強く、より美しい商店街づくりの調整に努力中である。



4街区
5街区 市街地再開発事業完成予定 (模型)

【7】 大火の爪跡と教訓

建築士会酒田支部
＝座談会＝



折れ曲った公衆浴場の煙突

季節はずれの寒波が日本列島を包み、春というのに朝から雪の降った3月6日、建築士会酒田支部主催で、大火の実感を体験した建築士、特に自分の家を焼け尽した人も参加して座談会が開催された。「大火の爪跡と教訓」を将来に残すとともに、専門的立場からの「生の声」が、復興への道しるべとして極めて有意義なことである。（同支部機関紙〈斜線〉No18より転載、前段、後段省略）

出席者

榎本 富蔵（建設業）……………司会
佐藤 昭雄（酒田市都市計画課）………まとめ
伊藤 俊次（酒田市建築課）
相馬 富蔵（設計事務所）
佐藤 可也（ 〆 ）
水口 慶市（ 〆 ）
渡部喜久也（建設業）
相田 孝雄（酒田市建築課）

■ 極度の疲労で観念 ■

司 会 不幸にして被災者となった渡部さん可也さんの心境はいかがでしたか……。

可 也 士会からのお見舞い有難うございました。先程も申し上げましたが率直に言ってこんな大火になるとは想像もしなかった。8時半頃、いよいよ危険が迫ってきたので家財の運搬を開始したが、私には車はなく家族で荷物を手に持って上本町まで運んだが、その内電気が消えたりついたりで、何を出してよいやら見当もつかず、暗闇の中で手にふれる物を運んだに過ぎない。

親類の方も手伝いに来てくれたが最後になってからは、強い風と煙、それに火の粉をかぶりながら雑踏する道路では近くの本町駐車場に荷物を野積みする以外に手はなかった。折からの雨にびっしょり濡れる着衣に手を出す気力もない程疲れ切っていて、この頃になると一種の「あきらめ」が

出てくるんですね。焼けるなら焼けても仕方ないとする観念みたいなものが……。

この時私がふと考えたのは、こんな小さな酒田でさえ避難と消火で道路がいっぱいとなるのに、大都会で災害が起きた場合は一体どうなるだろうかということでした。

司 会 疲労もその極に達すると無我の境ですか。

可 也 それでも私は夜中の12時半頃、荷物を野積みした駐車場の片隅に立って、わが家が風下から燃えて行くのをじっと眺めていた。総てが失なわれて行く恐怖も、あの大火の前には声も出なかった。総てを観念したのはその時でもある。

今になって考えればあれも出せばよかった……これも欲しかったと思う。例えば大事にしていた貴重な贈答品等であるが、暗闇の中ではそれもできなかった。今後は惜しげらずに必要なものは使うことにしている。



猛火は二番町に移り、浜町通り(幅員15M)を突破した

司 会 仮換地はどんな具合でした。

可 也 まあまあよい位置でした。私のところは商店街が多く土地の向きは以前と反対になったが角地に割り当てられた。

■ 延焼防止の役目を果たした耐火建築 ■

渡 部 士会のご援助に感謝しています。中町地区の数多いお客さんをお見舞いしているうち、大沼の焰が旧7号線を突破した頃、私は400M東にあるわが家も駄目かと思った。それというのも燃え続けている内匠町通りの平行線上(風の方向)に自宅があったからでもある。恐しい焰を逃れ、歩いてわが家に戻ったのは午後9時半頃か。住まいの裏側にあるコンクリートブロック造りの耐火を信じて大切なものからその物置の方に運搬したが、網入ガラスが溶けて火が入り外形は何ともないが倉庫の中の物はきれいに灰になった。最後に佛壇を搬出したので、先祖に申しわけ出来るのがせめてもの慰めと思っている。

何時かの士会の集りで、台町から火が出た場合酒田の街は何処まで燃えるか……等と馬鹿な論議をしたことがあるが、それが不幸にして現実となってしまった。又浜町通りの道路拡張の際、市の方でも防火建築帯づくりに意欲を燃やしていたようだが、実現できなかったのは残念でならない。若しあの計画が半分でも完成していたら、この大火の流れも少しは変っていただろう。とにかく思い切った新しい街づくりをやるしかない。

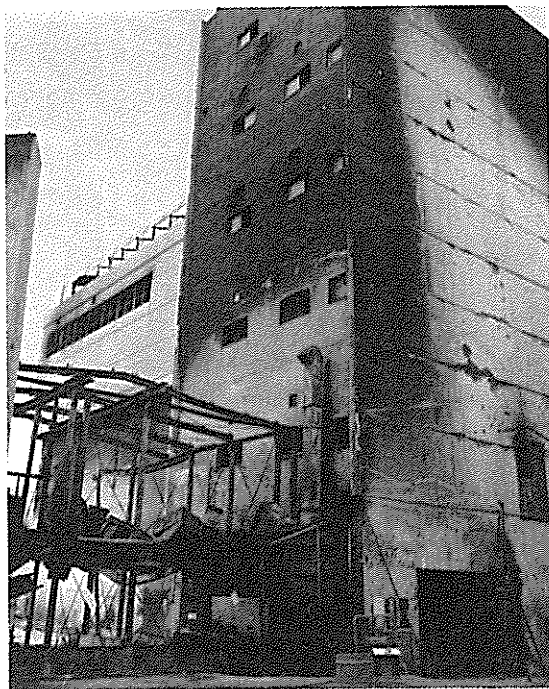
司 会 話題が少し重複するかも知れないが大火と建物の関係について……

相 馬 私の住んでいる若宮町は市内よりも風が強い。火事現場にかけつけたのは早い方で、そ

の時はグリーンハウスと協同社だけ燃えていた。

被災者には失礼な言葉かも知れないが、私はあの災害を建築家としての立場、又都市計画という分野から見ると、第一に消防本部が初期防火の判断に甘さがあつたのではなかろうか、せめて旧7号線で喰い止める方法があつたのではないかと思われる。素人の私共も旧7号線で防止できなければ新井田川まで延焼は必至と考えられた。

次に中町地区の耐火建築物であるが、大沼、てぶくろ、協同社、新栄ビル等の比較的大きい建物が点在していた。結果的には総て焼けたことになるが、専門家の中でも酒田の鉄筋コンクリートビルは、大火にやられて耐火の役目を果たさなかった等と批判する人もあるが、私はその逆を主張したい。これ等の不燃建物が如何に延焼防止に役立ったかは、延焼時間と延焼面積を比較すればすぐわ



火元に隣接した大沼ビルの南面

かる。消防の水圧低下問題を考慮に入れて考えても、延焼速度にブレーキをかけ、避難を容易にしたことは明らかであろう。

3番目に中町のアーケードがトンネルの役目を果して延焼を助けたとする論が多いが、私は全部がそうだとは思わない。

司 会 アーケードの火は上も下も走ったのですか。

相 馬 私はその辺の燃え方もじっとみつめていたが、アーケードの両側の商店は2階の方が早く炎上したようです。そしてアーケードを走った火はトンネル作用というよりむしろ酒田の吹雪を思い出したのです。それは強風によって道路の雪が地面を這うように、猛火もアーケード部分の地面を走ったというのが正しい見方ではないだろうか。それから先程渡部さんより話があったが、大沼の裏手にL型の木造事務所兼物置きがある。一昨年、消防のパトロールに立合って検査したことがあるが過密でオンボロ、ある意味で危険を感じた。消防署でそのあと勧告したかどうかは知らないが、グリーンの火が一番早くこの木造の建物に延焼したことはほぼ確実だと思う。ところで木造バラックと鉄筋ビルとの間にあった防火シャッターが閉められたかどうか。

渡 部 あとで聞いた話しだが、荷物搬出のためシャッターは閉めていなかったらしい。

相 馬 その木造建物には非常階段もなく、耐火建築物と一体となって使用されていたことに問題があるようです。

伊 藤 防災研究所の専門家もそのように見ている。防火戸が閉められずそこから大沼の中部に火が入ったらしい。アルミサッシが完全に溶けて



アルミサッシも完全に溶けた

いる場所もその辺が一番ひどい。

■ アルミサッシと 網入ガラスも溶けた ■

相 馬 私はアルミのホームサッシの溶ける状態を目撃した。高い温度に対しては極めて弱いと思った。

水 口 網入ガラスはどうでしたでしょうか。少し余裕があったようですが……それはスチールサッシの場合ですか……。

相 馬 網入とかスチールとか部分的なものよりこのような大火の場合は総合的なもので判断した方がよいと思う。例えばト一屋が炎上した時、ボイラーか何かよくわからないがすごい爆発音があって、でっかい物が飛散した。私の体にも当たったが……その飛散物が周辺のガラスに当たったからたまらない。ガラスは破れてしまう。破れてしま

えば網入であろうと板ガラスであろうと何の役にも立たない。

水 口 新栄ビルのスチールサッシと網入ガラスをよくみると、外壁のヘービルの変形で、枠そのものは少し曲っているが、網入ガラスはそのまま破れず溶けず残っていた。

相 田 同じことが伝兵衛薬局でも実証されている。道路面は延焼の恐れがないので網入ガラスが無かった。そこが見事にやられた。反対の方は網入ガラスが入っていたので延焼防止となった。それをみても今回の大火は、弱いところから順番に破れて行った感じがする。それにシャッターだがこれが大火に弱かった。外側が何ともないのに中が完全にやられている。下から燃える焰がシャッターの隙間から入ったわけだ。普通の店ではシャッターの内側にガラス戸がついている。それを閉めておけば少しは変っていたかも知れないが、何しろ荷物運搬のために内戸を閉める余裕はあろうはずがない。延焼の恐れある部分の防火設備の中味は、小範囲の火事に対する処置であってこんな大火には適用しないものと思った。

相 馬 部分的に開口部を如何に防備したところで、建物全体の総合防火力がなければ駄目だ。大きな開口部は網入ガラスが入ってもやられているし、小さい窓はラフワイヤーでもOKであった。開口部の大きさとガラスの種類について一考すべきである。

水 口 パララインガラスは、衝撃に対して弱いようだ。ラフワイヤーのメッシュが、一番強い事が証明されたようです。体裁より少しスタイルが悪くとも、亀甲型、又クロス型の網入れが大火には強いことになるようですね。

■ 耐火被覆の問題点 ■

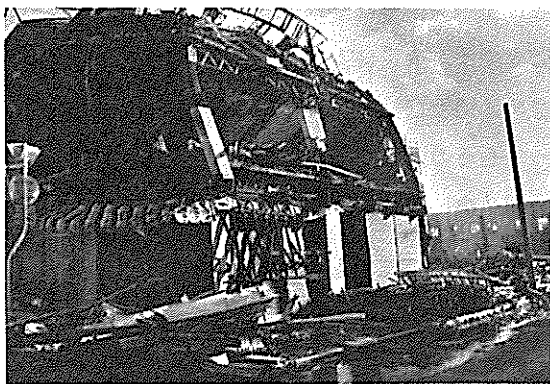
司 会 次に構造面についてお話しをしてみたいと思うのですが、最初に鉄骨の建物について…

水 口 鉄骨で外壁にALC板を使った建物についてよく調べてみると、火災によって鉄骨が曲部座屈を受けてそのために変形したものが極めて多い。それはH型鋼とラチス梁とでも違うが、ALC板の目地の所で極端に折れているようです。

相 馬 それは鉄骨を見直すのか、又ALC板を見直すのかどちらですか。

水 口 両方です。H型鋼の場合は、目地の所が煙で黒くなっており、そこで梁が切線のように変形しているがラチス梁は全体的に大きく変形している。ALC板も薄いものは駄目でした。

相 馬 そうすると、ALC板そのものはあ



崩れ落ちるト一屋



鉄骨（ラチス梁）の変形

まり問題なくてむしろ鉄骨の骨組がどうかということがポイントとなるわけですね。

司 会 ではここで壁について反省してみよう

相 馬 外壁のＡＬＣ板では目地そのものは比較的良く処理されているが、下階から上階まで続いているような場合、各階の梁に変形が起これば全部のＡＬＣ板がずれ下がったり、又は胴縁の座屈によって軒並み倒れる。その点コンクリートブロックは、自重には堪え得る力を持っており鉛直荷重によって沈下する事はまずない。従って今回の大火ではＡＬＣ板よりブロックの方が外壁耐火材としては優れておったようです。

水 口 この問題は耐火被覆にも大いに関係あることです。

相 馬 その前にはっきりしておきたい事は、大火に対してラチス梁とラチス柱を使用した骨組とＨ型鋼を使ったそれとはまるっきり差があったことです。火災による座屈変形は、断面の少ないラチス梁及び柱が甚大なる被害を受けた事実によってもその弱さが証明されたことになろう。

司 会 それでは防火被覆の関係に移りましょう。

相 馬 よく基準法で、１時間大火とか２時間大火といわれているが、それはその材料が初期防火にお手伝いする事であって酒田の耐火鉄骨の建物は、残念ながらその面ではあまり役に立たなかった。

司 会 普通の火事であれば、２時間位で火が消えるものであり、今回の場合のように１１時間も燃えたのでは、最早論外であろうが……最近完成した「てぶくろ」の建物はどうでした。

相 田 あの鉄骨は梁は石綿吹付け、柱がプラ

スターボードの塗物と記憶している。梁の方はその効果を果したようですが、進藤設計さんの話によると、柱のプラスターボードが先に剝落してしまったようです。鉄骨柱にプラスターボードを止めていたタップビスがやられたらしい。

司 会 「配電工業」の建物は。

相 田 今回の大火の中では模範的な鉄骨造りではなかったろうか。梁、柱共石綿吹付けであるが骨組の座屈は見られずそのままの姿で残されていた。開口部から火が入って内部は燃えてしまったが、石綿吹付けを剥いでみると鉄骨の錆止めペンキがはっきりみることができた。

司 会 内町の「吉鳥」も外壁はヘーベルで、鉄骨の被覆は石綿吹付けであったはずですが。

相 田 構造はそのとおりで、建物は完全に残っており少し開口部の隙間から火が入ったようだが修理程度で使用には支障がない。しかし、この建物は延焼時間や当時の風方向と風速の関連が他地区の建物とは比較にならない程条件がよかったのだから、「てぶくろ」等と同一に論ずることはできない。いづれにしてもこの建物が周辺の延焼防止になったことは間違いない。

佐 藤 「ホテル浜田」が焦土の中にポツンと建っているが。

相 田 最も新しい建築基準法の適用を受けたホテルで、それなりに消火、防火設備も完備していたようです。周辺が焼野原となっているのに悠然と焼残ったわけです。防火シャッターが完全であったのが幸いしたようですが、唯一つ電気の引込線の配管から若干火が廻ったと聞いている。

この建物は色々な面で専門家の調査対象となっているようです。

■ 逆効果となった吸気孔 ■

水 口 それから排煙窓に大きな問題点を残している。というのは「てぶくろ」の場合、暖房の新鮮空気取入れガラリ（アルミ製）から火が入った。火災発生時はまだ営業時間内であり暖房を止めていない。新しい空気の代りに煙と火焰がダクトに逆流したわけです。その他にも小さな排煙孔あるいは換気ガラリが、内部からの排煙ではなく外部からの引火に一役買った結果となった。

大火災というものはさまざまな現象が起るものです。

相 馬 経済力を度外視すれば外部からガラリを開閉する装置もできようが、それは理想に過ぎない。

相 田 ガラリのみでなく、暖房、電気等の配管、その他設備上の取り合せ部分から火の粉が入ったものもかなりあったと思う。

相 馬 この際、開口部の総点検が必要ではないか。

伊 藤 結構なことだが、行政面から一言。被災地は仮換地によって面積が減歩され従来より狭くなる。そこで隣地との間隔、空地の関係で採光

面積としての開口部が多く必要となる。防火のためには開口部を少なくしたいが現実には逆の方向となるので頭が痛い。

相 馬 同じ開口部の面積でも、縦と横の関係でガラスの強度が変わってくる。同じガラス厚では正角形より矩形の方が効率はよくなるし、採光効率からすれば縦長の開口部が一番よい。今後はこの辺の工夫も大切でしょう。

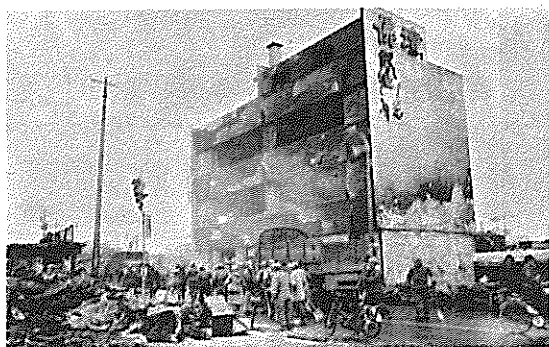
相 田 全面ガラス張りによるカーテンウォールの建物が少なくてよかったと思っている。

相 馬 私の設計したものでは「丸大水産」の表通りにあった筈です。

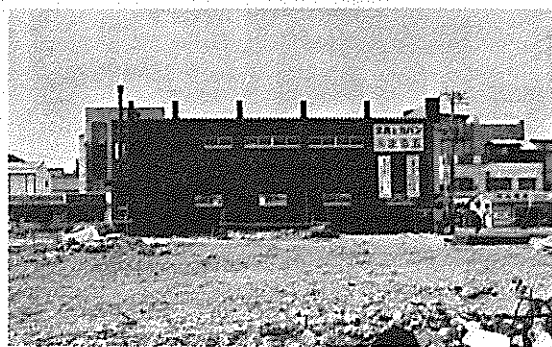
相 田 児玉佛具店の北側が総ガラスだったがそれが大音響と共に崩れ去るのを目撃したわけだが、すごいと言うより何か恐怖を感じさせた。大都会におけるガラスビル（カーテンウォール）の災害を想像するだけでぞっとする。

司 会 縦長のガラス（プロヒイリット）を2階から3階まで連続して使用した「伊藤薬局」の場合は大したことがなかったようですが。……

相 馬 そうかも知れないが、あの部分は完全に風下にあり、前15M道路なので輻射熱の程度が違っていただろうではないか。



北側全面ガラスの佛具店



風上に開口部がなかった「まる五商店」

■ 吹雪の入るところ火の粉も入る ■

水 口 「まる五商店」が完全にやられたと思ったら何の被害もなかった。新築工事がほぼ完了時点なので心配されたわけですが、この建物の風上に当る土蔵が焼けているのに、このビルの風上には開口部が無かった。設計上でそこまで配慮したとすれば立派なものです。前面の柳小路の空間(18M巾)と出火当時北東の風に助けられた面もある。

司 会 屋根材料について気がついたことは…。

相 馬 私は、雪国に生まれ育ったので吹雪というものをよく知っているつもりですが、今回の大火は、その吹雪とまったく同じ事を身をもって痛感した。吹雪というのは風上よりも風下の方がひどいものです。建物も同じかと思うが、風下に

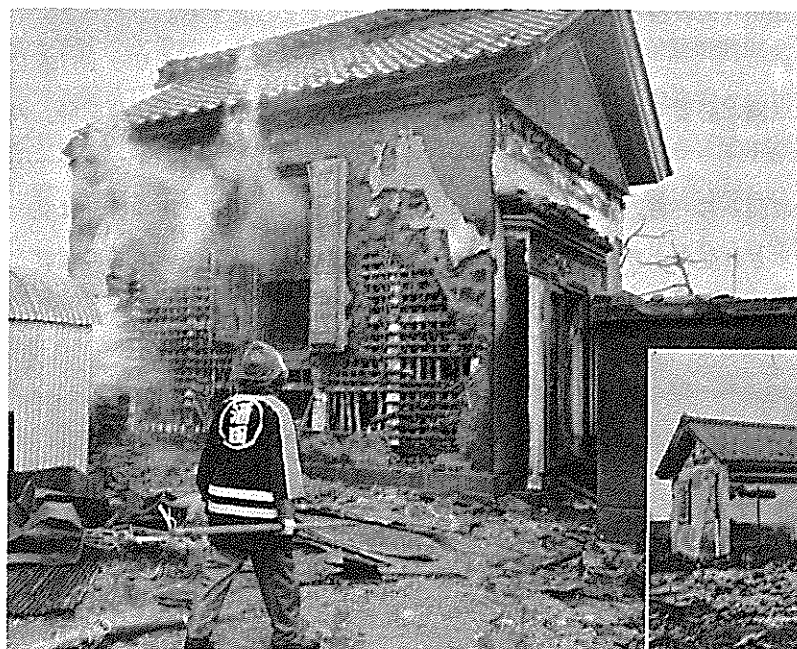
予想外の被害が生じている事にあまり気がついていないようです。

司 会 風上に当たった火が更に吹き上げられて風下の方に廻る。風が強ければ強い程この現象は大きい。

水 口 いわゆる巻風の状態ですね。

相 田 普通の火事であれば炎は上に広がるのですが、今回は風があまりにも強いので、炎は上にあがらず叩きつけられるように地面を走りまわった。

相 馬 その良い例が瓦屋根である。瓦屋根が大火に弱い事は知っていたが、こんなにまでひどいとは思わなかった。風で瓦が浮き上がり、そこにさっきの吹雪と同じように火の粉が入る。昔の瓦屋根であれば葺土があったが、今は杉皮か、フェルト、少し古い家では、小羽葺であり、燃える



多くの土蔵も火を吐いた

開口部が保護されて
健全だった土蔵



(写真提供…建設省建築研究所)

のを待っているようなものです。それに比べると鉄板屋根は燃えるまでずいぶん時間を稼いだ事になる。瓦屋根の弱さというものを今一度見直すべきではなからうか。

司 会 2・3年前の丸本の火事の時も、飛び火で100M位離れた二番町の瓦屋根の家が焼けた事があったが、今回はそんな例がいくつかあったわけです。

佐 藤 風のある火災では、吹雪の入る所にはすべて火の粉が入る……という事ですね。

■ 閉め忘れた土蔵の窓 ■

司 会 土蔵はあまり燃えていないようですが。

相 馬 そうでもない、同じ様に火はかぶったので、外観は大した事はないようだが、内部はかなりやられている。

相 田 土蔵は、窓を閉めなかったのがやられて窓を閉めたのがほとんど助かっている。扉が錆ついて閉められなかったものもあったんでしょうが、私の親類の家でも扉を閉め忘れて全焼してしまった。

司 会 特に2階の窓は不断から開け放しておく習慣もあって火事の場合も、そこまで手が届かなかったのでしょう。

渡 部 土蔵の窓には格子があって、外からは閉められるのですが、あの火事では閉めたいけれども梯子をかけて2階に登る余裕はなかったようです。又、火事の場合、昔から扉の所に味噌で目塗りをするので大丈夫といわれていたが、そんな事をやった人はいたでしょうか。

相 馬 いやそうじゃない。私を知っているので一軒実行した家があり、それは助かった。これ

が昔からの生活の知恵であろう。

渡 部 と同時に土蔵の中に水を入れて置く事も金庫のそれと同じである。

相 田 同じ事だが、燃えた土蔵の扉はすぐ開けないで、完全に熱がさめてから開けなければ、焼け残った物でも駄目になる事は誰もが知っているはずなのに、やはり早く開けて見たいのが人間の心理である。翌朝、扉を開いて中の物を焼いた家もあった。

水 口 「松田製麺」の建物でブロック造の冷蔵庫が、扉を完全に閉めたので中に入っていたそばがそのまま残っていた。これを見ても開口部さえ完全であれば、土蔵でも鉄筋でも、又このようなコンクリートブロックでも、いわゆる耐火構造は、大火でも心配ない事がよくわかったような気がする。

相 田 面白い例がある。「飯野屋」の石蔵が残った。ここの主人が関東大震災を見学に行った所焼け残ったものが石造であるという事を確かめたので酒田に帰り土蔵をやめて石蔵を造った。石の壁もかなり厚かったようですが、隣の土蔵が燃え、その為この蔵の入口にある木造のサヤだけは駄目であったが、小さな窓に助けられて石蔵は完全に無傷である。

■ 最初に燃えたビニール雨樋 ■

相 馬 その石蔵は風上に土蔵があったので、火勢の強さが違っていても幸いしたかも知れない。

相 田 話しは少し変るが、あのような大火の中でバラックに近い木造店舗が残っていたのには驚いた。それは中町の「鶴州園」である。風上に

「中村太助」の鉄筋ビルがあったにせよそのすぐ近所が完全に燃えているのに、誰の目にもどうして助かったのだろうかと感じたに違いない。

渡 部 風のいたずらです。強い火勢が旧7号線を走り、「イワマ靴店」にぶつかった焰が意外に弱く、この建物まで延焼する力がなかったのではないか。

水 口 大火災は極めて複雑な燃え方をするものです。風方向と、上昇気流、温度、そして輻射熱等さまざまな条件が関係するんですね。

司 会 極めて単純なことです、木造家屋は一体どの部分から早く燃えてたのだろうか。

可 也 私もその点に注意して見ていたのですが、軒先が最初です。つまり軒天井、破風あたりが先に燃えている。モルタル塗の軒天井は別でしょうが、鉄板で包んでいない鼻隠し、破風は駄目ですね。

相 馬 大工町で私がはっきりこの目で見たところでは、ビニール製の雨樋が一番早く、次は開口部と軒天井、そして内部に火が入ってアルミサッシの枠が溶け、そのあとガラスが駄目になる。こんな順序になっていたと思う。

可 也 その通りです。ガラスよりアルミの溶けるのが早いのは確かです。

相 馬 話題がそれで申訳けないが、昨今アルミサッシの腐蝕問題は困ったものです。表面処理が悪いのだと思うんですが……。

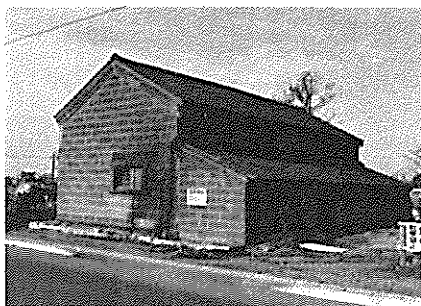
可 也 私はアルミのメーカーに、あなたの会社の型録と製品に、この製品の表面処理はこれこれであると表示するよう注文している。そうでないとお客さんに対して申訳けない。第一私共が製品をみただけでは表面処理のよし悪しはわからないからでもある。

■ 復旧の足跡 ■

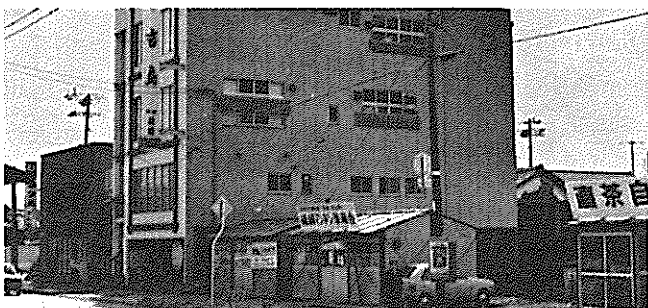
司 会 予定時間も少なくなりましたが、この辺で災害復旧について皆さんがどのように活躍されたか伺いたい。復旧のみでなく復興も含めて。

相 馬 酒田地区設計監理協会としては、11月1日より市役所3階の廊下で仮設店舗申請の手続きと、仮設店舗についての無料相談所を開設すると共に、市の依頼により被災地の建物（焼け残った地区も含めて）の実態調査に当たった。又商工会議所と連絡をとりながら、仮設店舗の設計と現場監理を担当した。

司 会 私共建設業界は、災害発生後直ちに対策本部を設置し、土木、建築の2班編成で復旧にあたった。最初は自衛隊と協力しあと片付を実施



完全に残った石造土蔵



風の流れと耐火構造で延焼を止めた「吉鳥」

し、自衛隊引揚げ後も約1カ月の間、自分の会社の仕事は全部捨ててあらゆる土木機械をフルに活用し、市の指令を受けながら焼けた鉄筋のビルや土蔵の解体に協力した。片付け作業と並行しながら、仮設店舗の建設に各社分担して協力し期限通り完成にこぎつけた。

相 馬 仮設店舗についてはその位置、内容、借地の問題など数多くの障害があったが、酒田市、商工会議所、地元設計監理協会、並びに建設業界が混然一体となって仕事を進めたのは大変良かったと思う。自宅を失った渡部さんも苦労したことでしょう。

渡 部 どういたしまして…。この他に応急仮設住宅建設にも全力を挙げなければならなかった。

司 会 大火復興と建築士会の役割等について皆さんのご意見を……………

相 田 被災直後、建築基準法84条を適用して建築の制限をした訳ですが、この処置は全国でも珍らしい事であり、家を焼かれた被災者は「何で自分の土地を自分で自由に使えないのか」と怒り立っていたがこれは当然の事であり、区画整理事業を説明して、建築できない理由を説得するのが大変辛かった。と同様に明日からでも仮店舗で商売しようとする人を抑制しなければならなかったことも同じであり、この件に関して山形県並びに市の対策本部も夜を徹して、住民の説得に当たったことは忘れられない事である。

このあと座談会は、復興計画について熱い意見交換があったが、紙面の都合で省略させて頂くことにする。

〔図-21〕 大火の避難場所の概略 (資料提供…建設省建築研究所)



【8】酒田大火の歴史

- 明暦2年 (1656)
突抜から出火 704 戸焼失
- 宝永4年 (1707)
肴町から出火 220 余戸焼失・同年獺師町から出火 718 戸焼失
- 正徳元年 (1711)
荒瀬町から出火 100 軒余焼失
- 享保3年 (1718)
片町から出火 277 戸・同年鷹町で41戸・近江町で70戸焼失
- 享保11年 (1726)
十王堂町から出火し20余戸・翌月片町から出火 2,000 余戸焼失
- 享保12年 (1727)
上の山から出火 700 戸・4 カ月後海晏寺から出火 200 戸焼失
- 享保14年 (1729)
放火のため獺師町から出火 700 戸焼失、火付女処刑される
- 享保19年 (1734)
下袋小路から出火 133 戸焼失
- 宝暦元年 (1751)
荒瀬町から出火、延焼 2,400戸・焼死者 80名、豊後火事という
- 宝暦4年 (1754)
出町から出火 204 戸・半年後観音小路から出火 410 戸焼失
- 宝暦8年 (1758)
伝馬町から出火 1,479 戸焼失
- 宝暦12年 (1762)
上の山から出火 400 戸焼失
- 明和4年 (1767)
山王堂町から出火 280 戸焼失
- 明和6年 (1769)
檜物町から出火 388 戸焼失
- 明和8年 (1771)
給人町から出火 256 戸焼失
- 安永2年 (1773)
大信寺から出火 220 戸焼失
- 天明3年 (1783)
下袋小路から出火 225 戸焼失
- 天明6年 (1786)
淡路小路から出火 126 戸焼失
- 天明8年 (1788)
本町一丁目から出火 186 戸焼失
- 寛政5年 (1793)
伝馬町から出火 113 戸焼失
- 寛政10年 (1798)
2月・六軒小路から出火 640 戸、3月・本町から出火 180 戸、4月・新米屋町から出火 597 戸焼失
- 文化元年 (1804)
2度の大火で 677 戸焼失
- 文化3年 (1806)
中袋小路から出火 360 戸焼失
- 文化10年 (1813)
4月・大火で 363 戸焼失
- 文政5年 (1822)
2度の大火で 2,144 戸焼失
- 文政11年 (1828)
今町から出火 183 戸焼失
- 天保5年 (1834)
下台町から出火 180 戸焼失
- 弘化2年 (1845)
淡路小路から出火 1,000 余戸焼失・3カ月後山王堂町から出火 204 戸焼失
- 明治6年 (1873)
台町から出火 123 戸焼失
- 明治27年 (1894)
荘内大地震・余焼 1,747 戸
(酒田市年表より、明暦2年以降 100 戸以上焼失の火災を抜粋。ゴジック体 1,000 戸以上焼失のもの)

【9】あ と が き

今思い出しても身の毛のよだつような大火から既に15ヶ月を経過しようとしている。地元建築士会も、全国の暖い支援を受けて、応急対策、復興計画、そして建築物の実施計画、設計に住民と共に努力を続けている。

戦後四番目の酒田大火が残した爪跡と教訓はあまりにも大きく深いものがある。記録なくして歴史は語られないとすれば、災害を直接肌で感じた建築士が、生きた教訓を記録として後世に残すことは当然の義務とも言えることであろうし、その意味で大火直後本会に「酒田大火記録特別委員会」を設置し、地元酒田支部を中心にして何度となく編集会議を持ちながらようやく発刊の運びとなったので

ある。

既刊の災害記録集は、被害報告

のみにその重点がおかれている嫌

いがあったので、本誌特集号では

大火の被害のみではなく、その後

の復興計画と現在までの復興の足

どりを集録することにより、焦土

から這い出し泥にまみれながらも

“防災都市づくり”に、不死鳥の

如く立ちあがろうとしている酒田

市民の苦闘も尊い記録として伝え

たいと念願したのである。

酒田市建設部を始め、多くの関

係者から貴重な資料、写真等を提

供して頂いたことに深く感謝する

と共に、やがて「よみがえる酒田

の街」の後編発刊の計画あること

を付記し、本誌が明日の町づくり

のために、何らかの参考になれば

幸甚と思います。会員各位のご批

判とご叱声をお願いします。

〔52. 1. 酒田支部 佐藤昭雄〕

酒田大火記録特別委員会

委員長	平吹 武	山形
特別相談役	大竹 昭平	山形
副委員長	酒井正四郎	鶴岡
〃	上野 正	〃
〃	佐藤 昭雄	酒田
〃	鈴木 惣助	山形
委員	白川 貴	〃
〃	鈴木 順一	〃
〃	榎本 富三	酒田
〃	渡部喜久也	〃
〃	山崎 健	〃
〃	相馬 富蔵	〃
〃	長堀 佐吉	〃
〃	加藤 勝記	〃
〃	伊藤 俊次	〃
〃	相田 孝雄	〃
〃	斎藤 泰雄	〃
〃	大石 幸雄	〃
〃	伊藤和三郎	〃
〃	水口 慶市	〃

山形県建築士会誌 No. 67

《酒田大火災害特集》

編集・発行

社団法人 山形県建築士会

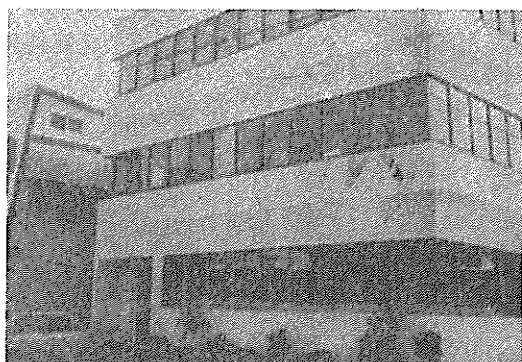
山形市相生町 7-58 TEL0236(41)9505

印刷所

株式会社 光印刷

酒田市末広町 7-5 TEL0234(24)1111

昭和 53 年 2 月 25 日 発行



住む人の身になって
マイホーム建設に
情熱を燃やす

土地から建築・造園までの吉田グループ

株式
会社

土 建 吉 田
吉田地所株式会社

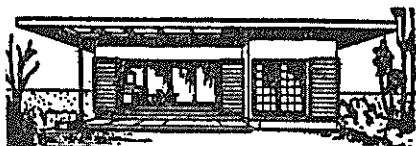
代表取締役 吉 田 昭 雄 (昭31建築卒)

専務取締役 横 山 隆 (昭40 〃)

米沢市御廟一丁目3-1 ☎ ㊦ 4585

建材・住宅のコンサルタント

新しい 住まいづくりに...



銘木・合板
新建材

特 約 店

松下電工K.K・吉野石膏K.K

永大産業K.K・ノダ合板K.K

ダイケン工業K.K

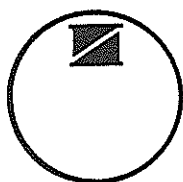
株式会社 佐藤建材店

本 店 米沢市直江町3-21〈西米沢駅前〉
TEL (0238) 22-2135 (代)

置賜達送センター 米沢市上新田2474

日曜大工ストアー 米沢市中央1-13-32
TEL (0238) 23-3276

施 工



古きものへの敬愛と豊かなる社会の創造に貢献

総合建設業
株式会社

後 藤 組

代表取締役会長 後 藤 源次郎

代表取締役社長 後 藤 幸 一

本 社 米沢市丸の内二丁目 2 番 27 号 ☎0238-23-3210(代)

仙台出張所 / 仙台市本町2-19-24日経ビル内
☎0222-21-1714

山形出張所 / 山形市南三番町7-19
☎0236-42-4098

長井出張所 / 長井市幸町1487
☎02388-4-1467

アイ
愛情と

ケン ホーム
健康の宿る町

住みよい住宅

鉄筋、鉄骨から木造住宅まで

アイケンホーム

相田建設株式会社

代表取締役 相 田 吉 助

米沢市桜木町 2 番 48 号
☎0238-23-6510・21-5522

建設業山形県知事許可(特-50)第220号 宅地建物取引業免許山形県知事(3)第325号

新しい技術と豊かな経験

⑧ 株式会社 黒 金 工 務 所

代表取締役 黒 金 義 一

本 社 米沢市中田町1969の2 電話(0238)37-5200(代)

福島営業所 福島市北五老内町7の7 電話(0245)33-8711

造園センター 米沢市窪田町小瀬字大西1 電話(0238)37-5204

明るい社会環境の建設を目標に

総合建設業

佐藤工業株式会社

代表取締役 佐 藤 長 兵 衛

本 社 米沢市本町三丁目1-36 TEL (0238) 22-1480 (代)

支 店 仙台市高松二丁目17-14 TEL (0222) 34-0331 (代)

土木建築設計施工

米沢共立土建株式会社

代表取締役 清水 熊吉
常務取締役 高橋 信太郎

米沢市城西二丁目4番64号 電話 (0238) 22-6415・6416番

株式会社 横山建設

代表取締役 横山 健二

山形県東置賜郡川西町大字下奥田244番地 TEL (02384) ②2906

- 一級建築設計事務所登録山形県知事(2)242号
- 建設業許可山形県知事(特-51)1421号
- 宅地建物取引業免許山形県知事(1)800号

心にやすらぎを……
—豊かな経験と新しい技術で—

建和興建設株式会社

●本社 南陽市郡山420-1 TFL (02384) 3-3303(代)
●赤湯営業所 南陽市赤湯300 TEL (02384) 3-6368(代)

ネジ一本から建設資材まで総合金物の

宇部セメント特約店



株式
会社

尾形金物店

代表取締役社長 尾形 一郎

本店 米沢市門東町三丁目4番1号 TEL 22-1217
中田営業所 卸売センター内 TEL 37-2631



総合建設業

置賜建設株式会社

代表取締役 川 野 希

米沢市中央三丁目6-10 電話 (米沢0238) 代表 ㊦6411番

純木造で個性豊かな家づくり

建築設計・施工・集成材製造販売

K・K 長谷川材木店

白鷹町荒砥甲675 TEL (02388) 5-2041(代)

- 建設業許可知事(般52)第4号
- 建築事務所登録知事(2)第504
- 宅地建物取引業者知事(3)第396

良心的な総合建築資材センター
一般建築材、新建材、総合建築、土地分譲

合ヤマニ住建有限公司

山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥甲1383

本社・配送センター ☎(02388) 5-5781(代表) 製材工場 ☎(02388) 5-2505(代表)

総合建設

丸ト建設株式会社

丸ト一級建築士事務所

代表取締役 村 上 栄 吉
専務取締役 飯 澤 吉 男
取締役 板 垣 桂 吉

山形県西置賜郡白鷹町大字鮎貝54 TEL 5-2516

総合建設業 佐藤建設株式会社

取締役社長 佐藤 嘉重

佐藤一級建築士事務所

管理建築士 一級建築士 佐藤 嘉平
山形県長井市小出2194 TEL (3)2339

金物総合センター

サッシ・シャッター・水道資材・住宅設備・セメント・建築金物
仮設資材・鋼材・電動工具・ベアリング・ガラス・家庭金物

株式会社 芳賀金物店

建築資材部 長井市中道
TEL ④2108

家庭金物部 長井市本町
TEL ④2109

建設業四釜工務店

四釜二級建築士事務所

二級建築士 四釜 庄吉

長井市宮横町 973 TEL (3)2532

総合建設業

大泉建設株式会社

取締役社長 大泉 紀一

長井市小出1372 TEL 02388 (4)1265 (代)

総合建設業

株式会社 加藤組

取締役社長 加藤 力

加藤組一級建築設計事務所・管理建築士・一級建築士 嶋 貫 昭 助

長井市宮1175 TEL (代) ④2211番

建築設計監理

株式会社 **平吹武建築設計事務所**

所 長 平 吹 武

山形市五日町12—3
T E L 45—0615(代)

設計と監理・一級建築士事務所
山形県設計監理協会員

渡辺金光建築設計事務所

事務所 山形市深町50～4（経済連南隣）TEL（43）1557

総合建設業・設計施工

株式会社 **斎藤工務店**

代表取締役 斎藤 和四郎

本 社 山形市陣場新田26番地 TEL(代)81—7559

「地域社会に貢献して53年」

設 計 監 理

 ZINAITO

株式
会社

秦・伊藤建築設計事務所

取締役社長 伊 藤 健

本 社	山形市七日町4丁目14の20	TEL 31-3223(代)
仙台事務所	仙台市小田原弓ノ町31青葉商工ビル	TEL 93-1777
盛岡事務所	盛岡市中央通1丁目12の5 ロイヤルビル	TEL 24-5600
酒田分室	酒田市新橋2丁目15の16	TEL 23-3384

総合建設業

株式会社 永 瀬 組

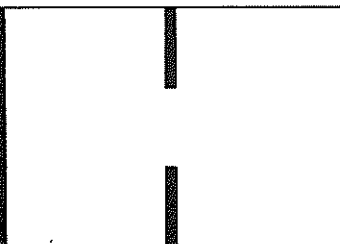
代表取締役 永 瀬 重 友

山形市宮町2丁目1番26号 TEL (22)0556 (代)

建 材・住宅機器・木 材・アルミサッシ 総合販売

株式会社 カネフル

本 社	山形市流通センター3丁目8番地の3	TEL (代)33-2411
東京営業所	東京都足立区西新井5-39-11	TEL (代)890-2535



設計と監理

T. HADA ARCHITECT & ENGINEERS, INC.

株式会社 羽田他所夫設計事務所

日本建築家協会々員

山形市旅籠町3丁目5-6 TEL 22-2818(代)

地域社会に奉仕する
総合建設業



株式会社 山形組

代表取締役 荒井 康之助
専務取締役 梅津 尚
建築部長 佐竹 松穂

〒990 山形市幸町6番21号 TEL 41-5110(代)

矢崎セントラル冷暖房システム
灯油、ガスを燃やして冷える？機械

(特長)

1. 1台で冷房、暖房、2つの働きをします。
2. コンプレッサーレスなので音が静かです。
3. 従来のもものと比較して寿命が2倍永もちします。
4. 機械室不要です。
5. 受電設備は余り必要としません。
6. 機械内は低圧で真空の為安全です。
7. 資格者は不要で取扱いは簡単です。

アロエース

矢崎総業(株)山形支店

山形市美畑町11-11 TEL 41-2346

より豊かな生活空間の創造をめざし、
人間性を追求する

(株)鈴木建築設計事務所

代表取締役 鈴木 健 吉

山形市相生町7番55号

豊かな健康と財産を守る 大原建設株式会社

代表取締役 原 田 作 治

〒990 山形市美畑町10-10 TEL 22-4303

『暮らしと環境の調和を創る』

空調、冷暖、給排水、衛生、冷凍、低温庫、消火栓、機械設備工事設計施工

興和設備工業株式会社

取締役社長 小 柴 茂樹郎

本 社 山形市城西町三丁目15-6
営業所 酒田市岡羽町3-10
出張所 天童、村山

電話 (0236) 44-5958 (大代)
電話 (0234) 22-4732

総合建設業

(建) **山形建設株式会社**

本社 山形市清住町一丁目2-18
TEL (0236) 44-5208(代)

立谷川事業所 天童市大字清池字立谷川771
TEL (02365) 5-2226(代)

庄内営業所 東田川郡三川町大字横山字袖東
TEL (023566) 3796

仙台営業所 仙台市鈎取四郎太6-251
TEL (0222) 44-3238

塗装工事施工

株式会社
滝山塗装店

本社 山形市香澄町二丁目9-24
電話 (0236) 31-2722(代)

鶴岡出張所 鶴岡市西新斎町8-15
電話 (0235) 22-1499

東根営業所 東根市本郷甲4280
電話 (02374) 2-0223

米沢営業所 米沢市御廟二丁目2-29
電話 (0238) 6414

建築金物・住宅機器・長尺トタン板・シャッター
電動工具・セメント・浄化槽施工士登録店

住宅産業から家庭用品まで
何んでも揃う総合金物センター

株式会社 **熊坂商店**

郷土の発展に貢献し
明るい暮らしに奉仕する

電 気 設 備 工 事
通 信 設 備 工 事
土 木 工 事 一 式

建 築 工 事 一 式
冷暖房・衛生設備工事



東北電気工事(株)山形支社

支社長 横尾 春 彌

山形市大野目三丁目5番7号 TEL (0236) 32-3131 (代表)



中村産業株式会社

本 社 ☎990 山形市大字中桜田708番地
TEL 山形局 (22) 8146 (代表)

支 社 ☎998 酒田市北浜町1番63号
TEL 酒田局 (24) 2 7 5 0

総合建設業 “ビル建築から 住宅建築まで”地域社会の発展に貢献する



株式会社 深瀬組

代表取締役 深瀬 市郎
専務取締役 深瀬 守巨

本社 山形市六日町 6 番 54 号 TEL 山形 0236(31)3277(代)
倉庫・作業所 山形市大字陣場 295 番 1 (84)5820
山形市円応寺町 14 番 31 号
山形市大字鯨洗 857 番
山形市あさひ町 6 番 2 号

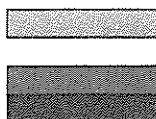
いちばんすすんでいる家

●建設大臣認定工法第 1 号です●保証制度
をいちばん早く確立しました●性能がいち
ばん良い家●通産省認定の品質管理優良工
場がいちばん多く●21世紀への新しい住宅
●世界各国にいちばん多い実績●住宅業界
初の総合研究所を設立●卓越したデザインに高い評価●ハウス 55
コンペに業界で 1 社のみ参加●省エネルギー計画を推進し●住ま
いと健康について研究中●時代に対応できるホームイング思想



21世紀への住まい
ミサワホーム○型

●木質系プレハブ・不燃構造の認定を受ける



住まいを通じて
生涯の
お付き合い

升川ミサワホーム株式会社

本社・山形店 / 山形市香澄町1-20-3 ☎ 41-9131
天童店 / 天童市大字久ノ本 4 丁目 15-12 ☎ 4-5301
米沢店 / 米沢市門東町 2 丁目 1-7 ☎ 23-7330
酒田店 / 酒田市本町 3-1-5 ☎ 24-2711

総合建設業

城北建設株式会社

取締役社長 八 鍬 万 吉・専務取締役 八 鍬 盛 也

本 社 山形市大手町9-25 TEL ㉔2811(代)
出張所 新庄・大石田・上ノ山

地域社会に奉仕する

山形県塗装工業組合 組合員一同

山形市香澄町2-9-24 TEL ㉓2722(代)

社団法人 日本塗装工業会山形県支部 会 員 一 同

山形市寿町9-17 TEL ㉔5653

一般電気設備工事設計施工
山形県知事許可(般-51)第384号



配電工業株式会社

代表取締役 鹿 野 庫

本 社 山形市松波二丁目5-8 TEL ㉔2232
営業所 米沢市・長井市・新庄市・酒田市
天童市・寒河江市・山辺町・小国町

総 合 建 設 業

◇友◇大友建設株式会社

山形市印役町二丁目 3 番 25 号
TEL (0236) 31-5522 (代)

羽陽建設株式会社

代表取締役 堀 川 登 市
専務取締役 堀 川 隆 志

山形県上山市裏町字土屋倉473

設 計 ・ 監 理

株式 伊藤次男建築設計事務所

事務所 山形県天童市老野森3丁目13番地の3 TEL (4)2488 (代)
出張所 山形県新庄市本町6の12 TEL (2)1183

左官材料・建築資材・軽鉄天井下地・内装仕上工事・
テラゾー石工事・吹付工事・耐酸工事・コーキング工
事・耐火被覆工事・農業用薬品・農業用資材・その他

株式会社 寿

鶴岡市西新斎町4-39 TEL 代表(23)5166番

総 合 建 設 業

 株式 佐藤工務店
会社

代表取締役 佐藤友吉
専務取締役 鈴木博
常務取締役 松橋徳蔵

本 社 鶴岡市東新斎町7番61号
電話 (0235) 24-1133番(代)
生コンプラント倉庫 鶴岡市西新斎町10番

環境機器、公害機器、販売、設計、施工、ネオ浄化そう、各種
浄化そう、インシナー焼却炉、クリア焼却炉、排水処理

 株式会社 コシバ環境サービス

山形市城西町二丁目1番30号 TEL 44-3711 (代)

株式会社 水戸部設計事務所

山形市旅籠町2丁目1番10号 TEL 41-1522

昭和アルミニウム(株)
日軽アルミニウム(株)
ホクセイアルミニウム(株)

山形県代理店

アルミサッシ各種
内外装化粧板
ストアフロント
カーテンウォール
販売・設計・施行・工事

株式会社 ヤマト

山形市桧町 127-1
電話山形 (0236) 代84-1011

総合建設業
株式会社 市村工務店

本社 〒990 山形市城南町2丁目1番10号
TEL 山形 (0236) (44) 6878 (代)
(丸健住宅有限公司)
住宅部 山形市城南町3丁目3番17号
TEL 山形 (0236) (43) 6644
(イチコウ開発株式会社)
不動産部 山形市城南町三丁目3番18号
TEL 山形 (0236) (44) 4978

“空気と水で社会に奉仕する”



黒澤建設工業株式会社

代表取締役 黒 澤 茂

本 社・山形市花楸二丁目62番1号

電話 代表 (23) 4 2 2 2

支 店・東 京 ・ 仙 台

営業所・天 童・庄 内・盛 岡

今は大変でも
素晴らしい将来の為に

(有) 田 中 金 物 店

山形市本町2丁目3番23号

TEL 0236 (22) 2977(代)



株式
会社

建設新報社

本 社 〒990 山形市薬師町1丁目1番21号

電話(31)7404(代表)(31)5731振替山形 578番

福島総局 福 島 市 舟 場 町 3 番 3 号

電話 (0245) (21) 2666番(代表) 〒960

建物の設計は 設計事務所 へご相談下さい



酒田地区建築設計監理協会々員

事務所 の 名 称	代 表 者	所 在 地	電 話
(株)伊藤建築設計事務所	伊 藤 政 一	酒田市東大町1丁目48-27	(24)-1 5 6 7
(株)伊藤和三郎建築設計事務所	伊 藤 和 三 郎	酒田市宮海字明治446	(29)-2 7 0 1
遠藤建築設計事務所	遠 藤 文 登	酒田市新橋5丁目10-29	(23)-6 2 9 2
大井義尚建築設計事務所	大 井 義 尚	酒田市東大町1丁目11-7	(23)-5 3 7 3
川田建築設計事務所	川 田 富 男	酒田市山居町1丁目3-19	(23)-4 2 3 7
進藤建築設計事務所	進 藤 武	酒田市相生町1丁目4-7	(22)-1 3 2 3
相馬建築設計監理事務所	相 馬 富 蔵	酒田市若宮町1丁目20-697	(22)-0 6 1 3
相馬建築設計事務所	相 馬 民 男	余目町猿田8-3	余目 (2)-2 2 6 5
高橋建築設計事務所	高 橋 寿 昭	酒田市大字本楯字前田10-1	(28)-2 7 1 5
筒井忠次建築事務所	筒 井 忠 次	遊佐町吹浦字赤坂11-4	遊佐 (7)-2 1 1 4
長堀建築設計事務所	長 堀 佐 吉	酒田市日吉町2丁目7-22	(24)-6 4 3 7
(有)日吉建築設計事務所	大 石 幸 雄	酒田市東大町2丁目25-7	(23)-2 8 0 0
福田伊藤 1級建築設備設計事務所	福 田 宗 治	酒田市新橋2丁目3-1	(23)-3 7 5 5
水口建築構造設計事務所	水 口 慶 市	酒田市新橋2丁目8-1	(23)-0 2 0 4
(有)山崎建築設計事務所	山 崎 健	酒田市千石町2丁目14-18	(22)-2 8 7 4
可也建築設計事務所	佐 藤 可 也	酒田市末広町19-28	(22)-1 6 5 0
新 設 計 室	斎 藤 末 次	酒田市若宮町2丁目18-922	(24)-0 6 7 0
岡田建築設計事務所	岡 田 信 基	余目町大字余目大乘合67	余目 (3)-3 4 7 5

有限会社 **日吉建築設計事務所**

建築・企画・意匠・構造・監理

酒田市東大町2丁目25-7

TEL 23 - 2800

代表取締役 **大石幸雄**

建設大臣許可(特-51)第1305号



西村建設株式会社

代表取締役 **田中清一郎**



確かな技術を心で施工

修理はいつでも何処へでも

弘栄設備工業株式会社

郵便番号 990

本社 山形市北町一丁目7番2号

電話 (0236) (84) **4151**代

仙台支店 仙台市大槌10番10号

電話 (0222) (57) **2481**代

営業所 秋田・盛岡・郡山・酒田

設計並工事監理

社団法人 山形県設計監理協会会員

株式会社 **三橋建築設計事務所**

代表取締役社長

一級建築士 三 橋 時 松

代表取締役専務

一級建築士 三 橋 一 彦

本 社 寒河江市大字寒河江乙の 517 TEL02378 (4) 4 3 5 8(代)

連絡事務所 山形市十日町三丁目 5 の14若月商店内 TEL0236(42) 3075

取締役所長兼設計主任 一級建築士 若 月 光 雄

注文住宅から鉄筋コンクリート
建築まで建築のご用命は



キボダイハウス

山形県総代理店



澤建設株式会社

総合建設業

代表取締役	澤	忠	蔵
専務取締役	澤	由	蔵
常務取締役	志	村	八
山形営業所長			良

本社／西村山郡河北町谷地字砂田128の1 TEL (河北) 2-2135(代)
山形営業所／山形市美畑町162の1 TEL (山形) 23-5253

一級建築士事務所

安孫子建築事務所

所 長 安 孫 子 貞 夫

寒河江市中央一丁目10番18号 ☎ ⑥8615(代)

住みよい郷土を……

■ 総合建設・木材製材・建材

◎ 株 式 高 松 木 材
会 社

■ 本 社／寒河江市大字島字島東87番地
☎ (02378) 6-2165(代表)

山形営業所／山形市蔵王飯田562-1 ☎ 22-4514

天童営業所／天童市山元2415 ☎ 3-3205

高松営業所／寒河江市大字米沢510 ☎ 7-1509

寒河江工場／寒河江市大字島87 ☎ 6-2165

《設計監理》



有限
会社

安孫子設計事務所

所長 安孫子 功

山形県西村山郡河北町谷地甲205 TEL 河北 ②3724

建築の設計と監理

山形県設計監理協会会員

株式
会社

伊勢辰雄建築設計事務所

代表取締役 伊勢辰雄

東根市大字蟹沢2185-2 TEL (02374) ③2411(代)

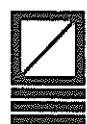
(社) 山形県設計監理協会会員

三沢一級建築士事務所

所長 三沢良蔵

村山市大字榎岡3356 TEL (02375) ③2397

人と空間の調和をつくる 【総合建設業】



升川建設株式会社

取締役社長 升川剛男

■本社 山形県河北町谷地甲1083 TEL (02377) ②2233(代)

■山形支社 山形市あこや町3の10の10 TEL (0236) ④17033(代)

■支店・営業所 東京・仙台・新庄・庄内・寒河江・千葉

建築設計及び監理



有限会社 **三和測量設計** 一級建築士事務所

代表取締役 佐藤 義信

山形県村山市大字楯岡1588 TEL (02375) ⑤ **3535**

住み良い環境を造る… **総合建設業**

土木建築業・製材業・不動産業



株式会社 **矢萩工務店**

代表取締役 矢萩 登

専務取締役 佐藤 常吉

村山市大字楯岡1, 437の1 TEL (02375) ⑤5651

細心の設計・良心的な施工

総合建設業・一般製材業

河西建設株式会社

代表取締役 斎藤 省五

山形県村山市大字楯岡1041番地 TEL (02375) ⑤ **3321**

新しい住いに、豊富な技術の御用命は

総合建設業
株式会社



事務所 TEL
(023758) **2231**
2232

代表取締役 安達 利直

村山市大字本飯田1645番地の1

村山有放 **2049**

総合建設業

沼田建設株式会社

取締役社長 大場 準 一

新 庄 市 栄 町 6 ー 1
電話 (02332) ② 6811(代)

総合建築業

小島工務店

代表 小島 欣也

新庄市上金沢 1 - 25

電話 事務所 (02332) ② **1278**(代)
夜間 (02332) ② **1277**

総合建築業

横山工務店

代表 横山 英治

新庄市上金沢 7 - 46

電話 (02332) ② **0816**(代)

〔総合建設業〕

株式会社



山口工務店

代表取締役

山

口

朝

蔵

専

務

山

口

庸

男

常

務

劔

持

義

美

常

務

石

原

武

山形県鶴岡市昭和町八の三〇
代表 (0335) 220569

佐藤昇建築設計事務所

所長 佐藤 昇

鶴岡市睦町2-47 TEL (0235) ㉔ 2337

斎藤建築設計事務所

所長 斎藤 與吉

鶴岡市泉町2-16 TEL (0235) ㉔ 1809

(株)新穂建築設計事務所

代表取締役 新穂 光一郎

■鶴岡市本町一丁目8の15 TEL (0235) ㉔ 1515
■酒田市東町一丁目10の10 TEL (0234) ㉔ 1216

石川建築設計事務所

所長 石川 孝次郎

東田川郡藤島町大字藤島字村東 TEL (02356) ④ 2347

ドリコム一級建築士事務所

所長 鎌田 悌治

鶴岡市大字布目字宮田154-1 TEL (0235) ㉔ 1494

新しい住い造りに御奉仕する

建 材 ・ 銘 木
住 宅 設 備 機 器
トタン板・雨樋



サッシ・シャッター
建築金物・工事施行
ガラス摺加工

阿部建装株式会社

鶴岡市東新斎町 1 — 5 (中央産業通)

電話 (0235) ㊥ 3 1 4 1 (代表)

《営業内容》

クロス貼工事・Pタイル貼工事・クッション
フロア工事・ジュータン・カーペット工事
カーテン工事・襖貼工事・シングル工事



内装工事施工

有限
会社

インテリア

野 口 内 装

代表取締役 野 口 富次郎

鶴岡市若葉町15-5 TEL㊥ 1 1 1 7

伊藤建築設備設計事務所

所 長 伊 藤 正 男

■ 鶴岡市大字湯田川字中田73の21 TEL (0235) ㊥ 2220

■ 鶴岡市三光町 5 の12 TEL (0235) ㊥ 1769

責任ある設計
信頼される技術



日本鋼管 指定工場

総合建設業



請求
番号

172
3

登録
番号

5199

株式会社

著者名

山形県建築士会

書名

酒田大火災害特集

刃 繁 之

所属

帯出者氏名

貸出日

返却
予定日

返却日

11027

佐島博弘

7/31

59. 8. 23

本社工場
山形営業所
仙台営業所

1235(代)

508

372

1999

5199

借り出したときは

- ・本は大切に保管しましょう。
- ・必ず期日を守りましょう。
- ・よごさないようにしましょう。
- ・折目をつけないようにしましょう。
- ・また貸しをやめましょう。

一級建築士

相馬建築設計監理事務所

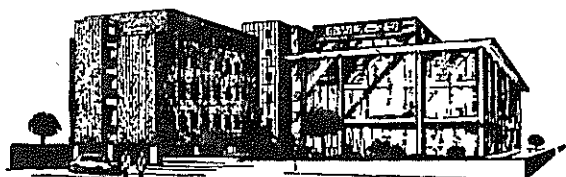
キハラ No. 1482

代表 相馬 富蔵

事務所 酒田市若宮町1丁目20-697

TEL (0234) 22-0613(代)

ビジネス観光の拠点に
静かで落ち着いた「ホテルオーヌマ」を…



山形駅から8分
山形空港から30分

シングル 4,200円
ツイン 6,800円

特別優待の会員制ございます

日本ホテル協会々員

ホテルオーヌマ

山形市小白川町二丁目 電話 (0236) 234143

便利な贈りもの。 大沼の商品券

大沼の商品券は
北は北海道から 南は九州まで
全国の有名デパートで
お買物ができます。

